

# 第2回 常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会

日時：平成28年8月26日（金）10時30分～

場所：富山県民会館 401号室

## 議 事 次 第

### 1. 開 会

### 2. 議 事

(1) 規約改正（案）について

(2) 幹事会の報告について

(3) 減災に係る取組方針（案）について

○常願寺川流域の減災に係る取組方針（案）

○神通川流域の減災に係る取組方針（案）

○庄川流域の減災に係る取組方針（案）

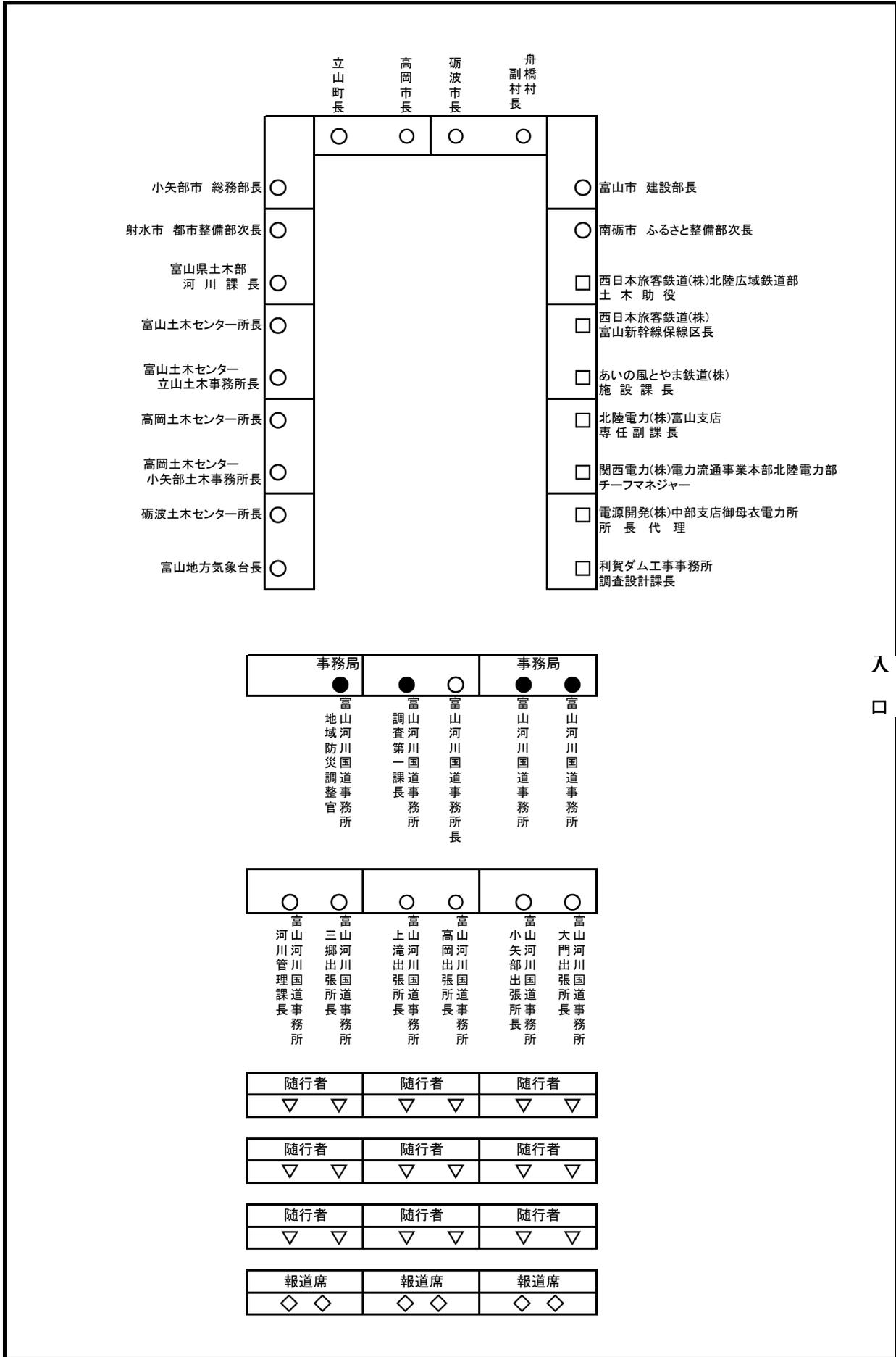
○小矢部川流域の減災に係る取組方針（案）

### 3. その他

### 4. 閉 会

# 第2回 常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会 配席図

平成28年8月26日(金)10:30～ 富山県民会館 4階 401号室



入  
口

第2回 常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会  
出席者名簿

平成28年8月26日 10:30～

構成機関名	代表者	氏名	備考
富山市	市長	森 雅志	建設部長 俣本 和夫(代理)
高岡市	市長	高橋 正樹	
立山町	町長	舟橋 貴之	
舟橋村	村長	金森 勝雄	副村長 古越 邦男(代理)
射水市	市長	夏野 元志	都市整備部次長 津田 泰宏(代理)
砺波市	市長	夏野 修	
小矢部市	市長	桜井 森夫	総務部長 栢元 剛(代理)
南砺市	市長	田中 幹夫	ふるさと整備部次長 荒井 隆一(代理)
富山県土木部河川課	課長	山谷 聡	
富山県富山土木センター	所長	中川 直人	
富山県富山土木センター立山土木事務所	所長	堀 徹	
富山県高岡土木センター	所長	神埜 進	
富山県高岡土木センター小矢部土木事務所	所長	江幡 光博	
富山県砺波土木センター	所長	石橋 則昭	
富山地方气象台	台長	飯田 和彦	
北陸地方整備局富山河川国道事務所	所長	福濱 方哉	
<オブザーバー>			
西日本旅客鉄道(株)金沢支社北陸広域鉄道部	土木助役	前 誠人	
西日本旅客鉄道(株)金沢支社富山新幹線保線区	区長	川添 雅弘	
あいの風とやま鉄道(株)	施設課長	川口 文男	
北陸電力(株)富山支店	専任副課長	寺沢 勝栄	
関西電力(株)電力流通事業本部北陸電力部	チーフマネジャー	岡崎 徹	
電源開発(株)中部支店御母衣電力所	所長代理	原口 繁樹	
北陸地方整備局利賀ダム工事事務所	調査設計課長	本田 敏也	

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約  
改正（案）

（名称）

第1条 この会議は、「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、河川管理者、県、市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川流域において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、富山河川国道事務所調査第一課が行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成28年 4月21日から施行する。

改正 平成28年 月 日

別表－1

機 関 名	代 表 者
富山市	市 長
高岡市	市 長
立山町	町 長
舟橋村	村 長
射水市	市 長
砺波市	市 長
小矢部市	市 長
南砺市	市 長
富山県土木部河川課	課 長
富山県 富山土木センター	所 長
富山県 富山土木センター 立山土木事務所	所 長
富山県 高岡土木センター	所 長
富山県 高岡土木センター 小矢部土木事務所	所 長
富山県 砺波土木センター	所 長
富山地方気象台	気 象 台 長
北陸地方整備局 富山河川国道事務所	所 長
<オブザーバー>	
西日本旅客鉄道(株)金沢支社	
あいの風とやま鉄道(株)	
北陸電力(株)富山支店	
関西電力(株)電力流通事業本部 北陸電力部	
電源開発(株)中部支店	
北陸地方整備局 利賀ダム工事事務所	

別表－2

機 関 名	幹 事	副幹事
富山市	防災対策課長	建設政策課長
高岡市	土木維持課長	危機・管理室長
立山町	建設課長	総務課長
舟橋村	生活環境課長	総務課長
射水市	道路・河川管理課長	総務課長
砺波市	土木課長	総務課長
小矢部市	建設課長	総務課長
南砺市	建設課長	総務課長
富山県	河川課 主幹	防災・危機管理課 副主幹
富山県 富山土木センター	工務第二課長	
富山県 富山土木センター 立山土木事務所	工務課副主幹	
富山県 高岡土木センター	工務第二課長	
富山県 高岡土木センター 小矢部土木事務所	工務課長	
富山県 砺波土木センター	工務第二課長	
富山地方気象台	防災管理官	
北陸地方整備局 富山河川国道事務所	副所長(河川)	
<オブザーバー>		
西日本旅客鉄道(株)金沢支社		
あいの風とやま鉄道(株)		
北陸電力(株)富山支店		
関西電力(株)電力流通事業本部 北陸電力部		
電源開発(株)中部支店		
北陸地方整備局 利賀ダム工事事務所		

## 幹事会の報告について

### ○第１回 幹事会 平成２８年７月２８日（月）

- （１） 減災対策協議会の構成員等について
- （２） 減災のための目標及び目標達成の見直し（案）について
- （３） 現状の取組状況の情報共有について
- （４） 目標達成のための取組（案）とりまとめについて
- （５） 今後の進め方について
- （６） その他

### ○第２回 幹事会 平成２８年８月１０日（水）

- （１） 減災対策協議会の規約改正（案）について
- （２） 減災のための目標及び目標達成の見直し（案）について
- （３） 第２回協議会資料（減災に係る取組方針（案））について
- （４） その他

※ 参加者は、次頁のとおり

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会  
第1回幹事会 出席者名簿

日時：平成28年7月28日（木）10:00～  
場所：富山防災センター 2階 待機室

機関名	幹事	他出席者
富山市	前田 防災対策課長	山元 建設政策課長
高岡市	久郷 土木維持課長	広田 危機・管理室長 随行：廣瀬 危機・管理室主任
立山町	山下 建設課長	
舟橋村	吉田 生活環境課長（欠席）	
射水市	前川 道路・河川管理課長 代理：南 課長補佐	一松 総務課長 随行：村中 総務課主査
砺波市	加藤 土木課長	齊藤 総務課主査
小矢部市	瀬戸 建設課長 代理：吉田 課長補佐	唐嶋 理事・総務課長
南砺市	荒井 建設課長（欠席）	武部 総務課長
富山県	吉岡 河川課主幹 随行：勝山 主任	武脇 防災・危機管理課 副主幹
富山県富山土木センター	佐伯 工務第二課長 代理：笹谷 河川管理班長	
富山県富山土木センター立山土木事務所	飯田 工務課副主幹	
富山県高岡土木センター	新庄 工務第二課長 代理：川合 河川砂防班長	
富山県高岡土木センター小矢部土木事務所	竹内 工務課長 代理：河上 河川砂防班長	
富山県砺波土木センター	加藤 工務第二課長	
富山地方气象台	寸田 防災管理官 随行：池野 水害対策気象官	
北陸地方整備局 富山河川国道事務所	齋藤 副所長	

オブザーバー

機関名	出席者	
西日本旅客鉄道(株)金沢支社	富山新幹線保線区 川添 区長	
あいの風とやま鉄道(株)	施設管理センター 福田 係長	
北陸電力(株)富山支店	技術部 土木建築チーム 寺沢 専任副課長	
関西電力(株)電力流通事業部 北陸電力部	土木グループ 岡崎 チーフマネージャー	
電源開発(株)中部支店	御母衣電力所 原口 所長代理	
北陸地方整備局 利賀ダム工事事務所	河村 建設監督官	

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会  
第2回幹事会 出席者名簿

日時：平成28年8月10日（水）10:00～

場所：富山河川国道事務所 3階 大会議室

機関名	幹事	他出席者
富山市	前田 防災対策課長 代理：村田 主幹 随行：島原 防災対策課副主幹	
高岡市	久郷 土木維持課長 随行：坂田 技師	広田 危機・管理室長 随行：廣瀬 危機・管理室主任
立山町	山下 建設課長	清水 総務課長補佐
舟橋村	吉田 生活環境課長	
射水市	前川 道路・河川管理課長	一松 総務課長 随行：村中 総務課主査
砺波市	加藤 土木課長 代理：橋本 主幹 随行：山本 主任	齋藤 総務課主査
小矢部市	瀬戸 建設課長	唐嶋 総務課長
南砺市	荒井 建設課長 代理：笠原 道路河川維持係長	武部 総務課長
富山県	吉岡 河川課主幹 随行：勝山 主任	武脇 防災・危機管理課 副主幹
富山県富山土木センター	佐伯 工務第二課長 代理：笹谷 河川管理班長	
富山県富山土木センター立山土木事務所	飯田 工務課副主幹 代理：永原 河川班長	
富山県高岡土木センター	新庄 工務第二課長	
富山県高岡土木センター小矢部土木事務所	竹内 工務課長 代理：河上 河川砂防班長	
富山県砺波土木センター	加藤 工務第二課長	
富山地方气象台	寸田 防災管理官 代理：曲田 防災気象官	
北陸地方整備局 富山河川国道事務所	齋藤 副所長	

オブザーバー

機関名	出席者	
西日本旅客鉄道(株)金沢支社	北陸広域鉄道部 前 土木助役	
あいの風とやま鉄道(株)	施設管理センター 福田係長	
北陸電力(株)富山支店	技術部 土木建築チーム 寺沢 専任副課長	
関西電力(株)電力流通事業部 北陸電力部	土木グループ 神野	
電源開発(株)中部支店	御母衣電力所 原口 所長代理	
北陸地方整備局 利賀ダム工事事務所	(欠 席)	



「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく  
常願寺川流域の減災に係る取組方針  
(案)

平成２８年８月２６日

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会

## 目 次

1. はじめに . . . . . P. 1
2. 本協議会の構成委員 . . . . . P. 3
3. 常願寺川の概要と主な課題 . . . . . P. 4
4. 現状の取組状況 . . . . . P. 8
5. 減災のための目標 . . . . . P. 14
6. 概ね5年で実施する取組 . . . . . P. 15
7. フォローアップ . . . . . P. 19

添付資料 別紙－1

添付資料 別紙－1（参考）

添付資料 別紙－2

## 1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部は堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

国土交通省では、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村（109 水系、730 市町村）において、平成 32 年度を目途に水防災意識社会を再構築する取組を行うこととし、各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川では、この「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、地域住民の安全安心を担う富山河川国道事務所管内の沿川 5 市 1 町 1 村（富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、立山町、舟橋村）、富山県、富山地方气象台、北陸地方整備局富山河川国道事務所で構成される「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を平成 28 年 4 月 21 日に設立した。

本協議会では、常願寺川の地形的特徴や被害状況、現状の取組状況の共有を図るとともに、主な水防災上の課題として以下を抽出した。

- 1) 常願寺川は、我が国有数の急流河川であり、洪水時の流水エネルギーが非常に大きく、中小洪水でも堤防や高水敷が侵食され堤防の決壊に至る危険がある。
- 2) 洪水毎に河川の滞筋が変化し、洪水の流れが複雑なため、侵食の発生箇所を予測することが困難である。
- 3) 氾濫域が扇状地地形を有しており、堤防の決壊等による浸水域が広範囲となるとともに、氾濫流の流れが速く、短時間で浸水域が拡大することから、水深は浅くとも避難が困難となり、甚大な被害が発生するおそれがある。
- 4) 新たに公表した洪水浸水想定区域内には、富山駅周辺をはじめ人口・資産が

集中（約25万人に影響）する市街地が形成され、住居、商業、産業が集積している。

- 5) また、市役所、役場をはじめ主要な公共施設及び国道8号、41号などの主要幹線道路、緊急輸送道路や鉄道などが短時間で浸水し、社会経済が大きな打撃を受けるおそれがある。

このような課題に対し、本協議会においては、『氾濫流の流れが速く、富山市街地を含む広範囲に拡散する氾濫形態となる扇状地河川特有の地形特性を踏まえ、常願寺川の大規模水害に対し、「川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難」「社会経済被害の最小化」を目指す』ことを目標と定め、平成32年度までに各構成員が連携して取り組み、水防災意識社会の再構築を行うこととして、常願寺川の減災に関わる地域の取組方針（以下「取組方針」という。）をとりまとめた。

今後、本協議会の各構成員は、取組方針に基づき連携して減災対策に組み込み、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

## 2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおりである。

参加機関	構成員
富山市	市長
高岡市	市長
立山町	町長
舟橋村	村長
射水市	市長
砺波市	市長
小矢部市	市長
南砺市	市長
富山県 土木部 河川課	課長
富山県 富山土木センター	所長
富山県 富山土木センター 立山土木事務所	所長
富山県 高岡土木センター	所長
富山県 高岡土木センター 小矢部土木事務所	所長
富山県 砺波土木センター	所長
富山地方気象台	気象台長
北陸地方整備局 富山河川国道事務所	所長
<p>&lt;オブザーバー&gt;</p>	
西日本旅客鉄道（株）金沢支社	
あいの風とやま鉄道（株）	
北陸電力（株）富山支店	
関西電力（株）電力流通事業本部 北陸電力部	
電源開発（株）中部支店	
北陸地方整備局 利賀ダム工事事務所	

### 3. 常願寺川の概要と主な課題

#### (1) 流域・地形の特徴

##### ①流域の特性

常願寺川流域は、富山県南東部に位置し、立山連峰の山間部にて称名川、和田川等の支川を合わせながら流下し、富山平野を形成する扇状地を出て富山市東部を経て日本海に注ぐ、幹川流路延長 56km、流域面積 368km<sup>2</sup> の一級河川である。

上流部の立山カルデラには、非常にもろい火山噴出物や崩壊堆積物が多量にあり洪水のたびに下流へ土砂が流出し、その土砂により形成された下流部に広がる扇状地には、富山県の中心都市である富山市があり、この地域における社会・経済・文化の基盤をなしている。

富山駅周辺はコンパクトシティ政策として交通機関や住居が集中していることに加え、沿川各地域には高齢化率の高い地域が存在する。さらには、主要幹線道路で災害時における救援活動、生活物資や復旧物資輸送等の確保などの緊急活動のための緊急輸送道路である国道 8 号、41 号などが存在する。

##### ②洪水・氾濫の特性

上流域はきわめて急峻な地形をなしており、非常に崩れやすい状態となっている。また、河床勾配は山地部で約1/30、扇状地部で約1/100と、我が国屈指の急流河川である。

流域の気候は、冬期における寒冷積雪と夏期の高温多湿を特徴とした四季の変化がはっきりした日本海型気候であり、年間降水量は上流に向かって多くなり、平野部で約2,300mm、山岳部では3,000mmを越えるため、上流域の降雨に伴う洪水の危険度を認識しにくい特徴がある。

常願寺川の地形は、上滝を扇頂とする常願寺川扇状地が形成され、ひとたび氾濫すると拡散型の氾濫形態となり、人口・資産の集中する富山市をはじめ、広範囲に甚大な被害が及ぶ恐れがある。

また、氾濫流の流れが速く、短時間で浸水域が広がることから、水深が浅くても避難が困難となる状況を踏まえ、近年の沿川住民の高齢化の進行により増加する要配慮者に応じた円滑な避難行動のための事前の備えが重要となる。

## (2) 過去の被害状況と河川改修の状況

### ①過去の被害

安政5年(1858年)の飛越地震では、常願寺川上流の立山カルデラ内で「鳶崩れ」と呼ばれる大崩壊が発生し、水源から扇状地に至る全域にわたって一大荒廃河川となり、この洪水により当時の富山藩領内の18ヶ村に及び死者140人、負傷者8,945人、流出家屋1,603戸の甚大な被害が発生した。

昭和9年7月の洪水では、上流の湯川筋の多枝原の大崩落により、急流河川特有の土砂を伴った大洪水となり、堤防の決壊、橋梁・道路を破壊する大災害となった。

昭和44年8月洪水では、戦後最大の大出水となり、常願寺川は全川にわたり護岸・根固めの沈下流失、水制の破損、倒壊等の大被害が生じ、中新川郡立山町岩嶺野地先で150mにわたって堤防が決壊し、中新川郡立山町三ツ塚新地先でも30mの欠壊が発生した。

平成10年8月の梅雨前線の停滞によって、3日、7日、12日に平均年最大流量を超える洪水が発生。7日の洪水では高水敷の欠壊や根固工の流出などの被害が発生し、その延長は750mにも及んでいる。

近年では、停滞した梅雨前線の影響による集中豪雨により洪水が発生し、治水施設の整備等により大きな一般被害は発生していないが、河川の滞筋が不安定で洪水時には偏流が発生することから、河道内の施設の多くが被災している。

### ②河川改修の状況

平成21年11月に策定した「常願寺川水系河川整備計画(大臣管理区間)」では、洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する目標として、「急流河川特有の洪水時のエネルギーに対する堤防の安全性の確保」を可能とするため、急流河川対策を行い、氾濫被害の防止を図るとしている。

現状では、背後地の状況を踏まえつつ、急流河川対策等が実施されているものの、予想される洗掘深さに対して根入れが不足している箇所などが存在しており、洪水に対し安全に流下できる状態にはなっていない。

常願寺川での主な課題は、以下のとおりである。

- 1) 常願寺川は、我が国有数の急流河川であり、洪水時の流水エネルギーが非常に大きく、中小洪水でも堤防や高水敷が侵食され堤防の決壊に至る危険がある。
- 2) 洪水毎に河川の滞筋が変化し、洪水の流れが複雑なため、侵食の発生箇所を予測することが困難である。
- 3) 氾濫域が扇状地地形を有しており、決壊等による浸水域が広範囲となるとともに、氾濫流の流れが速く、短時間で浸水域が拡大することから、水深は浅くとも避難が困難となり、甚大な被害が発生するおそれがある。
- 4) 新たに公表した洪水浸水想定区域内には、富山駅周辺をはじめ人口・資産が集中（約25万人に影響）する市街地が形成され、住居、商業、産業が集積している。
- 5) また、市役所、役場をはじめ主要な公共施設及び国道8号、41号などの主要幹線道路、緊急輸送道路や鉄道などが短時間で浸水し、社会経済が大きな打撃を受けるおそれがある。

#### ■取組の方向性

今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されることを踏まえると、これらの課題に対して、行政や住民等の各主体が意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える必要があり、本協議会においては、想定し得る最大規模の洪水に対し「川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難」及び「社会経済被害の最小化」を目指すこととして、主に以下の取組を行うものとする。

- ・ハード対策として、洪水を河川内で安全に流すための侵食・洗掘対策、浸透対策及びパイピング対策、越水が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす「危機管理型ハード対策」として堤防天端の保護、円滑な避難活動や水防活動等に資するCCTVカメラや水位計等の整備 など
- ・ソフト対策として、常願寺川の水害の歴史・洪水特性の周知・理解促進のための副教材の作成・教育機関等への配布、洪水浸水想定区域図を踏まえて、家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水深や氾濫流の流速等により、その場に留まらない「立ち退き避難区域」の検討及びハザードマップへの反映、リアルタイムの防災情報提供や市町村と連携したタイムラインの検討 など

このような取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものとする。

#### 4. 現状の取組状況

常願寺川流域における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出した結果、概要としては、以下のとおりである。（別紙－1参照）

##### ①地域住民の急流河川特有の洪水の理解に関する事項

※○：現状、●：課題（以下同様）

項目	現状○と課題●	
急流河川特有の洪水の理解	○昭和44年8月洪水により堤防決壊等が発生しているが、近年は国管理区間において氾濫流による浸水被害は発生していない。	
	●治水事業の進展等による被害発生頻度の減少により、地域住民の防災意識が低い状況である。	A
	●過去に洪水や氾濫被害を経験している人が少なくなっている。	B

##### ②情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状○と課題●	
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	○常願寺川（国管理区間）において想定最大規模及び河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による洪水浸水想定区域図を富山河川国道事務所のHP等で公表している。	
	○避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を富山河川国道事務所と気象台の共同で実施している。	
	○災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）を実施している。	
	●浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。	C
	●水位予測の精度の問題や長時間先の予測情報不足から、水防活動の判断や住民の避難行動の参考となりにくい。	D

② 情報伝達、避難計画等に関する事項

項 目	現状○と課題●
避難勧告等の発令基準	<p>○地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準や対象地域を明記している。（国のガイドライン（案）に基づく見直し済）</p> <p>○常願寺川（国管理区間）における避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）を作成している。</p>
	<p>●避難勧告等の発令に着目したタイムラインが実態に合ったものになっているかが懸念される。</p> <p style="text-align: right;">E</p>
避難場所・避難経路	<p>○避難場所として、公共施設を指定し、計画規模の洪水に対する水害ハザードマップ等で周知している。</p>
	<p>●大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。</p> <p style="text-align: right;">F</p>
	<p>●大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。</p> <p style="text-align: right;">G</p>
	<p>●避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていないおそれがある。</p> <p style="text-align: right;">H</p>

② 情報伝達、避難計画等に関する事項

項 目	現状○と課題●	
住民等への情報伝達の体制や方法	<p>○防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難勧告等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、SNS、緊急告知FMラジオ、広報車による周知、報道機関への情報提供等を実施している。</p> <p>○河川管理者等からWEB等を通じた河川水位、ライブ映像情報などを住民等に情報提供している。</p> <p>○平成28年8月に富山県総合防災システムを更新し、アラート等を活用して報道機関と連携した住民等への情報提供（災害対策本部設置、避難勧告、被害情報等）を開始した。</p>	
	<p>●大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況がある。</p>	I
	<p>●WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。</p>	J
	<p>●災害時に国・県・市においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。</p>	K
<p>●住民の避難行動の判断に必要な氾濫原を共有する他水系の防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。</p>	L	
避難誘導體制	<p>○避難誘導は、警察、消防機関、自主防災組織、水防団員（消防団員）と協力して実施している。</p>	
	<p>●災害時の具体的な避難支援や避難誘導體制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。</p>	M

③ 水防に関する事項

項 目	現状○と課題●	
河川水位等に係る情報提供	<p>○国土交通省が基準観測所の水位により水防警報を 発表している。水防団員へFAX等により情報提 供している。</p> <p>○災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事 務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホット ライン）をしている。</p>	
	<p>●急流河川では、洪水毎に滞筋が変化し、洪水 の流れが複雑であることから、適切に水防活 動を実施すべき箇所を特定し、共有すること が必要である。</p>	N
	<p>●急流河川の特性や水防活動に時間を要する 現地の特性等も踏まえた、迅速かつ適切な水 防活動に懸念がある。</p>	O
河川の巡視区間	<p>○出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の 合同巡視を実施している。また、出水時には、水 防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施し ている。</p> <p>○地域防災計画により、浸水被害が予想される箇所 を巡回し、現状把握に努めている。</p>	
	<p>●河川巡視等で得られた情報について、水防団 等と河川管理者で共有が不十分であり、適切 な水防活動に懸念がある。</p>	P
	<p>●水防団員が減少・高齢化等している中でそれ ぞれの受け持ち区間全てを回りきれないこ とや、定時巡回ができない状況にある。</p>	Q
	<p>●水防活動を担う水防団員（消防団員）は、水 防活動に関する専門的な知見等を習得する 機会が少なく、的確な水防活動ができないこ とが懸念される。</p>	R

③ 水防に関する事項

項 目	現状○と課題●	
水防資機材の整備状況	○各機関の水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。	
	●水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。 ●水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。	S
	●鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、常願寺川での堤防決壊時の資機材について、配備箇所の見直しを含めた再確認が必要である	

④ 濫水の排水、施設運用等に関する事項

項 目	現状○と課題●	
排水施設、排水資機材の操作・運用	○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。	
	○樋門・陸閘の操作点検を出水期前に実施している。 ●排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する社会経済機能の早期回復に向けた対応を行えない懸念がある。	U
	●現状において社会経済機能の早期回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。	

⑤ 河川管理施設の整備に関する事項

項 目	現状○と課題●	
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	○急流河川対策として、河川の洗掘や侵食に対する安全度や背後地の状況等を踏まえ、根継ぎ護岸等の整備を推進している。	
	●堤防の漏水や侵食・洗掘など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所が存在している。	W
	●今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されるなかで、被害の軽減を図る必要がある。	X

## 5. 減災のための目標

急流河川特有の洪水の理解や迅速かつ確実な避難、水防活動等の対策を実施することで、各構成員が連携して平成32年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

### 【5年間で達成すべき目標】

氾濫流の流れが速く、富山市街地を含む広範囲に拡散する氾濫形態となる扇状地河川特有の地形特性を踏まえ、常願寺川の大規模水害に対し、『川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難』『社会経済被害の最小化』を目標とする。

- ※ 大規模水害……想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害。
- ※ 川を流れる洪水……水位が急激に上昇する。流れのエネルギーが大きく、予測困難な堤防の侵食が発生する。
- ※ 市街地を流れる洪水……一旦堤防が決壊すると勢いのある水が短時間で市街地に広がる。
- ※ 迅速かつ確実な避難……水深が浅くても歩行できない状況となる前に安全な場所への避難。
- ※ 社会経済被害の最小化……大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態。

上記目標の達成に向け、常願寺川において、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取り組みを実施する。

- ① 急流河川特有の洪水現象について理解を頂くための周知・理解促進の取り組み
- ② 常願寺川の特性を踏まえた大規模水害における避難行動のための取り組み
- ③ 洪水氾濫による被害軽減や避難時間確保のための水防活動等の取り組み

## 6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。（別紙－2参照）

### 1) ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関は、以下のとおりである。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■洪水を河川内で安全に流す対策			
<常願寺川> ・浸透対策	W	順次実施	北陸地整
・パイピング対策	W	順次実施	北陸地整
・侵食・洗掘対策	W	引き続き実施	北陸地整
■危機管理型ハード対策			
<常願寺川> ・堤防天端の保護	X	引き続き実施	北陸地整
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備			
・新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	O, R T	平成28年度から 検討	北陸地整、富山県、 富山市、立山町、 舟橋村
・円滑な避難活動や水防活動を支援するため、CCTVカメラ、簡易水位計や量水標等の設置	L, N	平成28年度から 順次整備	北陸地整

## 2) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

### ① 急流河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組

急流河川特有の洪水特性や氾濫流等により避難行動の遅れが懸念されることから、住民の洪水に対する周知・理解促進に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
<b>■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組</b>			
・ 常願寺川の水害の歴史、洪水特性の周知、理解促進のための副教材の作成・配布	A, B C	順次実施	北陸地整、富山県、富山市、立山町、舟橋村
・ 小中学校等における水災害教育を実施	A, B C	引き続き実施	北陸地整、富山県、気象台、富山市、立山町、舟橋村
・ 出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	A, B C	引き続き実施	北陸地整、富山県、富山市、立山町、舟橋村
・ 効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	A, B J	順次実施	北陸地整、富山県、気象台、富山市、立山町、舟橋村
・ 自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	C	平成27年度から順次、毎年実施	北陸地整、富山県、富山市、立山町、舟橋村
・ まるごとまちごとハザードマップを整備	F, G H	順次実施	北陸地整、富山県、富山市、立山町、舟橋村
・ 住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実	M	順次実施	富山県、富山市、立山町、舟橋村

② 迅速かつ確実な避難行動のための取組

住民自らによる情報の収集、住民の避難行動に資するための情報発信等の不足が懸念されるため、住民の適切な避難行動に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
<b>■情報伝達、避難計画等に関する取組</b>			
・リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実	I, J K, L	順次実施	北陸地整、富山県、 気象台、富山市、 立山町、舟橋村
・避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）の整備及び検証と改善	E	順次実施	北陸地整、富山県、 気象台、富山市、 立山町、舟橋村
・想定最大規模も含めた決壊地点別浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表（浸水ナビ等による公表）	F, G H	平成28年度から 順次実施	北陸地整
・立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	F, G H, M	平成28年度から 順次実施	北陸地整、富山市、 立山町、舟橋村
・参加市町村による広域避難計画の策定及び支援	F, G	平成28年度から 順次実施	北陸地整、富山県、 富山市、立山町、 舟橋村
・広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知	F, G H	平成28年度から 順次実施	北陸地整、富山県、 富山市、立山町、 舟橋村
・水位予測の検討及び精度の向上	D	平成28年度から 検討	北陸地整
・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善	L	平成29年度から 検討	気象台

※ 常願寺川流域の減災に係る取組方針「広域避難計画」、「広域的な避難計画」とは、立ち退き避難を行う際、地域、地形、被害などの状況によっては、隣接市町村への避難が有効な地区の避難計画をいう。

※ 浸水ナビとは、自宅などの調べたい地点をWEBサイト上で指定することにより、どの河川が氾濫した場合に浸水するか、河川の決壊後どれくらいの時間で氾濫水が到達するか、浸水した状態がどれくらいの時間継続するか等をアニメーションやグラフで表示するシステムをいう。

※ 警報級の現象とは、ひとたび起これば社会的に大きな影響を与える現象をいう。

③ 洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組

水防団等との情報共有の不足や、要配慮者利用施設等の自衛水防への支援不足が懸念されるため、水防活動に対する情報共有や支援に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
<b>■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組</b>			
・水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	P	引き続き毎年実施	北陸地整、富山県、気象台、富山市、立山町、舟橋村
・自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施	N, O, P	引き続き毎年実施	北陸地整、富山県、気象台、富山市、立山町、舟橋村
・毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施	P, Q	引き続き毎年実施	北陸地整、富山県、気象台、富山市、立山町、舟橋村
・水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進	Q, S	引き続き実施	富山市、立山町、舟橋村
・国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	R	引き続き実施	北陸地整、富山県、富山市、立山町、舟橋村
・大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	T	平成28年度から検討	北陸地整、富山県
・大規模水害を想定した常願寺川排水計画（案）の検討を実施	U, V	平成28年度から検討	北陸地整、富山県、富山市、立山町、舟橋村
・排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	V	引き続き毎年実施	北陸地整、富山県、富山市、立山町、舟橋村
・関係機関が連携した排水実働訓練の実施	X	順次実施	北陸地整、富山県、富山市、立山町、舟橋村
<b>■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組</b>			
・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	M	平成28年度から順次実施	北陸地整、富山県、富山市、立山町、舟橋村
・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	K	平成28年度から実施	北陸地整、富山県、富山市、立山町、舟橋村

## 7. フォローアップ

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

常願寺川では、想定最大規模の外力による新たな浸水想定区域図を公表してまもないことから、新たな浸水想定区域図に基づく具体的なソフト対策の取り組みの内容及び目標時期などのロードマップについては、本協議会幹事会を通じ、沿川自治体との間で取り組みの具体化を図ることとする。

また、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

現状の取組状況の共有とりまとめについて【常願寺川】

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	北陸地整	富山県	気象台	富山市	立山町	舟橋村	現状と課題	
急流河川特有の洪水の理解	昭和44年8月洪水により堤防決壊等が発生しているが、近年は国管理区間において氾濫流による浸水被害は発生していない。						●治水事業の進展等による被害発生頻度の減少により、地域住民の防災意識が低い状況である。	A
							●過去に洪水や氾濫被害を経験している人が少なくなっている。	B
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	<ul style="list-style-type: none"> <li>常願寺川(国管理区間)において想定最大規模降雨規模及び河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による浸水想定区域図を富山河川国道事務所HP等で公表している。</li> <li>避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を富山河川国道事務所と気象台の共同で実施している。</li> <li>災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達(ホットライン)を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「富山県雨量水位情報」により雨量・河川水位・ダム諸量等の情報を提供している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を富山河川国道事務所と気象台の共同で実施している。</li> <li>警報・注意報を発表している。(警戒期間、注意期間、ピークの時間帯、最大雨量などの予測値を記述)</li> </ul>				●浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。	C
							●水位予測の精度の問題や長時間先の予測情報不足から、水防活動の判断や住民の避難行動の参考となりにくい。	D
避難勧告等の発令基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>常願寺川(国管理区間)における避難勧告に着目した防災行動計画(タイムライン)を作成している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各市町村の洪水に関する避難勧告等発令基準をとりまとめ、北陸地方整備局、富山地方気象台へ情報提供している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川管理者と共同で洪水予報を発表している。</li> <li>警報・注意報を発表している。(警戒期間、注意期間、ピークの時間帯、最大雨量などの予測値を記述)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に具体的な警戒水位等まで明示している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に具体的な警戒水位等まで明示している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に具体的な警戒水位等まで明示している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>常願寺川本・支川(県管理区間)における避難勧告等の発令に着目したタイムラインが未整備であるため適切な防災情報の伝達に対して懸念がある。</li> <li>避難勧告等の発令に着目したタイムラインが実態に合ったものになっているか懸念される。</li> </ul>	E
避難場所・避難経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水想定区域図を作成し公表するなど、自治体で作成するハザードマップの作成支援を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年8月に富山県総合防災システムを更新し、アラート等を活用して報道機関と連携した住民等への情報提供(災害対策本部設置、避難勧告、被害情報等)を開始した。</li> <li>出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同点検を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川管理者と共同で洪水ハザードマップ等により避難所や避難経路について、確認しておく。(指定経路の公表までは行っていない。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)避難場所 富山市地域防災計画(風水害等対策編、資料編)にて策定、HPIにより周知。小中学校、体育館、コミュニティセンターなどの公共施設が主。</li> <li>(2)避難経路 洪水ハザードマップ等により避難所や避難経路について、確認しておく。(指定経路の公表までは行っていない。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)避難施設 立山町地域防災計画(資料編)にて策定、公民館、小中学校などの公共施設が主。</li> <li>(2)避難経路 洪水ハザードマップ等により避難所や避難経路について、確認しておく。(指定経路の公表までは行っていない。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)避難施設 舟橋村地域防災計画(資料編)にて策定、公民館、小中学校などの公共施設が主。</li> <li>(2)避難経路 洪水ハザードマップ等により避難所や避難経路について、確認しておく。(指定経路の公表までは行っていない。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。</li> <li>●大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。</li> <li>●避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていないおそれがある。</li> </ul>	F
				<ul style="list-style-type: none"> <li>●大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況がある。</li> </ul>	I			
				<ul style="list-style-type: none"> <li>●WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。</li> </ul>	J			
				<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時に国・県・市においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。</li> <li>●住民の避難行動の判断に必要な氾濫原を共有する他水系の防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。</li> </ul>	K			
<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時の具体的な避難支援や避難誘導体制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。</li> </ul>	L							
避難誘導体制			<ul style="list-style-type: none"> <li>気象情報等を、自治体や報道機関を通じて住民等へ伝達している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>テレビやラジオの放送、コミュニティFM、ケーブルTV、インターネット、緊急速報メール、SNS、スマートフォンアプリ、広報車、同報無線等により伝達を行う。</li> <li>消防団、自主防災組織等、組織的な伝達を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報車、避難誘導員、住民組織、防災行政無線、インターネット、緊急速報メール、滑川中新川地区広域情報事務組合ケーブルテレビ(Net3)等により伝達を行う。</li> <li>電話連絡が可能な状況であれば地区で作成している連絡網を利用して区長から電話連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サイレン、消防車・広報車、消防団員、自治会・村内会、自主防災組織等、ケーブルテレビ、ホームページ、緊急情報告知システム、eネットふなはし、緊急速報メール等により伝達を行う。</li> </ul>	M	

② 水防に関する事項

項目	北陸地整	富山県	気象台	富山市	立山町	舟橋村	現状と課題	
河川水位等に係る情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通省が基準観測所の水位により水防警報を発表している。</li> <li>災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達(ホットライン)をしている。</li> <li>河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報をWEBや報道機関を通じて伝達している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「富山県雨量水位情報」により雨量・河川水位・ダム諸量等の情報を提供している。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画により伝達系統図を定めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>立山町水防計画の定めるところにより、防災関係機関、住民等へ連絡を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防通信情報連絡図(舟橋村地域防災計画本編第2章「災害応急計画」)のとおり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●急流河川では、洪水毎に滞筋が変化し、洪水の流れが複雑であることから、適切に水防活動を実施すべき箇所を特定し、共有することが必要である。</li> </ul>	N
							<ul style="list-style-type: none"> <li>●急流河川の特性や水防活動に時間を要する現地の特性等も踏まえた、迅速かつ適切な水防活動に懸念がある。</li> </ul>	O
河川の巡視区間	<ul style="list-style-type: none"> <li>出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。</li> <li>出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同点検を実施している。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>富山市水防計画に基づき、重要水防箇所をはじめ関係河川、堤防等を巡視し、必要な措置をとるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要水防区域及び水防警戒河川には、水防業務の分担に基づき河川の常時巡視員を配置し随時区域内を巡視する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要水防区域及び水防警戒河川には、水防業務の分担に基づき河川の常時巡視員を配置し随時区域内を巡視する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。</li> </ul>	P
							<ul style="list-style-type: none"> <li>●水防団員が減少・高齢化等している中でそれぞれの受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができない状況にある。</li> </ul>	Q
							<ul style="list-style-type: none"> <li>●水防活動を担う水防団員(消防団員)は、水防活動に関する専門的な見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。</li> </ul>	R
水防資機材の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川に水防倉庫を設置し、水防に必要な資器材を常に整備している。</li> <li>水防倉庫の調査日を定め、資器材の点検を実施している。</li> <li>備蓄情報は、水防計画の附表に記載し、HP等で公表している。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>水防倉庫の位置及び配備資機材は富山市水防計画に記載している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防資材の確保(立山町防災地域防災計画資料:7-16 水防倉庫の所在位置及び備蓄資材等)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防作業に際しては、あらかじめ備蓄している資材を用いるが、不足する場合は、民間からの調達・収用を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。</li> <li>●水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。</li> </ul>	S
							<ul style="list-style-type: none"> <li>●鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、常願寺川での堤防決壊時の資機材について、配備箇所の見直しを含めた再確認が必要である。</li> </ul>	T

## ③ 氾濫水の排水、施設引用等に関する事項

項目	北陸地整	富山県	気象台	富山市	立山町	舟橋村	現状と課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用	・排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において、平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。 ・樋門の操作点検を出水期前に実施している。	・ダム・水門・堰等については、出水期前に当該施設の点検及び補修を実施している。			・水門重要樋門等については、水防警報等が発せられたとき等、樋門等管理者へ通報することなどを防災計画にて定めている。		●排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する社会経済機能の早期回復に向けた対応を行えない懸念がある。	U
							●現状において社会経済機能の早期回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。	V

## ④ 河川管理施設の整備に関する事項

項目	北陸地整	富山県	気象台	富山市	立山町	舟橋村	現状と課題	
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	○急流河川対策として、河川の洗掘や侵食に対する安全度や背後地の状況等を踏まえ、根柢ぎ護岸等の整備を推進している。						●堤防の漏水や侵食・洗掘など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所が存在している。	W
							●今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されるなかで、被害の軽減を図る必要がある。	X

現状の取組状況の共有とりまとめについて(詳細版)

本資料は各市町村の地域防災計画(いずれもホームページで公開)記載事項の抜粋を主として作成。

別紙-1  
(参考)

1. 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	富山市	立山町	舟橋村
①避難勧告等の発令基準	<p>避難勧告等は、次の状況が認められるときを基準として実施する。 なお、避難勧告等において必要となる判断基準や伝達マニュアルの事前作成に努める。</p> <p>① 災害の拡大により、市民の生命に危険が及ぶと認められるとき。 ② 警報等が発表され、風水害による家屋の破壊、浸水等の危険が認められるとき。 ③ 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し又はそのおそれがあり、市民に生命の危険が認められるとき。 ④ 土砂災害警戒情報及び補足情報、前兆現象や災害発生状況などを総合的に判断して、避難勧告等が必要と認められるとき。 ⑤ 災害で被害を受けた建物・構造物等が周辺に被害を与えるおそれがあるとき。 ⑥ 不特定多数の者が集まる施設、学校、病院、工場等防災上重要な施設において避難が必要と判断されるとき。 ⑦ その他、災害の状況により、市長が認めるとき。</p>	<p>避難準備情報、勧告又は指示等の判断基準(対象河川:常願寺川、白岩川、栃津川) (1)避難準備(要援護者避難)情報 ・常願寺川において指定河川洪水予報「氾濫注意情報」が発表されたとき。 ・白岩川、栃津川において基準水位観測所における水位が氾濫注意水位に達し、更に水位が上昇しているとき。 ・大雨、洪水警報が発表されたとき。 (2)避難勧告 ・常願寺川において、指定河川洪水予報「氾濫警戒情報」が発表されたとき。 ・白岩川、栃津川において、水位が避難判断水位に達し、更に水位が上昇しているとき。 ・破堤につながるような漏水等を確認したとき。 (3)避難指示 ・常願寺川において、指定河川洪水予報「氾濫危険情報」が発表されたとき。 ・白岩川、栃津川において、水位が氾濫危険水位に達したとき。 ・河川管理施設の大規模漏水、亀裂等を確認したとき。 ・堤防の決壊・越水を確認したとき。</p> <p>上記以外の河川及び用水路等の判断基準 (1)避難準備(要援護者避難)情報 ・本町及び河川上流域に大雨又は洪水警報が発表され、近隣での浸水などにより浸水の危険が高いと判断されたとき。 (2)避難勧告 ・避難準備情報実施基準を満たし、かつ、近隣での浸水が拡大しているとき。 (3)避難指示 ・避難勧告実施基準を満たし、かつ、近隣での浸水が床上に及んでいるとき。</p> <p>※立山町地域防災計画 P142より</p>	<p>避難準備情報、勧告又は指示等の判断基準(対象河川:白岩川) (1)避難準備(要援護者避難)情報 ・白岩川において基準水位観測所における水位が「はん濫注意水位」に達し、更に水位が上昇しているとき。 ・大雨、洪水警報が発表されたとき。 (2)避難勧告 ・白岩川において、水位が避難判断水位に達し、更に水位が上昇しているとき。 ・破堤につながるような漏水等を確認したとき。 (3)避難指示 ・白岩川において、水位が「はん濫危険水位」に達したとき。 ・河川管理施設の大規模漏水、亀裂等を確認したとき。 ・堤防の決壊・越水を確認したとき。</p> <p>上記以外の河川及び用水路等の判断基準 (1)避難準備(要援護者避難)情報 ・本村及び河川上流域に大雨又は洪水警報が発表され、近隣での浸水などにより浸水の危険が高いと判断されたとき。 (2)避難勧告 ・避難準備情報実施基準を満たし、かつ、近隣での浸水が拡大しているとき。 (3)避難指示 ・避難勧告実施基準を満たし、かつ、近隣での浸水が床上に及んでいるとき。</p> <p>※舟橋村地域防災計画 P226より</p>
②避難場所・避難経路	<p>(1)避難場所 ・避難所としては、学校、体育館等が適当である。 ・避難所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。(消防庁震災対策指導室「市町村地域防災計画検討委員会報告書」では、おおむね3.3㎡当たり2人としている。) ・大規模なけが崩れや浸水などの危険のないところで付近に多量の危険物が蓄積されていないところとする。 ・避難施設については、安全な建物(公有・公共的)で、給食施設を有するもの、給食施設を急造し得るもの又は比較的容易に食料が搬入でき、給食し得る場所を選定して指定する。 ・海岸付近の避難場所は、高潮に備えて高台を選定するか、適地がない場合は緊急時に避難する3階以上のビルを管理者と協議して避難場所として使用できるようにしておく。特に、休日、夜間の使用については留意し、市民にその周知徹底を図る。 (2)避難経路 避難所への距離が長い地域や火災による延焼の危険性が著しく高い地域については、避難者が安全かつ円滑に避難できるように、避難道路をあらかじめ確保しておくものとする。 (3)周知方法 市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所や災害危険地域を明示した防災マップや広報紙・PR紙を活用して避難に関する広報活動を実施する。</p>	<p>(1)避難場所の確保 ア 避難場所の設置 施設の管理者の同意を得た上で、あらかじめ、必要に応じ、次の基準により避難場所を指定しておく。なお、避難場所の指定については、地域の人口動態や施設の変更等の状況に応じて適宜見直しを行う。 ＜避難場所の設置基準＞ (ア)避難場所としては、学校、体育館等が適当である。 (イ)避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。 (ウ)要避難地区住民のすべての住民(昼間人口も考慮する)を収容できるよう配置する。(エ)浸水等の危険のないところで付近に多量の危険物が蓄積されていないところとする。 (オ)避難施設については、安全な建物(公有・公共的)で、給食施設を有するもの、給食施設を急造し得るもの又は比較的容易に食料が搬入でき、給食し得る場所を選定して指定する。 イ 避難場所における施設、設備の整備 避難場所において避難住民の生活を確保するため、次に掲げるような施設、設備の整備に努める。 (ア)避難場所又はその近傍で、水、食料、非常用電源、常備薬、炊出し用具、毛布、暖房用具等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保するほか、備蓄倉庫等の整備に努める。 (イ)井戸、仮設(簡易)トイレ、マット、通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ等災害情報の入手に資する機器を整備する。また、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための整備に努める。 ウ 避難場所(避難所)における運営体制の整備 避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、町は、県避難所運営マニュアル策定指針を踏まえ、避難所運営のための組織を盛り込んだ避難所運営マニュアルを作成し、各地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図る。 【資料:9-2 備蓄物資】 (2)避難道路の確保 避難場所への距離が長い地域や火災による延焼の危険性が著しく高い地域については、避難者が安全かつ円滑に避難できるように、避難道路をあらかじめ確保しておく。また、避難者が避難場所に安全に到達できるよう、避難誘導標識等を設置する。</p> <p>※立山町地域防災計画 P64～65より</p>	<p>(1)避難場所の確保 ア 避難場所の設置 施設の管理者の同意を得た上で、あらかじめ、必要に応じ、次の基準により避難場所を指定しておく。なお、避難場所の指定については、地域の人口動態や施設の変更等の状況に応じて適宜見直しを行う。 ＜避難場所の設置基準＞ (ア)避難場所としては、公園、公民館、学校、体育館等が適当である。(イ)避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、概ね2㎡以上とする。(ウ)要避難地区住民のすべての住民(昼間人口も考慮する)を収容できるよう配置する。(エ)浸水等の危険のないところで付近に多量の危険物が蓄積されていないところとする。(オ)避難施設については、安全な建物(公有・公共的)で、給食施設を有するもの、給食施設を急造し得るもの又は比較的容易に食料が搬入でき、給食し得る場所を選定して指定する。イ 避難場所における施設、設備の整備 避難場所において避難住民の生活を確保するため、次に掲げるような施設、設備の整備に努める。(ア)避難場所又はその近傍で、水、食料、非常用電源、常備薬、炊出し用具、毛布、暖房用具等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫等の整備に努める。(イ)井戸、仮設(簡易)トイレ、マット、通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ等災害情報の入手に資する機器を整備する。また、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための整備に努める。ウ 避難場所(避難所)における運営体制の整備 避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、村は、県避難所運営マニュアル策定指針を踏まえ、避難所運営のための組織を盛り込んだ避難所運営マニュアルを作成し、各地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図る。(2)避難道路の確保 村職員、警察官、消防職員その他の避難の措置の実施者は、避難者が安全かつ円滑に避難できるように通行の支障となる行為を排除し、避難道路の通行確保に努める。ア 避難道路の選定 村は、市街地の状況に応じて次の基準により避難道路を選定する。(ア)避難道路はおおむね8～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼の危険性のある建物、危険物施設がないこと(イ)避難場所まで複数の道路を確保すること(ウ)地震に強い地盤で、地下に危険な埋設物がないこと(エ)津波、浸水等の危険のある地域を避けること(オ)落下物の危険性が少ないこと(カ)自動車の交通量がなるべく少ないこと イ 避難標識の設置 避難者が避難場所に安全に到達できるよう、避難誘導標識を設置する。</p> <p>※舟橋村地域防災計画 P63より</p>

項目	富山県	立山町	舟橋村
<p>③住民等への情報伝達の体制や方法</p>	<p>本部室は、避難準備情報、避難の勧告又は指示について、次の内容を明示して行う。  (1) 要避難対象地域  (2) 避難先  (3) 避難勧告又は指示の理由  (4) その他避難時の注意事項等  避難準備情報、避難の勧告又は指示の方法は、要避難対象地域の市民のみならず走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、テレビやラジオの放送、コミュニティFM、ケーブルTV、インターネット、緊急速報メール、SNS、スマートフォンアプリ、広報車、同報無線等により伝達を行うとともに、消防団、自主防災組織等、組織的な伝達を行う。また、必要に応じて、各家庭への戸別訪問やテレビ、ラジオ放送による周知のための協力依頼を行う。</p>	<p>災害時における広報  (ア) 広報車による周知  (イ) 避難誘導員による現地広報  (ウ) 住民組織を通じた広報  (エ) 防災行政無線による広報  (オ) インターネット、緊急速報メール、滑川中新川地区広域情報事務組合ケーブルテレビ (Net3) 等による広報  ※立山町地域防災計画 P66より</p>	<p>要避難対象地域の住民に対する避難準備情報、勧告又は指示等の方法は、次のとおりとする。  また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。  (1) サイレンによる伝達  (2) 消防車・広報車による村内巡回放送  (3) 消防団員による各戸伝達  (4) 自治会・村内会、自主防災組織等による各戸伝達  (5) ケーブルテレビ、ホームページ等による周知  (6) 緊急情報告知システム、eネットふなはし、緊急速報メールによる周知  ※舟橋村地域防災計画 P227より</p>
<p>④避難誘導体制</p>	<p>避難準備情報、避難の勧告又は指示が出された場合、消防団及び関係部は、警察官、消防団員、自主防災組織等の協力を得て、地域や事業所等の単位に集団の形成を促しつつ、避難所への誘導を行う。  また、社会福祉施設、医療機関及び学校において避難を要する場合、福祉保健部、教育部はその避難を支援する。  なお、避難の勧告又は指示等は地域の居住者のほか、滞在者に対しても行われる場合があることから、観光客等の一時滞在者の避難誘導についても配慮する必要がある。</p>	<p>(1) 避難誘導  避難の誘導は、災害救助部救助班(健康福祉課)、消防部総務班(消防署)若しくは各施設管理者が、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、消防署、上市警察署等の協力を得て実施する。  ア 災害救助部救助班(健康福祉課)  避難準備情報、勧告又は指示等が出された場合、消防署及び上市警察署の協力を得て、地域又は自治会単位に集団の形成を図るため、あらかじめ指定してある避難場所に誘導員を配置し、住民を誘導する。  イ 消防署  (ア) 避難準備情報、勧告又は指示等が出された場合には、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大の方向及び消防隊の運用を勘案し、もっとも安全と思われる方向を町、上市警察署に通報する。  (イ) 避難が開始された場合は、消防職員及び消防団員により、避難誘導にあたる。  ウ 上市警察署  町に協力し、一定の地域、事業所を単位として集団をつくり、誘導員及び各集団のリーダーの誘導のもとに、次により避難させる。  (ア) 避難誘導にあたっては、避難道路の要所に誘導員を配置し、避難者の通行を確保し、避難者を迅速かつ安全に避難させるとともに、活発な広報活動を行い、事故・紛争等の防止に努める。  (イ) 避難場所においては、警戒員を配置し、関係防災機関と密接に連絡のうえ、避難場所の秩序維持に努める。  (ウ) 避難場所の誘導員及び警戒員は、常に周囲の状況に注意し、火災の延焼方向、速度の状況を把握して避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難の措置を講ずる。  エ 自主防災組織  自主防災組織は、町、消防署、上市警察署等の各機関と連携協力し、地域内の住民の避難誘導を行う。  (2) 避難の優先順位  ア 災害時要援護者  なお、避難勧告、指示等は地域の居住者のほか、滞在者に対しても行われる場合があることから、旅行者等の一時滞在者の避難誘導についても配慮する。  イ 防災活動従事者以外の者  ウ 防災活動従事者  (3) 誘導の方法  (ア) 留意事項  (イ) 避難経路には消防職員、消防団員を避難誘導員として配置する。  (ウ) 必要に応じ誘導標識、誘導灯、誘導柵を設ける。  (エ) 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。  (オ) 避難経路上の障害物等を除去する。  (カ) 危険地域には、非常線を張るほか、状況により誘導員を配置する。  (キ) 浸水地にあっては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。  (ク) 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。  (ケ) 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。  イ 車両等による移送  災害時要援護者及び災害の状況により自力より立ち退くことが困難な者については、町が車両及びヘリコプターの要請等により移送する。また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。  ウ 応援の要請  災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、町において処置できないときは、県へ応援を要請する。また、状況によっては、直接他の市町村と連絡して実施する。  エ 避難時の携帯品  (ア) 緊急の場合  現金、貴重品以外日用品、身の回りを最小限にする。  (イ) 時間的余裕があると認められる場合  避難秩序を乱さない範囲とする。  (4) 避難住民の心得  住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。この場合、原則として徒歩による避難とし、自動車による避難及び家財の持出し等は危険なので取りやめる。  (5) 避難者の確認  ア 避難準備情報、勧告又は指示等を実施した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官、消防職員、消防団員等による巡回を行い、立ち退きが遅れた者等の有無の確認を行う。  イ 警察官は、避難準備情報、勧告又は指示等に従わない者について説得に努める。  (6) 屋内での退避等  屋外を移動して避難所等へ避難することが危険となり、屋内に留まることが安全と判断される場合には、自宅等の2階以上や屋上などの上階への移動(垂直避難)を行なう。  ※立山町地域防災計画 P146～148より</p>	<p>本部長(村長)が避難準備情報、勧告又は指示等を行った場合は危険が切迫し、住民が緊急本部長(村長)が避難準備情報、勧告又は指示等を行った場合は危険が切迫し、住民が緊急に、災害時要援護者の避難に十分配慮する。  (1) 避難の誘導  ア 村  避難準備情報、勧告又は指示等が出された場合、富山県東部消防組合及び上市警察署の協力を得て、地域又は自治会単位に集団の形成を図るため、あらかじめ指定してある避難場所に誘導員を配置し、住民を誘導する。  イ 富山県東部消防組合  (ア) 避難準備情報、勧告又は指示等が出された場合には、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大の方向及び消防隊の運用を勘案し、もっとも安全と思われる方向を町、上市警察署に通報する。  (イ) 避難が開始された場合は、消防職員及び消防団員により、避難誘導にあたる。  ウ 上市警察署  村に協力し、一定の地域、事業所を単位として集団をつくり、誘導員及び各集団のリーダーの誘導のもとに、次により避難させる。  (ア) 避難誘導にあたっては、避難道路の要所に誘導員を配置し、避難者の通行を確保し、避難者を迅速かつ安全に避難させるとともに、活発な広報活動を行い、事故・紛争等の防止に努める。  (イ) 避難場所においては、警戒員を配置し、関係防災機関と密接に連絡のうえ、避難場所の秩序維持に努める。  (ウ) 避難場所の誘導員及び警戒員は、常に周囲の状況に注意し、火災の延焼方向、速度の状況を把握して避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難の措置を講ずる。  エ 自主防災組織  自主防災組織は、村、富山県東部消防組合、消防団、上市警察署等の各機関と連携協力し、地域内の住民の避難誘導を行う。  オ 住民  避難準備情報、避難勧告又は指示等が出された場合、富山県東部消防組合、消防団、上市警察署、自主防災組織等の協力を得て、直ちに広域避難場所やあらかじめ決められた最寄りの避難所等安全な場所に避難する。また、避難の際は、高齢者、障がい者、子ども等の災害時要援護者を可能な限り援助するとともに、社会福祉施設等の避難の援助を求められた場合は、可能な限り協力する。  カ その他の誘導責任者  (ア) 消防団の班長以上、又はその命を受けた消防団員(イ)小、中学校の教職員  (ウ) 保育所の保育士等従事員  (エ) その他事業所の所長、又はその命を受けた者  (2) 避難の方法  ア 避難地区の順序  (ア) 災害発生地区内のみ  (イ) 災害発生地区内の住民  (ウ) 災害発生地区に隣接し、拡大のおそれある地区の住民  イ 避難民の避難等の順序  (ア) 病弱者  (イ) 高齢者、子供  (ウ) 障がい者  (エ) 成年女、男  ウ 携帯品等の制限  (ア) 応急生活必需品、金品以外は携行しないこと。  (イ) 避難に支障をきたし、危害を及ぼすようなものを携行しないこと。  (ウ) 自動車、軽車両を使用しないで、各人が携行できるものに限ること。  (3) 避難者の確認  ア 避難準備情報、勧告又は指示等を実施した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官、消防職員、消防団員等による巡回を行ない、立ち退きが遅れた者等の有無の確認を行なう。  イ 警察官は、避難準備情報、勧告又は指示等に従わない者について説得に努める。  (4) 屋内での退避等  屋外を移動して避難所等へ避難することが危険となり、屋内に留まることが安全と判断される場合には、自宅等の2階以上や屋上などの上階への移動(垂直避難)を行なう。  ※舟橋村地域防災計画 P136～138より</p>

2. 水防に関する事項

項目	富山市	立山町	舟橋村
⑤河川水位等に係る情報提供	<p>あらかじめ定められた伝達系統により、受報及び伝達を行う洪水予報・対象とする河川(常願寺川、神通川)で、洪水災害のおそれがある場合に、富山地方気象台が流域の降水量を予測し、国土交通省富山河川国道事務所が基準とする観測所の水位予測を行い、これらの情報を両者が共同で洪水予報(注意報、警報)として発表するもの。</p> <p>* 水防警報: 対象とする河川(資料2-2)で、洪水等によって災害がおこるおそれのあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行われる発表。</p> <p>* 避難判断水位到達情報: 対象となる中小河川で、基準となる観測所での水位が氾濫のおそれがある危険な水位に近づいたとき、避難等の目安となる水位に到達したときに発表される情報。</p>	<p>1 気象警報等の伝達 町長は、富山地方気象台の発表する気象業務法に基づく注意報・警報を知事から受けたときは、防災関係機関に連絡を行うとともに、状況にもよるがおおむね次の場合には住民等へ防災行政無線、広報車、緊急速報メール等により注意・警戒を呼びかける。 (1)1時間雨量が20mmを超え、大雨注意報・警報が発表されているとき。 (2)3時間雨量が40mmを超え、大雨注意報・警報が発表されているとき。 (3)24時間雨量が80mmを超え、大雨注意報・警報が発表されているとき。 (4)強風注意報・暴風警報が発表され、風速15m以上を観測したとき、又は台風が接近したとき。 (5)土砂災害警戒情報が発表されたとき。 (6)竜巻注意情報が発表されたとき。 (7)1m以上の積雪があり、大雪警報が発表されたとき。 (8)その他他の区域において災害が発生すると予想されるとき。</p> <p>2 水防警報、洪水予報の伝達 町長は、国土交通大臣又は知事より水防警報の発令及び解除並びに洪水予報の発表を受けたときは、立山町水防計画の定めるところにより、防災関係機関、住民等へ連絡を行う。</p> <p>3 雨量情報の伝達 総務課並びに災害関係課は、次に掲げる場合には、雨量情報について県総合防災情報システムにより収集・伝達を行う。</p> <p>また、町管内の各機関の雨量計で測定した降雨量について、必要に応じて報告を受ける。 (1)大雨注意報又は警報が発表されたとき。 (2)特別警戒水位到達情報の伝達を受けたとき。 (3)その他災害が発生するおそれが認められるとき。 (4)災害が発生したとき。</p> <p>※立山町地域防災計画 P95 気象警報等伝達系統図の通り</p>	<p>1 気象警報等の伝達 村長は、富山地方気象台の発表する気象業務法に基づく注意報・警報を知事から受けたときは、防災関係機関に連絡を行うとともに、状況にもよるがおおむね次の場合には住民等へ広報車、eネットふなはし、緊急速報メール、緊急情報告知システム等により注意・警戒を呼びかける。 (1)1時間雨量が20mmを超え、大雨注意報・警報が発表されているとき。 (2)3時間雨量が40mmを超え、大雨注意報・警報が発表されているとき。 (3)24時間雨量が80mmを超え、大雨注意報・警報が発表されているとき。 (4)強風注意報・暴風警報が発表され、風速15m以上を観測したとき、又は台風が接近したとき。 (5)土砂災害警戒情報が発表されたとき。 (6)竜巻注意情報が発表されたとき。 (7)1m以上の積雪があり、大雪警報が発表されたとき。 (8)その他他の区域において災害が発生すると予想されるとき。</p> <p>2 水防警報、洪水予報の伝達 村長は、国土交通大臣又は知事より水防警報の発令及び解除並びに洪水予報の発表を受けたときは、立山町水防計画の定めるところにより、防災関係機関、住民等へ連絡を行う。</p> <p>3 雨量情報の伝達 総務課は、次に掲げる場合には、雨量情報について県総合防災情報システムにより収集・伝達を行う。</p> <p>また、村管内の各機関の雨量計で測定した降雨量について、必要に応じて報告を受ける。 (1)大雨注意報又は警報が発表されたとき。 (2)特別警戒水位到達情報の伝達を受けたとき。 (3)その他災害が発生するおそれが認められるとき。 (4)災害が発生したとき。</p> <p>※舟橋村地域防災計画 P215より</p>
⑥河川の巡視区間	<p>* 市は、「富山市水防計画」に基づき、重要水防箇所をはじめ関係河川及び海岸、堤防等を巡視し、必要な措置をとるものとする。</p> <p>* 重要水防箇所として指定された工作物の管理者は、常に点検整備し、また、応急水防工法を定めるものとする。</p>	<p>(1)監視警戒 町(水防管理者)は、重要水防区域及び水防警戒河川には、水防業務の分担に基づき河川に常時巡視員を配置し随時区域内を巡視するとともに、水防上危険であると認められた箇所があるときは水防本部へ連絡して必要な措置を求めなければならない。</p> <p>(2)水位の通報 町(水防管理者)は、気象状況の通知を受けたとき、又は出水のおそれを察知したときは、水位の変動を監視し、水防団待機水位に達したときは、直ちに富山河川国道事務所及び立山土木事務所へ通報する。</p> <p>(3)出動水防業務及び堤防等の異常報告 町(水防管理者)は、次の場合直ちに富山河川国道事務所及び立山土木事務所に報告する。 ア 警戒水位に達し、又はそれ以上の場合に水防団及び消防機関が出動したとき。 イ 水防作業を開始したとき。 ウ 堤防その他の施設に異常を発見したとき。 【報告内容: 出動時間、出動人員、活動場所、水防活動開始時間、堤防等の危険状況及び形状水防工法、使用資材数量、資材の要請、見通し等】</p> <p>※立山町地域防災計画 P100~101より</p>	<p>村(水防管理者)は、水防上緊急を要する通信については、各連絡所と緊密な連絡のもと迅速な情報の確保に努める。</p> <p>(1)監視警戒 村(水防管理者)は、重要水防区域及び水防警戒河川には、水防業務の分担に基づき河川に常時巡視員を配置し随時区域内を巡視するとともに、水防上危険であると認められた箇所があるときは水防本部へ連絡して必要な措置を求めなければならない。</p> <p>(2)水位の通報 村(水防管理者)は、気象状況の通知を受けたとき、又は出水のおそれを察知したときは、水位の変動を監視し、水防団待機水位に達したときは、直ちに富山河川国道事務所及び立山土木事務所へ通報する。</p> <p>(3)出動水防業務及び堤防等の異常報告 村(水防管理者)は、次の場合直ちに富山河川国道事務所及び立山土木事務所に報告する。 ア 警戒水位に達し、又はそれ以上の場合に水防団及び消防機関が出動したとき。 イ 水防作業を開始したとき。 ウ 堤防その他の施設に異常を発見したとき。 【報告内容: 出動時間、出動人員、活動場所、水防活動開始時間、堤防等の危険状況及び形状水防工法、使用資材数量、資材の要請、見通し等】</p> <p>※舟橋村地域防災計画 P219より</p>
⑦水防資機材の整備状況	<p>日ごろから、ロープ、発電機、投光器などの防災資機材の整備・充実に努める。</p>	<p>* 水防本部長(町長)は、水防用施設及び資材・器具を設備し、緊急に必要が生じた場合は水防本部長(町長)又は消防団長が使用・収用する。 * 水防作業に際しては、あらかじめ備蓄してある資材を用いるが、不足する場合は、民間からの調達・収用を行う。 【資料: 7-16 水防倉庫の所在位置及び備蓄資材等】</p> <p>※立山町地域防災計画 P101より</p>	<p>* 村(水防管理者)は、水防用施設及び資材・器具を設備し、緊急に必要が生じた場合は水防村長又は消防団長が使用・収用する。 * 水防作業に際しては、あらかじめ備蓄してある資材を用いるが、不足する場合は、民間からの調達・収用を行う。</p> <p>※舟橋村地域防災計画 P219より</p>
⑧市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	<p>市庁舎、消防施設、医療機関、総合行政センターなどの重要防災基幹施設は、風水害等の災害時における応急対策活動の拠点となる。 このため、これらの施設の機能を確保・保持し、施設の堅牢性・安全性の確保を図る。</p>	<p>(1)災害対策本部の設置基準及び手続き ア 設置の決定 災害状況の推移により、本部の開設が必要とされる客観情勢にいたったときは、町防災会議の意見を聴き、関係課長が参集して本部開設等について検討の上、本部員会議を招集し、災害対策本部の開設、災害応急対策等について協議し、決定する。 ただし、緊急を要するときは、総務課長、関係課長と協議し、町長の命を受けて災害対策本部を開設することができるものとする。</p> <p>イ 設置基準 「本節 第1 配備体制」(P104)の第3非常配備(非常体制)に定める配備基準に該当する場合、災害対策本部を設置する。</p> <p>ウ 開設場所 本部長(町長)は、次の場所に災害対策本部を設置する。 (ア)町役場庁舎大会議室 (イ)町役場庁舎大会議室が被災し、本部を設置できない場合には、立山町民会館を使用する。</p> <p>※立山町地域防災計画 P107より</p>	<p>(1)災害対策本部の設置基準及び手続き ア 設置の決定 災害状況の推移により、本部の開設が必要とされる客観情勢にいたったときは、村長が災害応急対策に必要と認めるとき、災害対策本部を設置する。</p> <p>イ 設置基準 「本節 第1 配備基準」(P92)の第三非常配備に定める配備基準に該当する場合、災害対策本部を設置する。</p> <p>ウ 開設場所 本部長(村長)は、次の場所に災害対策本部を設置する。 (ア)村役場庁舎視聴覚室 (イ)村役場庁舎視聴覚室が被災し、本部を設置できない場合には、舟橋会館を使用する。</p> <p>※舟橋村地域防災計画 P96より</p>

3. 氾濫水の排水、施設引用等に関する事項

項目	富山市	立山町	舟橋村
⑨排水施設、排水資機材の操作・運用	<p>市街地の浸水排除を重点とした生活環境の整備を図り、快適な都市生活を確保するため、過去の浸水状況等を参考のうえ、排水ポンプや雨水調整施設の整備を含め、公共下水道事業等の排水施設の整備を促進する。</p>	<p>ため池堤体の欠壊、山腹水路の溢水や滑落、排水機場ポンプ施設の損傷など、特に人家・人命及び公共施設に被害を及ぼすおそれが生じたときは、各施設管理者は、関係機関に連絡するとともに、補強・補修・浚渫等の応急工事や緊急放流等の必要な措置を実施する。 また、飲料水及び消防用水源としての機能も有する農業用水の安全確保のため、必要な応急措置を講ずる。</p> <p>※立山町地域防災計画 P183より</p>	<p>村は常願寺右岸水防市町村組合、県及び防災関係機関と連携して、平常時から災害の発生に備えて、水防倉庫及び救出救助用資機材の整備充実に努めるとともに、災害発生に際し、直ちに使用できるよう点検整備しておく。 なお、救助活動が円滑に実施できるように他の機関、民間団体・業者等が所有する救出救助用資機材等を借上げできるよう協力体制を確立しておく。</p> <p>※舟橋村地域防災計画 P204より</p>

# ○概ね5年で実施する取組【常願寺川】

具体的な取組の柱		目標時期	実施する機関						地域住民
事項	具体的な取組	方針	北陸地整	富山県	富山地方 気象台	富山市	立山町	舟橋村	
<b>1. ハード対策の主な取組</b>									
<b>■洪水を河川内で安全に流す対策</b>									
	・侵食・洗掘対策 ・浸透対策 ・パイピング対策	引き続き 実施	○						
<b>■危機管理型ハード対策</b>									
	・堤防天端の保護	引き続き 実施	○						
<b>■周知・理解促進、避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備</b>									
	①新技術を活用した水防資 機材の検討及び配備	H28年度 から検討	○	○		○	○	○	
	②円滑な避難活動や水防活 動を支援するため、CCTVカ メラ、簡易水位計や量水標 等の設置	H28年度 から順次 整備	○						
<b>2. ソフト対策の主な取組 ①急流河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組</b>									
<b>■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組</b>									
	①常願寺川の水害の歴史・ 洪水特性の周知、促進理解 のための副教材の作成・配 布	順次実施	○	○		○	○	○	参加
	②小中学校等における水災 害教育を実施	引き続き 実施	○	○	○	○	○	○	参加
	③出前講座等を活用し、水 防災等に関する説明会を開 催	引き続き 実施	○	○		○	○	○	参加
	④効果的な「水防災意識社 会」の再構築に役立つ広報 や資料を作成・配布	順次実施	○	○	○	○	○	○	活用
	⑤自治会や地域住民が参加 した洪水に対するリスクの高 い箇所共同点検の実施	平成27年 度から 順次、毎 年実施	○	○		○	○	○	参加
	⑥まるごとまちごとハザード マップを整備	順次実施	○	○		○	○	○	活用
	⑦住民の防災意識を高め、 地域の防災力の向上を図る ための自主防災組織の充実	順次実施		○		○	○	○	参加

# ○概ね5年で実施する取組【常願寺川】

具体的な取組の柱		目標時期	実施する機関						地域住民
事項	具体的な取組	方針	北陸地整	富山県	富山地方 気象台	富山市	立山町	舟橋村	
2. ソフト対策の主な取組 ②迅速かつ確実な避難行動のための取組									
■情報伝達、避難計画等に関する取組									
	①リアルタイムの情報提供 やプッシュ型情報の発信など 防災情報の充実	順次整備	○	○	○	○	○	○	活用
	②避難勧告等の発令に着目した 防災行動計画(タイムライン)の 整備及び検証と改善	順次実施	○	○	○	○	○	○	
	③想定最大規模も含めた決壊 地点別浸水想定区域図、家屋倒壊 等氾濫想定区域の公表(浸水ナビ 等による公表)	H28年度 から順次 実施	○						活用
	④立ち退き避難が必要な区域 及び避難方法の検討	H28年度 から順次 実施	○			○	○	○	
	⑤参加市町村による広域避難 計画の策定及び支援	H28年度 から順次 実施	○	○		○	○	○	
	⑥広域的な避難計画等を反映した 新たな洪水ハザードマップの策定・ 周知	H28年度 から順次 実施	○	○		○	○	○	活用
	⑦水位予測の検討及び精度の 向上	H28年度 から検討	○						
	⑧気象情報発信時の「危険度の 色分け」や「警報級の現象」等の 改善	H29年度 から実施			○				活用
2. ソフト対策の主な取組 ③洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組									
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組									
	①水防団等への連絡体制の確認と 首長も参加した実践的な情報伝達 訓練の実施	引き続き 毎年実施	○	○	○	○	○	○	参加
	②自治体関係機関や水防団が 参加した洪水に対するリスクの 高い箇所での合同巡視の実施	引き続き 毎年実施	○	○	○	○	○	○	
	③毎年、関係機関が連携した 水防実働訓練等を実施	引き続き 毎年実施	○	○	○	○	○	○	参加
	④水防活動の担い手となる水防 団員・水防協力団体の募集・指 定を促進	引き続き 実施				○	○	○	参加

# ○概ね5年で実施する取組【常願寺川】

具体的な取組の柱		目標時期	実施する機関						地域住民
事項	具体的な取組	方針	北陸地整	富山県	富山地方 気象台	富山市	立山町	舟橋村	
	⑤国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	引き続き実施	○	○		○	○	○	
	⑥大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	H29年度から検討	○	○					
	⑦大規模水害を想定した常願寺川排水計画(案)の検討を実施	H28年度から検討	○	○		○	○	○	
	⑧排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	引き続き毎年実施	○	○		○	○	○	
	⑨関係機関が連携した排水実働訓練の実施	順次実施	○	○		○	○	○	
■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組									
	①要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	H28年度から順次実施	○	○		○	○	○	参加
	②大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	H28年度から順次実施	○	○		○	○	○	活用

減災のための取組項目(素案) (概ね5年間)		北陸地整		富山県		富山地方気象台		富山市		立山町		舟橋村		
項目	事項	内容	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
<b>1. ハード対策の主な取組</b>														
<b>■ 洪水を河川内で安全に流す対策</b>														
		・侵食・洗掘対策 ・浸透対策 ・パイピング対策	・洪水を河川内で安全に流すためのハード対策を推進する。 ・防災拠点等の整備を検討する。	引き続き実施										
<b>■ 危機管理型ハード対策</b>														
		・堤防天端の保護	・越水が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす危機管理型ハード対策を推進する。	引き続き実施										
<b>■ 周知・理解促進、避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備</b>														
	①新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	・水防連絡会にて水防倉庫の備蓄材などの合同巡視を実施 ・新技術(水のう等)を活用した資機材等の配備	・引き続き実施 ・H28年度から検討		・水防パトロールにて水防倉庫の備蓄材などの合同巡視を実施	引き続き実施			・情報を収集し、必要性を検討する。	・H28年度から検討	・情報を収集し、必要性を検討する。	・H28年度から検討	・情報を収集し、必要性を検討する。	・H28年度から検討
	②円滑な避難活動や水防活動を支援するため、CCTVカメラ、簡易水位計や量水標等の設置	・簡易水位計の設置 ・CCTVカメラの設置	H28年度から順次整備											
<b>2. ソフト対策の主な取組 ①急流河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組</b>														
<b>■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組</b>														
	①常願寺川の水害の歴史・洪水特性の周知、促進理解のための副教材の作成・配布	・常願寺川の水害の歴史・洪水特性の周知、促進理解のための副教材の作成・配布	順次実施		・常願寺川の水害の歴史・洪水特性の周知、促進理解のための副教材の作成・配布に協力する。	順次実施			・配布に協力する。	順次実施	・配布に協力する。	順次実施	・配布に協力する。	順次実施
	②小中学校等における水災害教育を実施	・市町村の要請により、出前講座等を積極的に行っていく。	引き続き実施	・出前講座等を活用した啓発を積極的に行っていく。	引き続き実施	自治体の教育委員会と連携し、効果的な水防の避難や訓練など支援	引き続き実施	・小・中学校から要望があった場合、ハザードマップの周知や災害情報の入手方法などの出前講座を実施している。	引き続き実施	・水辺の楽校等川と触れ合う機会に水害教育等の実施を考えていく。	引き続き実施	・教育委員会、PTAとの協議の実施	引き続き実施	
	③出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	・市町村の要請により、出前講座等を積極的に行っていく。	引き続き実施	・出前講座等を活用した啓発を積極的に行っていく。	引き続き実施			・町内会や自主防災組織から要望があった場合、ハザードマップの周知や災害情報の入手方法などの出前講座を実施している。	引き続き実施	・防災に関する出前講座の依頼がある場合、防災アドバイザーと協力してハザードマップ等について説明する。	引き続き実施	・広報、HP等	引き続き実施	
	④効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	H28年度から実施	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報資料を作成、HPへの掲載等(協議会で作成)	順次実施	関係機関と連携して効果的な対応に協力	順次実施	・記事を作成し、市の広報誌掲載し、市民に配布している。さらに、ハザードマップを作成し配布している。	引き続き実施	・国や県が作成する「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を配布	順次実施	・広報、HP等	順次実施	
	⑤自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	・重要水防箇所等の共同点検を実施	H27年度から順次、毎年実施	・重要水防箇所等の共同点検の実施	H28年度以降検討			・国、県と合同で毎年実施	順次毎年実施	・河川管理者が実施する重要水防箇所等の共同点検に参画する。	順次毎年実施	・自治会との共同点検の実施を検討	順次毎年実施	
	⑥まるごとまちごとハザードマップを整備	・市町村が作成するまるごとまちごとハザードマップへの情報提供	順次実施	・ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水想定区域図の公表	H28年度から順次実施			・ハザードマップ見直しの際に検討する。	順次実施	・ハザードマップ見直しの際に検討する。	順次実施	・まるごとまちごとハザードマップの整備を検討 ・ハザードマップの更新の際に検討	順次実施	

減災のための取組項目(素案) (概ね5年間)	北陸地整	富山県	富山地方気象台	富山市	立山町	舟橋村						
⑦住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実		・自助・共助の促進のための普及啓発を実施するとともに、市町村と連携して自主防災組織の資機材整備や避難訓練等を支援	引き続き実施	・自主防災組織結成に向けての出前講座の実施 ・自主防災組織への訓練補助金や資機材補助金の交付 ・自主防災組織構成員が防災士の資格を取得するための補助金の交付	引き続き実施	・自主防災組織への訓練補助金や資機材補助金の交付 順次実施 ・広報、HP等 順次実施						
<b>2. ソフト対策の主な取組 ②迅速かつ確実な避難行動のための取組</b>												
<b>■情報伝達、避難計画等に関する事項</b>												
①リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実	・川の防災情報システムの改良及びスマートフォンを活用した情報発信 ・プッシュ型の洪水予報等の情報発信	順次実施	・富山県総合防災システムにより、①県と参加可能な国・市町村・防災関係機関等がリアルタイムで閲覧、書込み、情報共有を実施。②また、Lアラート等を活用し、報道機関等との連携により住民等へ被害情報等を迅速・的確に提供。 ・河川情報システムの改良帯端末向けのシステムの実施 ・一般向けの緊急速報メール配信の実施	引き続き検討	・気象警報・注意報等を発表し、現象ごとに警戒、注意期間及び雨のピーク時間帯、量などの予想最大値を周知し、必要に応じて、自治体、関係機関に情報伝達(ホットライン)を実施	順次整備	・アナログ式防災行政無線をデジタル式に再整備 ・避難情報をリアルタイムに受信できる、SNSやスマートフォンアプリについて引き続き、普及を図る。	順次整備	・緊急速報エリアメールによる情報発信 ・Twitterによる情報発信 ・町HPによる緊急災害情報の発信	順次整備	・防災無線の活用 順次整備	
②避難勧告等の発令に着目した防災行動計画(タイムライン)の整備及び検証と改善	・出水後におけるタイムラインの検証と改善 ・必要に応じて、水位情報等の提供など	順次実施	・市町村が作成するタイムラインに必要な水位情報等の提供	順次実施	・富山河川国道事務所、富山県及び関係市町村と共同で整備・改善を支援	順次実施	・浸水想定の見直しに伴い、再度、河川管理者と協議を行う。	引き続き実施	・避難勧告を発令するためのタイムラインの検証と改善	順次実施	・避難勧告を発令するためのタイムラインの検証と改善 順次実施	
③想定最大規模も含めた決壊地点別浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表(浸水ナビ等による公表)	・常願寺川の洪水浸水想定区域図の策定・公表 ・家屋倒壊等氾濫想定区域図を作成し自治体へ提供 ・想定最大規模降雨の氾濫シミュレーションの公表	H28年度から実施										
<b>2. ソフト対策の主な取組 ②迅速かつ確実な避難行動のための取組</b>												
<b>■情報伝達、避難計画等に関する取組</b>												
④立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	・浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域の情報提供を行う。	H28年度から実施					・河川管理者などの関係機関との協議を行い、立ち退き避難が必要な区域について避難方法の検討を行い、避難計画を策定する。	H29年度から検討	・集落が集落毎に1次集合場所、2次集合場所等を設定及び、垂直避難等ルート策定の重要性を啓発する。	H28年度から順次実施	・ハザードマップの更新時に検討	H28年度から順次実施
⑤参加市町村による広域避難計画の策定及び支援	・作成に必要な情報の提供及び策定を支援	H28年度から順次実施	・作成に必要な情報(浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等)の提供	H28年度から順次実施			・河川管理者、隣接市町村などの関係機関と協議を実施し、広域避難に関する計画を策定する。	必要があれば検討	・河川管理者、隣接市町村などの関係機関と協議を実施し、広域避難に関する計画を策定する。	平成28年度から順次実施	・地域防災計画の見直し等	平成28年度から順次実施
⑥広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知	・ハザードマップポータルサイトの周知と活用を促進	H28年度から実施	・作成に必要な情報(浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等)の提供	H28年度から順次実施			・洪水ハザードマップの修正を行う。	富山県の浸水想定区域の策定を受けて策定	・ハザードマップを見直し、全戸配布する。	H28年度から順次実施	・ハザードマップの更新を検討	H28年度から順次実施
⑦水位予測の検討及び精度の向上	・水位予測の精度向上の検討・システム改良を行う。	引き続き実施										
⑧気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善							・警報等における危険度の色分けした時系列の表示や警報級の現象になる可能性の情報提供。 ・警報改善やメッシュ情報の充実。	H29年度				
<b>2. ソフト対策の主な取組 ③洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組</b>												

減災のための取組項目(素案) (概ね5年間)	北陸地整	富山県	富山地方気象台	富山市	立山町	舟橋村
<b>■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組</b>						
①水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県・市・町と共同で情報伝達訓練を実施する。	引き続き毎年実施	・情報伝達訓練の実施	引き続き毎年実施	・情報伝達訓練等への支援	引き続き毎年実施
②自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所での合同巡視の実施	・重要水防箇所等の合同巡視を実施	平成27年度から毎年実施	・重要水防箇所等の合同巡視を実施	引き続き毎年実施	・共同で参加し、重要危険箇所等把握に努め意識共有を計りソフト面では早めの避難行動、水防に役立てる	引き続き毎年実施
③毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施	・水防管理団体が行う訓練への参加 ・水防工法講習会の支援等を行う。	引き続き毎年実施	・県総合防災訓練等において関係機関が連携した水防実働訓練等を実施 ・水防管理団体が行う訓練への参加 ・水防工法講習会の支援等を行う。	引き続き毎年実施	・要請による訓練への支援	引き続き毎年実施
④水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進					・水防団員を兼ねる、消防団員について、HP掲載や、ポスター掲示、自治振興会長会議への依頼により、募集促進	H29年度から検討
⑤国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	・水防技術講習会に参加	引き続き実施	・水防技術講習会に参加	引き続き実施	・水防技術講習会に参加	引き続き実施
⑥大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	・復旧活動の拠点等配置計画を検討	H28年度から検討	・検討に必要な情報(浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等)の提供	H28年度から順次実施		
⑦大規模水害を想定した常願寺川排水計画(案)の検討を実施	・樋門、排水路等の情報を踏まえ排水ポンプ車の適切な配置計画などを検討	H28年度から検討	・排水ポンプ車の出動要請に基づく出動可能箇所の検討	引き続き実施	・排水ポンプ車の配置計画を再検討	H29年度から検討
⑧排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	・毎年、出水期前に県・市・町と連携して連絡体制の整備を行い、情報共有を図る。	引き続き毎年実施	・連絡体制の確認	引き続き実施	・連絡体制を確認し、適宜更新する。	引き続き実施
⑨関係機関が連携した排水実働訓練の実施	・実践的な操作訓練や排水計画に基づく排水訓練の検討及び実施 ・水防管理団体が行う水防訓練等への参加	H28年度から順次実施	・水防管理団体が行う水防訓練等への参加	順次実施	・水防法に基づく水防訓練の実施	引き続き実施
<b>■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組</b>						
①要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	・要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成を行う際の技術的な助言を行う。	引き続き実施	・作成に必要な情報(浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等)の提供	H28年度から順次実施	・要配慮者利用施設に対する、技術的助言を行う。	H29年度から検討
②大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	・大規模工場等への浸水リスクの説明や水害対策など技術的な助言を行う。	引き続き実施	・作成に必要な情報(浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等)の提供	H28年度から順次実施	・大規模工場等への技術的助言を行う。	H29年度から検討

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく  
神通川流域の減災に係る取組方針  
(案)

平成２８年８月２６日

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会

## 目 次

1. はじめに . . . . . P. 1
2. 本協議会の構成委員 . . . . . P. 3
3. 神通川の概要と主な課題 . . . . . P. 4
4. 現状の取組状況 . . . . . P. 7
5. 減災のための目標 . . . . . P. 14
6. 概ね5年で実施する取組 . . . . . P. 15
7. フォローアップ . . . . . P. 20

添付資料 別紙－1

別添資料 別紙－1（参考）

添付資料 別紙－2

## 1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部は堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

国土交通省では、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村（109 水系、730 市町村）において、平成 32 年度を目途に水防災意識社会を再構築する取組を行うこととし、各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川では、この「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、地域住民の安全安心を担う富山河川国道事務所管内の沿川 5 市 1 町 1 村（富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、立山町、舟橋村）、富山県、富山地方气象台、北陸地方整備局富山河川国道事務所で構成される「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を平成 28 年 4 月 21 日に設立した。

本協議会では、神通川の地形的特徴や被害状況、現状の取組状況の共有を図るとともに、主な水防災上の課題として以下を抽出した。

- 1) 神通川は、我が国有数の急流河川であり、洪水時の流水エネルギーが大きく、越流以外に侵食や洗掘により堤防が決壊する危険がある。
- 2) 神通川下流域の低平地は扇状地形となっているため、堤防の決壊等による浸水域が広範囲となり、短時間で氾濫域が拡大する。
- 3) 新たに公表した洪水浸水想定区域内には、富山駅周辺をはじめ人口が集中（約 18 万人に影響）する市街地が形成され、住居、商業、産業が集積している。
- 4) また、県庁、市役所をはじめ主要な公共施設及び国道 8 号、41 号などの主要幹線道路、緊急輸送道路や鉄道などが短時間で浸水し、社会経済が大きな打撃

を受けるおそれがある。

このような課題に対し、本協議会においては、『低平地に富山市の中心市街地  
が形成されている地形・社会特性を踏まえ、神通川の大規模水害に対し、「川や  
市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難」「社会経済被害の  
最小化」を目指す』ことを目標と定め、平成32年度までに各構成員が連携して取  
り組み、水防災意識社会の再構築を行うこととして、神通川の減災に関わる地域  
の取組方針（以下「取組方針」という。）をとりまとめた。

今後、本協議会の各構成員は、取組方針に基づき連携して減災対策に取り組  
み、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォ  
ローアップを行うこととする。

## 2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおりである。

参加機関	構成員
富山市	市長
高岡市	市長
立山町	町長
舟橋村	村長
射水市	市長
砺波市	市長
小矢部市	市長
南砺市	市長
富山県 土木部 河川課	課長
富山県 富山土木センター	所長
富山県 富山土木センター 立山土木事務所	所長
富山県 高岡土木センター	所長
富山県 高岡土木センター 小矢部土木事務所	所長
富山県 砺波土木センター	所長
富山地方気象台	気象台長
北陸地方整備局 富山河川国道事務所	所長
<p>&lt;オブザーバー&gt;</p>	
西日本旅客鉄道（株）金沢支社	
あいの風とやま鉄道（株）	
北陸電力（株）富山支店	
関西電力（株）電力流通事業本部 北陸電力部	
電源開発（株）中部支店	
北陸地方整備局 利賀ダム工事事務所	

### 3. 神通川の概要と主な課題

#### (1) 流域・地形の特徴

##### ①流域の特性

神通川は、その源を岐阜県高山市の川上岳（標高 1,626m）に発し、岐阜県内では宮川と呼ばれ、富山県境で高原川を合わせ、神通川と名称を改め、神通峡を流下し平野部を出て、井田川、熊野川を合わせて日本海に注ぐ、幹川流路延長 120km、流域面積 2,720km<sup>2</sup> の一級河川である。

神通川流域は、富山、岐阜両県にまたがり、富山県の県都である富山市、南砺市、岐阜県の高山市、飛騨市の 4 市からなり、上流域には飛騨高原が広がり、高原を侵食する多くの支川と、これにより形成された高山、古川等の盆地群がある。中流域では、山地が迫っていて溪谷が続き、下流域に入り常願寺川と神通川による複合扇状地を形成し、そこから下流には富山平野が広がっている。

富山駅周辺はコンパクトシティ政策として交通機関や住居が集中していることに加え、沿川各地域には高齢化率の高い地域が存在する。さらには、主要幹線道路で災害時における救援活動、生活物資や復旧物資輸送等の確保などの緊急活動のための緊急輸送道路である国道8号、41号などが存在する。

##### ②洪水・氾濫の特性

河床勾配は源流から小鳥川合流点までの上流部では約1/20～1/150、小鳥川合流点から神三ダム地点までの中流部では約1/150～1/250、神三ダム地点から河口までの下流部では約1/250～ほぼ水平で、河口部は緩やかになっているものの、我が国屈指の急流河川となっている。

流域の気候は、上流域は高い山々に囲まれた内陸性気候、下流域は冬の積雪が多い日本海側気候で、年平均降水量は上流域で約1,800mm（高山）、下流域で約2,300mm（富山）となっており、大規模な洪水要因の多くは台風性によるものである。

沿川及び氾濫域には、北陸新幹線、JR高山線、あいの風とやま鉄道、北陸自動車道、一般国道8号、41号及び国際空港の富山空港や特定重要港湾の伏木富山港（富山地区）などが整備され交通の要衝となっており、ひとたび氾濫が発生すれば、交通機関に甚大な被害がおよぶ恐れがある。

また、氾濫流の流れが速く、短時間で浸水域が広がることから、水深が浅くても避難が困難となる状況を踏まえ、近年の沿川住民の高齢化の進行により増加する要配慮者に応じた円滑な避難行動のための事前の備えが重要となる。

## (2) 過去の被害状況と河川改修の状況

### ①過去の被害

大正3年8月洪水では、小笠原付近から駿河湾を通り、関東北部を通過して鹿島灘に抜けた台風により、堤防決壊など大規模な浸水被害が発生し、全半壊流失家屋396戸、浸水家屋14,476戸などの被害が生じた。

昭和28年9月洪水では台風13号により、雨量は山間部で200mm～300mm以上に達し、河川は増水し大規模な浸水被害が発生した。被害状況は死者6名、行方不明2名、負傷者6名、全壊家屋1戸、半壊家屋46戸、流失家屋5戸、一部破壊172戸、床上・床下浸水9,186戸であった。

昭和58年9月の台風10号により神通大橋地点流量は5,643m<sup>3</sup>/sを記録し、床上浸水27戸、床下浸水94戸の被害が発生した。

近年では、平成16年10月の台風23号による洪水により、小鳥峠雨量観測所では時間雨量54mm、24h累計雨量293mmの観測史上最大となり、また神通大橋地点の水位は8.33m（計画高水位まであと28cm）を記録し、流量は6,413m<sup>3</sup>/sと観測史上最大であった。被害状況としては、富山県で床上浸水25戸、床下浸水141戸、岐阜県で全壊流出家屋23戸、床上浸水52戸、床下浸水200戸が発生した。

### ②河川改修の状況

神通川では、神通川水系河川整備基本方針を平成20年6月に策定しており、「災害の発生の防止又は軽減に関しては、沿川地域を洪水から防御するため、河道や沿川の状況等を踏まえ、それぞれの地域特性にあった被害軽減対策を講じ治水安全度を向上させる」としている。

現状では、河道掘削及び急流河川対策等を実施しているが、富山市街地を氾濫域に抱える神通川下流部等において、流下能力が不足している区間が存在しており、計画規模降雨に伴う洪水に対し安全に流下できる状態にはなっていない。

神通川での主な課題は、以下のとおりである。

- 1) 神通川は、我が国有数の急流河川であり、洪水時の流水エネルギーが大きく、越流以外に侵食や洗掘により堤防が決壊する危険がある。
- 2) 神通川下流域の低平地は扇状地形となっているため、堤防の決壊等による浸水域が広範囲となり、短時間で氾濫域が拡大する。
- 3) 新たに公表した洪水浸水想定区域内には、富山駅周辺をはじめ人口が集中（約18万人に影響）する市街地が形成され、住居、商業、産業が集積している。
- 4) また、県庁、市役所をはじめ主要な公共施設及び国道8号、41号などの主要幹線道路、緊急輸送道路や鉄道などが短時間で浸水し、社会経済が大きな打撃を受けるおそれがある。

#### ■取組の方向性

今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されることを踏まえると、これらの課題に対して、行政や住民等の各主体が意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える必要があり、本協議会においては、想定し得る最大規模の洪水に対し「川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難」や「社会経済被害の最小化」を目指すこととして、主に以下の取組を行うものとする。

- ・ハード対策として、洪水を河川内で安全に流すための流下能力対策、侵食・洗掘対策、浸透対策及びパイピング対策、越水が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす「危機管理型ハード対策」として堤防天端の保護及び裏法尻の補強、円滑な避難活動や水防活動等に資するCCTVカメラや水位計等の整備 など
- ・ソフト対策として、氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画（案）を作成、洪水浸水想定区域図を踏まえて、家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水深や氾濫流の流速等より、その場に留まらない「立ち退き避難区域」の検討及びハザードマップへの反映、リアルタイムの防災情報提供や市町村と連携したタイムラインの検討 など

このような取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものとする。

#### 4. 現状の取組状況

神通川流域における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出した結果、概要としては、以下のとおりである。（別紙－1参照）

##### ①地域住民の急流河川特有の洪水の理解に関する事項

※○：現状、●：課題（以下同様）

項 目	現状○と課題●
急流河川特有の洪水の理解	○平成16年10月洪水により観測史上最大流量を記録したが、国管理区間において氾濫流による浸水被害はほとんど無く、また、近年は氾濫被害が発生していない。
	●治水事業の進展等による被害発生頻度の減少により、地域住民の防災意識が低い状況である。 <span style="float: right;">A</span>
	●過去に洪水や氾濫被害を経験している人が少なくなっている。 <span style="float: right;">B</span>

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項 目	現状○と課題●	
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	<p>○神通川・西派川・井田川・熊野川（国管理区間）において想定最大規模及び河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による洪水浸水想定区域図を富山河川国道事務所のHP等で公表している。</p> <p>○熊野川（県管理区間）、いたち川、土川、山田川、坪野川において計画規模の外力による浸水想定区域図をHP等で公表している。</p> <p>○避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を富山河川国道事務所と気象台の共同で実施している。井田川・熊野川では水位到達情報の提供により水位周知を実施している。</p> <p>○富山県管理区間（いたち川、山田川、坪野川等）では、水位到達情報の提供により水位周知を実施している。</p> <p>○災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）を実施している。</p>	
	<p>●浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。</p>	C
	<p>●水位予測の精度の問題や長時間先の予測情報不足から、水防活動の判断や住民の避難行動の参考となりにくい。</p>	D

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項 目	現状○と課題●	
避難勧告等の発令基準	<p>○地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準や対象地域を明記している。（国のガイドライン（案）に基づく見直し済）</p> <p>○神通川本川（国管理区間）における避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）を作成している。</p>	
	<p>●避難勧告等の発令に着目したタイムラインが実態に合ったものになっているかが懸念される。</p>	E
避難場所・避難経路	<p>○避難場所として、公共施設を指定し、計画規模の洪水に対する水害ハザードマップ等で周知している。</p>	
	<p>●大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。</p>	F
	<p>●大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。</p>	G
	<p>●避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていないおそれがある。</p>	H

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項 目	現状○と課題●	
住民等への情報伝達の体制や方法	<p>○防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難勧告等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、SNS、緊急告知FMラジオ、広報車による周知、報道機関への情報提供等を実施している。</p> <p>○河川管理者、ダム管理者等からWEB等を通じた河川水位、ダム放流、ライブ映像情報などを住民等に情報提供している。</p> <p>○平成28年8月に富山県総合防災システムを更新し、Lアラート等を活用して報道機関と連携した住民等への情報提供（災害対策本部設置、避難勧告、被害情報等）を開始した。</p>	
	●大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況がある。	I
	●WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。	J
	●災害時に国・県・市においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。	K
	●住民の避難行動の判断に必要な氾濫原を共有する他水系の防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。	L
避難誘導體制	○避難誘導は、警察、消防機関、自主防災組織、水防団員（消防団員）と協力して実施している。	
	●災害時の具体的な避難支援や避難誘導體制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。	M

③水防に関する事項

項 目	現状○と課題●	
河川水位等に係る情報提供	<p>○国土交通省、富山県が基準観測所の水位により水防警報を発表している。水防団員へはFAX等により情報提供している。</p> <p>○災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）をしている。</p>	
	<p>●急流河川では、洪水毎に滞筋が変化し、洪水の流れが複雑であることから、適切に水防活動を実施すべき箇所を特定し、共有することが必要である。</p>	N
	<p>●急流河川の特性や水防活動に時間を要する現地の特性等も踏まえた、迅速かつ適切な水防活動に懸念がある。</p>	O
河川の巡視区間	<p>○出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。また、出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。</p> <p>○地域防災計画により、浸水被害が予想される箇所を巡回し、現状把握に努めている。</p>	
	<p>●河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。</p>	P
	<p>●水防団員が減少・高齢化等している中でそれぞれの受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができない状況にある。</p>	Q
	<p>●水防活動を担う水防団員（消防団員）は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。</p>	R

③水防に関する事項

項 目	現状○と課題●	
水防資機材の整備状況	○各機関の水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。	
	●水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。 ●水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。	S
	●鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、神通川での堤防決壊時の資機材について、配備箇所の見直しを含めた再確認が必要である。	

④氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項 目	現状○と課題●	
排水施設、排水資機材の操作・運用	○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。 ○樋門・陸閘の操作点検を出水期前に実施している。 ○雨水ポンプ場等による排水活動及びポンプ委託による内水排除対策を実施している。	
	●排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する社会経済機能の早期回復に向けた対応を行えない懸念がある。	U
	●現状において社会経済機能の早期回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。	V

④氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項 目	現状○と課題●
既存ダムにおける洪水調節の現状	○洪水調節機能を有する室牧ダム、熊野川ダム、久婦須川ダムなどで、洪水を貯留することにより、下流域の被害を軽減させている。

⑤河川管理施設の整備に関する事項

項 目	現状○と課題●
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	○急流河川対策として、河川の洗掘や侵食に対する安全度や背後地の状況等を踏まえ、護岸等の整備を推進している。
	○計画断面に満たない堤防や流下能力が不足する箇所に対し、河道掘削を推進している。
	○堤防の漏水など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所について、整備を推進している。
	●計画断面に対して高さや幅が不足している堤防や流下能力が不足している箇所があり、洪水により氾濫するおそれがある。 W
●堤防の漏水や侵食・洗掘など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所が存在している。 X	
●今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されるなかで、被害の軽減を図る必要がある。 Y	

## 5. 減災のための目標

急流河川特有の洪水の理解や迅速かつ確実な避難、水防活動の実施、氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して平成 32 年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

### 【5年間で達成すべき目標】

低平地に富山市の中心市街地が形成されている地形・社会特性を踏まえ、神通川の大規模水害に対し、『川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難』『社会経済被害の最小化』を目標とする。

- ※ 大規模水害……想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害。
- ※ 川を流れる洪水……水位が急激に上昇する。越流以外に侵食や洗掘による決壊のおそれがある。
- ※ 市街地を流れる洪水……一旦堤防が決壊すると勢いのある水が短時間で市街地に広がる。
- ※ 迅速かつ確実な避難……水深が浅くても歩行できない状況となる前に安全な場所への避難。
- ※ 社会経済被害の最小化……大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態。

上記目標の達成に向け、神通川などにおいて、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取り組みを実施する。

- ① 急流河川特有の洪水現象について理解を頂くための周知・理解促進の取り組み
- ② 神通川の特性を踏まえた大規模水害における避難行動のための取り組み
- ③ 洪水氾濫による被害軽減や避難時間確保のための水防活動等の取り組み
- ④ 一刻も早く社会経済活動を回復させるための排水活動の取り組み

## 6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。（別紙－2参照）

### 1) ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関は、以下のとおりである。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
<b>■洪水を河川内で安全に流す対策</b>			
<神通川・井田川> ・浸透対策	X	引き続き実施	北陸地整
・パイピング対策	X	順次実施	北陸地整
・流下能力対策	W	引き続き実施	北陸地整
・侵食・洗掘対策	X	引き続き整備	北陸地整
・堤防整備	W	引き続き実施	富山県
<b>■危機管理型ハード対策</b>			
<神通川・井田川・熊野川> ・堤防天端の保護 <神通川> ・裏法尻の補強	Y	引き続き実施	北陸地整、富山県
<b>■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備</b>			
・新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	M, P, Q	平成28年度から検討	北陸地整、富山県 富山市、射水市
・円滑な避難活動や水防活動を支援するため、CCTVカメラ、簡易水位計や量水標等の設置	L, J	平成28年度から順次整備	北陸地整、富山県

## 2) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

### ① 急流河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組

急流河川特有の洪水特性や氾濫流等により避難行動の遅れが懸念されることから、住民の洪水に対する周知・理解促進に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
<b>■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組</b>			
・ 小中学校等における水災害教育を実施	A, B, C	引き続き実施	北陸地整、富山県、気象台、富山市、射水市
・ 出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	A, B, C	引き続き実施	北陸地整、富山県、富山市、射水市
・ 効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	A, B, J	順次実施	北陸地整、富山県、気象台、富山市、射水市
・ 自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	C	平成27年度から順次、毎年実施	北陸地整、富山県、富山市、射水市
・ まるごとまちごとハザードマップを整備	F, G, H	順次実施	北陸地整、富山県、富山市、射水市
・ 住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実	M	順次実施	富山県、富山市、射水市

## ② 迅速かつ確実な避難行動のための取組

住民自らによる情報の収集、住民の避難行動に資するための情報発信等の不足が懸念されるため、住民の適切な避難行動に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
<b>■情報伝達、避難計画等に関する取組</b>			
・リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実	I, J K, L	順次実施	北陸地整、富山県、 気象台、富山市、 射水市
・避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）の整備及び検証と改善	E	順次実施	北陸地整、富山県、 気象台、富山市、 射水市
・想定最大規模も含めた決壊地点別浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表（浸水ナビ等による公表）	F, G H	平成28年度から 順次実施	北陸地整、富山県
・立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	F, G H, M	平成28年度から 順次実施	北陸地整、富山県、 富山市、射水市
・参加市による広域避難計画の策定及び支援	F, G	平成28年度から 順次実施	北陸地整、富山県、 富山市、射水市
・広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知	F, G H	平成28年度から 順次実施	北陸地整、富山県、 富山市、射水市
・水位予測の検討及び精度の向上	D	平成28年度から 検討	北陸地整
・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善	L	平成29年度から 実施	気象台

※ 神通川流域の減災に係る取組方針「広域避難計画」、「広域的な避難計画」とは、立ち退き避難を行う際、地域、地形、被害などの状況によっては、隣接市町村への避難が有効な地区の避難計画をいう。

※ 浸水ナビとは、自宅などの調べたい地点をWEBサイト上で指定することにより、どの河川が氾濫した場合に浸水するか、河川の決壊後どれくらいの時間で氾濫水が到達するか、浸水した状態がどれくらいの時間継続するか等をアニメーションやグラフで表示するシステムをいう。

※ 警報級の現象とは、ひとたび起これば社会的に大きな影響を与える現象をいう。

③ 洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組

水防団等との情報共有の不足や、要配慮者利用施設等の自衛水防への支援不足が懸念されるため、水防活動に対する情報共有や支援に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
<b>■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組</b>			
・水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	P	引き続き毎年実施	北陸地整、富山県、気象台、富山市、射水市
・自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施	N, O P	引き続き毎年実施	北陸地整、富山県、気象台、富山市、射水市
・毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施	R, S	引き続き毎年実施	北陸地整、富山県、気象台、富山市、射水市
・水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進	Q, S	引き続き実施	富山市、射水市
・国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	R	引き続き実施	北陸地整、富山県 富山市、射水市
・大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	T	平成28年度から検討	北陸地整、富山県、
<b>■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組</b>			
・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	M	平成28年度から順次実施	北陸地整、富山県、富山市、射水市
・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	K	平成28年度から実施	北陸地整、富山県、富山市

④ 社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化

現状のポンプ車配置計画では大規模浸水の対応が行えない等の懸念があるため、  
 確実な住民避難等に資する取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
<b>■ 救援・救助活動の効率化に関する取組</b>			
・ 大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	G, U	平成28年度から検討	北陸地整、富山県 富山市、射水市
<b>■ 排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施</b>			
・ 氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画（案）を作成	U, V	平成28年度から検討	北陸地整、富山県、 富山市、射水市
・ 排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	V	引き続き毎年実施	北陸地整、富山県、 富山市、射水市
・ 関係機関が連携した排水実働訓練の実施	Y	順次実施	北陸地整、富山県、 富山市、射水市

## 7. フォローアップ

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

神通川では、想定最大規模の外力による新たな浸水想定区域図を公表してまもないことから、新たな浸水想定区域図に基づく具体的なソフト対策の取組みの内容及び目標時期などのロードマップについては、本協議会幹事会を通じ、沿川自治体との間で取組みの具体化を図ることとする。

また、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

現状の取組状況の共有とりまとめについて【神通川】

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	北陸地整	富山県	気象台	富山市	射水市	現状と課題
急流河川特有の洪水の理解	平成16年10月洪水により観測史上最大流量を記録したが、国管理区間において氾濫による浸水被害はほとんど無く、また、近年は氾濫被害が発生していない。					●治水事業の進展等による被害発生頻度の減少により、地域住民の防災意識が低い状況である。
						●過去に洪水や氾濫被害を経験している人が少なくなっている。
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	神通川(西派川・井田川・熊野川(国管理区間)において想定最大規模降雨規模及び河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による浸水想定区域図を富山河川国道事務所HP等で公表している。 ●避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を富山河川国道事務所と気象台の共同で実施している。 ●災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達(ホットライン)を実施している。	熊野川(県管理区間)、いたち川、土川、山田川、坪野川において計画規模の外力による浸水想定区域図をHP等で公表している。 ●県管理の水位周知河川について、基準水位到達情報の提供を行っている。	●避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を富山河川国道事務所と気象台の共同で実施している。 ●警戒期間、注意期間、ピークの時間帯、最大雨量などの予測値を記述)			●浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。
						●水位予測の精度の問題や長時間先の予測情報不足から、水防活動の判断や住民の避難行動の参考となりにくい。
避難勧告等の発令基準	神通川(国管理区間)における避難勧告に着眼した防災行動計画(タイムライン)を作成している。	各市町村の洪水に関する避難勧告等発令基準をとりまとめ、北陸地方整備局、富山地方気象台へ情報提供している。	河川管理者と共同で洪水予報を発表している。 ●警戒期間、注意期間、ピークの時間帯、最大雨量などの予測値を記述)	避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に明示している。	避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に明示している。	●井田川・熊野川(国管理区間)、支川(県管理区間)における避難勧告等の発令に着眼したタイムラインが未整備であるため適切な防災情報の伝達に対して懸念がある。 ●避難勧告等の発令に着眼したタイムラインが実態に合ったものになっているかが懸念される。
避難場所・避難経路	浸水想定区域図を作成し公表するなど、自治体で作成するハザードマップの作成支援を実施している。	県管理区間について、浸水想定区域図を作成するなど、自治体で作成するハザードマップの作成支援を実施している。		(1)避難場所 富山市地域防災計画(風水害等対策編 資料編)にて策定、HPIにより周知。小中学校、体育館、コミュニティセンターなどの公共施設が主。  (2)避難経路 洪水ハザードマップ等により避難所や避難経路について、確認しておく。(指定経路の公表までは行っていない。)	(1)避難所 射水市水防計画にて策定、HPIにより周知。小中学校、コミュニティセンターなどの公共施設が主。  (2)避難経路 洪水時の避難経路を指定し、当該区域住民の安全確保を図る。	●大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。
						●大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。
						●避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていないおそれがある。
住民等への情報伝達の体制や方法	河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報を富山河川国道事務所HPや報道機関を通じて伝達している。	平成28年8月に富山県総合防災システムを更新し、アラート等を活用して報道機関と連携した住民等への情報提供(災害対策本部設置、避難勧告、被害情報等)を開始した。  ●「富山県雨量水位情報」により雨量・河川水位・ダム諸量等の情報を提供している。	●テレビやラジオの放送、コミュニティFM、ケーブルTV、インターネット、緊急速報メール、SNS、スマートフォンアプリ、広報車、同報無線等により伝達を行う。 ●消防団、自主防災組織等、組織的な伝達を行う。	(1)防災行政無線、J-ALERT、サイレンによる伝達 (2)消防車・広報車による市内巡回放送 (3)消防団員による各戸伝達 (4)自治会・町内会、自主防災組織等による各戸伝達 (5)コミュニティFM、ケーブルテレビ等による伝達 (6)ホームページ、エリアメール等緊急速報メールサービス、ソーシャルメディア、動画共有サイト等による周知	●大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況がある。  ●WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。  ●災害時に国・県・市においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。  ●住民の避難行動の判断に必要な氾濫原を共有する他水系の防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。	
						I
						J
						K
避難誘導体制			基本方針(避難誘導者、移動手段、誰と協力して誘導するか)は地域防災計画で定められている。	基本方針(避難誘導者、移動手段、誰と協力して誘導するか)は地域防災計画で定められている。	●災害時の具体的な避難支援や避難誘導体制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。	

② 水防に関する事項

項目	北陸地整	富山県	気象台	富山市	射水市	現状と課題
河川水位等に係る情報提供	国土交通省が基準観測所の水位により水防警報を発表している。 ●災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達(ホットライン)をしている。 ●河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報をWEBや報道機関を通じて伝達している。	●基準観測所の水位により水防警報を発表している。 ●水防団員へ水防警報の情報提供している。 ●「富山県雨量水位情報」により雨量・河川水位・ダム諸量等の情報を提供している。		地域防災計画により伝達系統図を定めている。	市は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等から受信した気象警報等を、直ちに同報系防災行政無線や広報車等により住民等に周知するとともに、関係機関への伝達を行う。 走行中の車両、運行中の列車、船舶、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、サイレン、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、市メール配信、インターネット、エリアメール等の移動体通信事業者が提供するサービス、ワンセグ等のあらゆる手段を活用するものとし、関係機関は伝達手段の多重化、多様化を図る。	●急流河川では、洪水毎に滞筋が変化し、洪水の流れが複雑であることから、適切に水防活動を実施すべき箇所を特定し、共有することが必要である。
						●急流河川の特性や水防活動に時間を要する現地の特性等も踏まえ、迅速かつ適切な水防活動に懸念がある。
河川の巡視区間	●出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。 ●出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。	●出水期前に自治体、水防団等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。		●富山市水防計画に基づき、重要水防箇所をはじめ関係河川、堤防等を巡視し、必要な措置をとるものとする。	●水防警報の通知を受けたとき等、各通知段階に応じた水防担当組織の巡視行動等を、地域防災計画にて定めている。	●河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。
						●水防団員が減少・高齢化等している中でそれぞれの受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができない状況にある。
						●水防活動を担う水防団員(消防団員)は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。
水防資機材の整備状況	●水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。	●河川に水防倉庫を設置し、水防に必要な資器材を常に整備している。 ●水防倉庫の調査日を定め、資器材の点検を実施している。 ●備蓄情報は、水防計画の附表に記載し、HP等で公表している。		●水防倉庫の位置及び配備資機材は富山市水防計画に記載している。	市は、排水ポンプ車などの水防資機材等の整備充実を図るとともに、重機などが必要な場合を想定し、民間業者等との協力体制を確立する。	●水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。 ●水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。
						●鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、神通川、井田川、熊野川での堤防決壊時の資機材について、配備箇所の見直しを含めた再確認が必要である。

## ③ 氾濫水の排水、施設引用等に関する事項

項目	北陸地整	富山県	気象台	富山市	射水市	現状と課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用	・排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において、平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出勤体制を確保している。 ・樋門の操作点検を出水期前に実施している。	・ダム・水門・堰等については、出水期前に当該施設の点検及び補修を実施している。			市街地の浸水排除を重点とした生活環境の整備を図り、市民の生命や財産を守るため、過去の浸水状況等を参考の上策定した雨水対策基本計画に基づき、排水ポンプ場や雨水調整施設の整備を含め、公共下水道事業等の効果的な排水施設の整備を促進する。	●排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する社会経済機能の早期回復に向けた対応を行えない懸念がある。	U
						●現状において社会経済機能の早期回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。	V

## ④ 河川管理施設の整備に関する事項

項目	北陸地整	富山県	気象台	富山市	射水市	現状と課題	
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	・急流河川対策として、河川の洗掘や侵食に対する安全度や背後地の状況等を踏まえ、護岸等の整備を推進している。 ・計画断面に満たない堤防や流下能力が不足する箇所に対し、河道掘削を推進している。 ・堤防の漏水など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所について、整備を推進している。					●計画断面に対して高さや幅が不足している堤防や流下能力が不足している箇所があり、洪水により氾濫するおそれがある。	W
						●堤防の漏水や侵食・洗掘など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所が存在している。	X
						●今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されるなかで、被害の軽減を図る必要がある。	Y

現状の取組状況の共有とりまとめについて(詳細版)

本資料は各市町村の地域防災計画(いずれもホームページで公開)記載事項の抜粋を主として作成。

別紙-1  
(参考)

1. 情報伝達、避難計画等に関する事項

項 目	富 山 市	射 水 市
①避難勧告等の発令基準	<p>避難勧告等は、次の状況が認められるときを基準として実施する。 なお、避難勧告等において必要となる判断基準や伝達マニュアルの事前作成に努める。</p> <p>① 災害の拡大により、市民の生命に危険が及ぶと認められるとき。 ② 警報等が発表され、風水害による家屋の破壊、浸水等の危険が認められるとき ③ 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し又はそのおそれがあり、市民に生命の危険が認められるとき。 ④ 土砂災害警戒情報及び補足情報、前兆現象や災害発生状況などを総合的に判断して、避難勧告等が必要と認められるとき。 ⑤ 災害で被害を受けた建物・構造物等が周辺に被害を与えるおそれがあるとき。 ⑥ 不特定多数の者が集まる施設、学校、病院、工場等防災上重要な施設において避難が必要と判断されるとき。 ⑦ その他、災害の状況により、市長が認めるとき。</p>	<p>避難勧告、指示等は、次の状況が認められる場合に発令する。 (1) 災害の拡大により、住民の生命に危険が及ぶと認められるとき。 (2) 警報等が発表され、風水害による家屋の破壊、浸水等のおそれがあるとき。 (3) 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり、住民の生命に危険が及ぶと認められるとき。 (4) 土砂災害警戒情報が発表され、引き続き降雨が予想されるとき、又は土砂災害の前兆現象が認められ、切迫性が高いとき。 (5) 風水害により被害を受けた建物、構造物等が周辺に被害を与えるおそれがあるとき。 (6) 不特定多数の者が集まる施設、学校、病院、工場等の防災上重要な施設において避難が必要と判断されるとき。 (7) その他災害の状況により、市長が認めるとき。</p>
②避難場所・避難経路	<p>(1)避難場所 ・避難所としては、学校、体育館等が適当である。 ・避難所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。(消防庁震災対策指導室「市町村地域防災計画検討委員会報告書」では、おおむね3.3㎡当たり2人としている。) ・大規模なけがれ崩れや浸水などの危険のないところで付近に多量の危険物が蓄積されていないところとする。 ・避難施設については、安全な建物(公有・公共的)で、給食施設を有するもの、給食施設を急造し得るもの又は比較的に食料が搬入でき、給食し得る場所を選定して指定する。 ・海岸付近の避難場所は、高潮に備えて高台を選定するか、適地がない場合は緊急時に避難する3階以上のビルを管理者と協議して避難場所として使用できるようにしておく。特に、休日、夜間の使用については留意し、市民にその周知徹底を図る。 (2)避難経路 避難所への距離が長い地域や火災による延焼の危険性が著しく高い地域については、避難者が安全かつ円滑に避難できるよう、避難道路をあらかじめ確保しておくものとする。 (3)周知方法 市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所や災害危険地域を明示した防災マップや広報紙・PR紙を活用して避難に関する広報活動を実施する。</p>	<p>(1)避難場所 地震・津波災害発生時における避難者の収容のため、事前に小・中学校の体育館等を避難所として指定するとともに、地震災害時に速やかに開設できるよう体制の整備に努める。 (2)避難経路 避難所への距離が長い地域や火災による延焼の危険性が著しく高い地域については、避難者が安全かつ円滑に避難できるよう、避難道路をあらかじめ確保する。 (3)周知方法 市は、住民が的確な避難行動を取ることができるようにするため、避難所や災害危険地域を明示したハザードマップや広報誌・PR紙を活用して避難に関する広報活動を実施する。</p>
③住民等への情報伝達の体制や方法	<p>本部室は、避難準備情報、避難の勧告又は指示について、次の内容を明示して行う。 (1) 要避難対象地域 (2) 避難先 (3) 避難勧告又は指示の理由 (4) その他避難時の注意事項等 避難準備情報、避難の勧告又は指示の方法は、要避難対象地域の市民のみならず走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、テレビやラジオの放送、コミュニティFM、ケーブルTV、インターネット、緊急速報メール、SNS、スマートフォンアプリ、広報車、同報無線等により伝達を行うとともに、消防団、自主防災組織等、組織的な伝達を行う。また、必要に応じて、各家庭への戸別訪問やテレビ、ラオ放送による周知のための協力依頼を行う。</p>	<p>要避難対象地域の住民に対する避難準備情報、勧告又は指示等の方法は、次のとおりとする。 (1) 防災行政無線、J-ALERT、サイレンによる伝達 (2) 消防車・広報車による市内巡回放送 (3) 消防団員による各戸伝達 (4) 自治会・町内会、自主防災組織等による各戸伝達 (5) コミュニティFM、ケーブルテレビ等による伝達 (6) ホームページ、エリアメール等緊急速報メールサービス、ソーシャルメディア、動画共有サイト等による周知</p>
④避難誘導体制	<p>避難準備情報、避難の勧告又は指示が出された場合、消防部及び関係部は、警察官、消防団員、自主防災組織等の協力を得て、地域や事業所等の単位に集団の形成を促しつつ、避難所への誘導を行う。 また、社会福祉施設、医療機関及び学校において避難を要する場合、福祉保健部、教育部はその避難を支援する。 なお、避難の勧告又は指示等は地域の居住者のほか、滞在者に対しても行われる場合があることから、観光客等の一時滞在者の避難誘導についても配慮する必要がある。</p>	<p>市は、避難勧告、指示等を行った場合、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、要配慮者の避難に十分配慮する。 (1) 避難の誘導 避難の誘導は、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、消防本部、警察署等の協力を得て実施する。 (2) 誘導の優先順位 高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、その他歩行が困難な者等を優先する。なお、避難勧告、指示等は地域の居住者のほか、滞在者に対しても行われる場合があることから、旅行者等の一時滞在者の避難誘導についても配慮する。 (3) 誘導の方法 ア 留意事項 イ 誘導員は、避難所、経路及び方向を的確に指示する。 ロ 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。 ハ 危険地域には、非常線を張るほか、状況により誘導員を配置する。 ニ 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。 ホ 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。 ヘ 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。 イ 車両等による移送 高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力で立ち退くことが困難な者については、市が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。</p>

2. 水防に関する事項

項 目	富 山 市	射 水 市
⑤河川水位等に係る情報提供	<p>あらかじめ定められた伝達システムにより、受報及び伝達を行う洪水予報:対象とする河川(常願寺川、神通川)で、洪水災害のおそれがある場合に、富山地方気象台が流域の降水量を予測し、国土交通省富山河川国道事務所が基準とする観測所の水位予測を行い、これらの情報を両者が共同で洪水予報(注意報、警報)として発表するもの。</p> <p>* 水防警報:対象とする河川(資料2-2)で、洪水等によって災害がおこるおそれのあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行われる発表。</p> <p>* 避難判断水位到達情報:対象となる中小河川で、基準となる観測所での水位が氾濫のおそれがある危険な水位に近づいたときの、避難等の目安となる水位に到達したときに発表される情報。</p>	<p>市は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等から受信した気象警報等を、直ちに同報系防災行政無線や広報車等により住民等に周知するとともに、関係機関への伝達を行う。</p> <p>気象警報等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、サイレン、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、市メール配信、インターネット、エリアメール等の移動体通信事業者が提供するサービス、ワンセグ等のあらゆる手段を活用するものとし、関係機関は伝達手段の多様化、多様化を図る。</p>
⑥河川の巡視区間	<p>・市は、「富山水防計画」に基づき、重要水防箇所をはじめ関係河川及び海岸、堤防等を巡視し、必要な措置をとるものとする。</p> <p>・重要水防箇所として指定された工作物の管理者は、常に点検整備し、また、応急水防工法を定めるものとする。</p>	<p>都市整備部道路河川班は、産業経済部農林水産班、商工港湾班及び消防部と連携し、大規模な地震が発生した場合、その管轄する水防区域において、河川・海岸を巡視し、施設の点検、被害状況の把握に努める。その際、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に通報し、必要な措置を講ずるよう要請し、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害の拡大防止に努める。</p>
⑦水防資機材の整備状況	<p>日ごろから、ロープ、発電機、投光器などの防災資機材の整備・充実に努める。</p>	<p>市は、排水ポンプ車などの水防資機材等の整備充実に努めるとともに、重機などが必要な場合を想定し、民間業者等との協力体制を確立する。</p>
⑧市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	<p>市庁舎、消防施設、医療機関、総合行政センターなどの重要防災基幹施設は、風水害等の災害時における応急対策活動の拠点となる。このため、これらの施設の機能を確保・保持し、施設の堅牢性・安全性の確保を図る。</p>	<p>市庁舎、消防施設、医療機関等の重要防災基幹施設は、地震・津波災害時における応急対策活動の拠点となる。このため、これらの施設の機能を確保・保持し、施設の堅ろう性・安全性の確保を図る。</p> <p>また、重要防災基幹施設は、災害発生時における商用電力の停止を想定し、非常用発電設備について保守点検及び操作訓練を定期的に行う。</p>

3. 氾濫水の排水、施設引用等に関する事項

項 目	富 山 市	射 水 市
⑨排水施設、排水資機材の操作・運用	<p>市街地の浸水排除を重点とした生活環境の整備を図り、快適な都市生活を確保するため、過去の浸水状況等を参考のうえ、排水ポンプや雨水調整施設の整備を含め、公共下水道事業等の排水施設の整備を促進する。</p>	<p>市街地の浸水排除を重点とした生活環境の整備を図り、市民の生命や財産を守るため、過去の浸水状況等を参考の上策定した雨水対策基本計画に基づき、排水ポンプ場や雨水調整施設の整備を含め、公共下水道事業等の効果的な排水施設の整備を促進する。</p>

# ○概ね5年で実施する取組【神通川】

別紙-2

具体的な取組の柱		目標時期	実施する機関					地域住民
事項	具体的な取組	方針	北陸地整	富山県	富山地方 気象台	富山市	射水市	
<b>1. ハード対策の主な取組</b>								
<b>■洪水を河川内で安全に流す対策</b>								
	・流下能力対策 ・侵食・洗掘対策 ・浸透対策 ・パイピング対策 ・堤防整備	引き続き実施	○	○				
<b>■危機管理型ハード対策</b>								
	・堤防天端の保護 ・裏法尻の補強	引き続き実施	○	○				
<b>■周知・理解促進、避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備</b>								
	①新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	H28年度から検討	○	○		○	○	
	②円滑な避難活動や水防活動を支援するため、CCTVカメラ、簡易水位計や量水標等の設置	H28年度から順次整備	○	○				
<b>2. ソフト対策の主な取組 ①急流河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組</b>								
<b>■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組</b>								
	①小中学校等における水災害教育を実施	引き続き実施	○	○	○	○	○	参加
	②出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	引き続き実施	○	○		○	○	参加
	③効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	順次実施	○	○	○	○	○	活用
	④自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所 の共同点検の実施	順次毎年実施	○	○		○	○	参加
	⑤まるごとまちごとハザードマップを整備	順次実施	○	○		○	○	活用
	⑥住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための 自主防災組織の充実	順次実施		○		○	○	参加

# ○概ね5年で実施する取組【神通川】

別紙－2

具体的な取組の柱		目標時期	実施する機関					地域住民
事項	具体的な取組	方針	北陸地整	富山県	富山地方 気象台	富山市	射水市	
2. ソフト対策の主な取組 ②迅速かつ確実な避難行動のための取組								
■情報伝達、避難計画等に関する取組								
	①リアルタイムの情報提供や プッシュ型情報の発信など防 災情報の充実	順次整備	○	○	○	○	○	活用
	②避難勧告等の発令に着目し た防災行動計画(タイムライン) の整備及び検証と改善	順次実施	○	○	○	○	○	
	③想定最大規模も含めた決壊 地点別浸水想定区域図、家屋 倒壊等氾濫想定区域の公表 (浸水ナビ等による公表)	H28年度から 順次実施	○	○				活用
	④立ち退き避難が必要な区域 及び避難方法の検討	H28年度から 順次実施	○	○		○	○	
	⑤参加市町村による広域避難 計画の策定及び支援	H28年度から 順次実施	○	○		○	○	
	⑥広域的な避難計画等を反映 した新たな洪水ハザードマップ の策定・周知	H28年度から 順次実施	○	○		○	○	活用
	⑦水位予測の検討及び精度の 向上	H28年度 から検討	○					
	⑧気象情報発信時の「危険度 の色分け」や「警報級の現象」 等の改善	H29年度 から実施			○			活用

# ○概ね5年で実施する取組【神通川】

別紙-2

具体的な取組の柱		目標時期	実施する機関					地域住民
事項	具体的な取組	方針	北陸地整	富山県	富山地方 気象台	富山市	射水市	
2. ソフト対策の主な取組 ③洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組								
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組								
	①水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	引き続き 毎年実施	○	○	○	○	○	参加
	②自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の高台巡視の実施	引き続き 毎年実施	○	○	○	○	○	
	③毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施	引き続き 毎年実施	○	○	○	○	○	参加
	④水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進	引き続き 実施				○	○	参加
	⑤国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	引き続き 実施	○	○		○	○	
	⑥大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	H29年度 から検討	○	○				
■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組								
	①要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	H28年度から 順次実施	○	○		○	○	参加
	②大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	H28年度から 順次実施	○	○		○		活用
2. ソフト対策の主な取組 ④社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化								
■救援・救助活動の効率化に関する取組								
	①大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	H28年度 から検討	○	○		○	○	
■排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施								
	①氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)を作成	H28年度 から検討	○	○		○	○	
	②排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	引き続き 毎年実施	○	○		○	○	
	③関係機関が連携した排水実働訓練の実施	引き続き 実施	○	○		○	○	

減災のための取組項目(素案) (概ね5年間)		北陸地整		富山県		富山地方気象台		富山市		射水市		
項目	事項	内容	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
1. ハード対策の主な取組												
■洪水を河川内で安全に流す対策												
		・流下能力対策 ・侵食・洗掘対策 ・浸透対策 ・パイピング対策 ・堤防整備	・洪水を河川内で安全に流すためのハード対策を推進する。 ・防災拠点等の整備を検討する。	引き続き実施	・洪水を河川内で安全に流すためのハード対策を推進する。	引き続き実施						
■危機管理型ハード対策												
		・堤防天端の保護 ・裏法尻の補強	・越水が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす危機管理型ハード対策を推進する。	引き続き実施	・越水が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす危機管理型ハード対策を推進する。	H28年度から順次整備						
■周知・理解促進、避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備												
	①新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	・水防連絡会にて水防倉庫の備蓄材などの合同巡視を実施 ・新技術(水のう等)を活用した資機材等の配備	・引き続き実施 ・H28年度から検討	水防パトロールにて水防倉庫の備蓄材などの合同巡視を実施	・引き続き実施				情報を収集し、必要性を検討する。	H28年度から検討	・河川管理者や水防管理者(庄川水害予防組合)と連携し、水防資機材の配備状況を確認し整備を行う。	H28年度から検討
	②円滑な避難活動や水防活動を支援するため、CCTVカメラ、簡易水位計や量水標等の設置	・簡易水位計の設置 ・CCTVカメラの設置	H28年度から順次整備	・河川監視カメラの設置(水位計設置箇所)	H28年度から順次整備							
2. ソフト対策の主な取組 ①急流河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組												
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組												
	①小中学校等における水災害教育を実施	・市町村の要請により、出前講座等を積極的に行っていく。	引き続き実施	・出前講座等を活用した啓発を積極的に行っていく。	引き続き実施	自治体の教育委員会と連携し、効果的な水防の避難や訓練など支援	引き続き実施	・小・中学校から要望があった場合、ハザードマップの周知や災害情報の入手方法などの出前講座を実施している。	引き続き実施	・小中学校から要望があった場合、過去に生じた水害状況の写真パネルや資料提供を行う。また、出前講座の申込があれば対応する。	引き続き実施	
	②出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	・市町村の要請により、出前講座等を積極的に行っていく。	引き続き実施	・出前講座等を活用した啓発を積極的に行っていく。	引き続き実施			・町内会や自主防災組織から要望があった場合、ハザードマップの周知や災害情報の入手方法などの出前講座を実施している。	引き続き実施	・出前講座の活用を積極的に働きかける。	引き続き実施	
	③効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	H28年度から実施	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報資料を作成、HPへの掲載等(協議会で作成)	順次実施	関係機関と連携して効果的な対応に協力	順次実施	・記事を作成し、市の広報誌掲載し、市民に配布している。さらに、ハザードマップを作成し配布している。	引き続き実施	・市広報紙面に記事を掲載し市民への啓発を図る。	順次実施	
	④自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	・重要水防箇所等の共同点検を実施	平成27年度から毎年実施	・重要水防箇所等の共同点検の実施	H28年度以降検討			・国、県と合同で毎年実施	順次毎年実施	・河川管理者と自治会や地域住民で重要水防箇所等の共同点検を実施する。	順次毎年実施	
	⑤まるごとまちごとハザードマップを整備	・市町村が作成するまるごとまちごとハザードマップへの情報提供	順次実施	・ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水想定区域図の公表	H28年度から順次実施			・ハザードマップ見直しの際に検討する。	順次実施	・ハザードマップ見直しの際に検討する。	順次実施	
	⑥住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実			自助・共助の促進のための普及啓発を実施するとともに、市町村と連携して自主防災組織の資機材整備や避難訓練等を支援	引き続き実施			・自主防災組織結成に向けての出前講座の実施 ・自主防災組織への訓練補助金や資機材補助金の交付 ・自主防災組織構成員が防災士の資格を取得するための補助金の交付	引き続き実施	・自主防災組織が行う活動に対する指導・助言や自主防災活動のリーダー育成を支援し自主防災組織の充実を図る。	順次実施	

減災のための取組項目(素案) (概ね5年間)	北陸地整	富山県	富山地方気象台	富山市	射水市	
2. ソフト対策の主な取組 ②迅速かつ確実な避難行動のための取組						
■情報伝達、避難計画等に関する事項						
①リアルタイムの情報提供や プッシュ型情報の発信など防災 情報の充実	・川の防災情報システムの改良 及びスマートフォンを活用した情 報発信 ・プッシュ型の洪水予報等の情報 発信	順次実施 ・富山県総合防災システムに より、①県と参加可能な国・ 市町村・防災関係機関等が リアルタイムで閲覧、書込 み、情報共有を実施。②ま た、Lアラート等を活用し、報 道機関等との連携により住 民等へ被害情報等を迅速・ 的確に提供。 ・河川情報システムの改良 ・一般向けの緊急速報メール 配信の実施	引き続き 検討	・気象警報・注意報等を発 表し、現象ごとに警戒、注 意期間及び雨のピーク時 間帯、量などの予想最大 値を周知し、必要に応じ て、自治体、関係機関に 情報伝達(ホットライン)を 実施	順次整備 ・アナログ式防災行政無線 をデジタル式に再整備 ・避難情報をリアルタイムに 受信できる、SNSやスマー トフォンアプリについて引き 続き、普及を図る。	順次整備 ・防災行政無線を整備し屋 外拡声子局を56局(親局を 含む)から113局に増やし、 一斉放送による音達エリア を拡充する。また、放送内 容と同じものをエリアメール や登録制のメール配信、C ATVのL字放送、コミュニ ティFMの割り込み放送で配 信するシステムを整備す る。
②避難勧告等の発令に 着目した防災行動計画 (タイムライン)の 整備及び検証と改善	・出水後におけるタイムラインの 検証と改善 ・必要に応じて、水位情報等の提 供など	順次実施 ・市町村が作成するタイム ラインに必要な水位情報等の 提供	順次実施	富山河川国道事務所、富 山県及び関係市町村と共 同で整備・改善を支援。	順次実施 ・浸水想定の見直しに伴 い、再度、河川管理者と協 議を行う。	引き続き 実施 ・新たな浸水想定に基づき、 現行の避難勧告等判断伝 達マニュアルの見直すな ど、タイムラインを意識した 避難対策となるよう改善を 図る。
③想定最大規模も含めた決壊地 点別浸水想定区域図、家屋倒 壊等氾濫想定区域の公表(浸水 ナビ等による公表)	・神通川、西派川、井田川及び熊 野川の洪水浸水想定区域図の 策定・公表 ・家屋倒壊等氾濫想定区域図を 作成し自治体へ提供 ・想定最大規模降雨の氾濫シ ミュレーションの公表	H28年度 から実施	・想定最大規模も含めた浸 水想定区域図や家屋倒壊等 氾濫想定区域等の公表	H28年度 から順次 実施		
④立ち退き避難が必要な区域及 び避難方法の検討	・浸水想定区域の浸水深、浸水 継続時間及び家屋倒壊危険区 域の情報提供を行う。	H28年度 から実施	・浸水想定区域の浸水深、 浸水継続時間及び家屋倒壊 危険区域の公表	H28年度 から順次 実施		・河川管理者などの関係機 関との協議を行い、立ち退 き避難が必要な区域につ いて避難方法の検討を行い、 避難計画を策定する。
⑤参加市町村による広域避難計 画の策定及び支援	・作成に必要な情報の提供及び 策定を支援	H28年度 から順次 実施	・作成に必要な情報(浸水想 定区域の浸水深、浸水継続 時間等)の提供	H28年度 から順次 実施		河川管理者、隣接市町村な どの関係機関と協議を実施 し、広域避難に関する計画 を策定する。
⑥広域的な避難計画等を反映し た新たな洪水ハザードマップの 策定・周知	・ハザードマップポータルサイトの 周知と活用を促進	H28年度 から実施	・作成に必要な情報(浸水想 定区域の浸水深、浸水継続 時間等)の提供	H28年度 から順次 実施		洪水ハザードマップの修正 を行う。 富山県の 浸水想定 区域の策 定を受け て策定
⑦水位予測の検討及び精度の 向上	・水位予測の精度向上の検討・ システム改良を行う。	引き続き 実施				
⑧気象情報発信時の「危険度の 色分け」や「警報級の現象」等の 改善					H29年度	
						・警報等における危険度 の色分けした時系列の表 示や警報級の現象になる 可能性の情報提供 ・警報改善やメッシュ情報 の充実

減災のための取組項目(素案) (概ね5年間)	北陸地整	富山県	富山地方気象台	富山市	射水市					
<b>2. ソフト対策の主な取組 ③洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組</b>										
<b>■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組</b>										
①水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県市町村と共同で情報伝達訓練を実施する。	引き続き 毎年実施	・情報伝達訓練の実施	引き続き 毎年実施	情報伝達訓練等への支援 引き続き 毎年実施	国・県と連携した、情報伝達訓練の実施 引き続き 毎年実施	・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。	引き続き 毎年実施		
②自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所等の合同巡視の実施	・重要水防箇所等の合同巡視を実施	引き続き 毎年実施	・重要水防箇所等の合同巡視を実施	引き続き 毎年実施	共同で参加し、重要危険箇所等把握に努め意識共有を計りソフト面では早めの避難行動、水防に役立てる。	引き続き 毎年実施	・重要水防箇所について、水防団も参加し、国、県と共同で毎年実施	引き続き 毎年実施	・河川管理者と水防関係機関で行われる、重要水防箇所等の合同巡視に参加する。	引き続き 毎年実施
③毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施	・水防管理団体が行う訓練への参加 ・水防工法講習会の支援等を行う。	引き続き 毎年実施	・県総合防災訓練等において関係機関が連携した水防実働訓練等を実施 ・水防管理団体が行う訓練への参加 ・水防工法講習会の支援等を行う。	引き続き 毎年実施	要請による訓練への支援	引き続き 毎年実施	・水防団、国、県、自主防災組織などが参加し、出水期前に水防法に基づく水防訓練の実施	引き続き 毎年実施	・出水期前にポンプ車の運転訓練を実施し、防災訓練で水防実働訓練を検討する。	引き続き 毎年実施
④水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進							・水防団員を兼ねる、消防団員について、HP掲載や、ポスター掲示、自治振興会長会議への依頼により、募集促進	H29年度から検討	・水防活動の担い手となる消防団員の募集を促進する。	引き続き 実施
⑤国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	・水防技術講習会に参加	引き続き 実施	・水防技術講習会に参加	引き続き 実施			・水防技術講習会に参加	引き続き 実施	・水防技術講習会に参加	引き続き 実施
⑥大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	・復旧活動の拠点等配置計画を検討	H28年度から検討	・検討に必要な情報(浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等)の提供	H28年度から順次実施						
<b>■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組</b>										
①要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	・要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成を行う際の技術的な助言を行う。	引き続き 実施	・作成に必要な情報(浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等)の提供	H28年度から順次実施			・要配慮者利用施設に対する、技術的助言を行う。	H29年度から検討	・要配慮者利用施設における計画策定の推進を行う。	H28年度から順次実施
②大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	・大規模工場等への浸水リスクの説明や水害対策など技術的な助言を行う。	引き続き 実施	・作成に必要な情報(浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等)の提供	H28年度から順次実施			・大規模工場等への技術的助言を行う。	H29年度から検討		
<b>2. ソフト対策の主な取組 ④社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化</b>										
<b>■救援・救助活動の効率化に関する取組</b>										
①大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	・広域支援拠点等の検討支援	H28年度から検討	・検討に必要な情報(浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等)の提供	H28年度から順次実施			・河川管理者などから情報提供を受けて、関係機関との協議を行い、計画策定	H29年度から検討	・新たな浸水想定に基づき現行の地域防災計画等の見直しを検討する	H28年度から検討
<b>■排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施</b>										
①氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)を作成	・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)を作成	H28年度から検討	・排水ポンプ車の出動要請に基づく出動可能箇所の検討	引き続き 実施			・排水ポンプ車の配置計画を再検討	H29年度から検討	・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの設置箇所の選定	H28年度から検討
②排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	・毎年、出水期前に県・市・町と連携して連絡体制の整備を行い、情報共有を図る。	引き続き 毎年実施	・連絡体制の確認	引き続き 実施			・連絡体制を確認し、適宜更新する。	引き続き 実施	・河川管理者と連携を図り、連絡体制の整備を行う。	引き続き 毎年実施
③関係機関が連携した排水実働訓練の実施	・実践的な操作訓練や排水計画に基づく排水訓練の検討及び実施 ・水防管理団体が行う水防訓練等への参加	H28年度から実施	・水防管理団体が行う水防訓練等への参加	順次実施			・水防法に基づく水防訓練の実施	引き続き 実施	・河川管理者が行う操作訓練に参加	順次実施

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく  
庄川流域の減災に係る取組方針  
(案)

平成２８年８月２６日

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会

## 目 次

1. はじめに . . . . . P. 1
2. 本協議会の構成委員 . . . . . P. 3
3. 庄川の概要と主な課題 . . . . . P. 4
4. 現状の取組状況 . . . . . P. 7
5. 減災のための目標 . . . . . P. 14
6. 概ね5年で実施する取組 . . . . . P. 15
7. フォローアップ . . . . . P. 20

添付資料 別紙－1

添付資料 別紙－1（参考）

添付資料 別紙－2

## 1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部は堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

国土交通省では、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村（109 水系、730 市町村）において、平成 32 年度を目途に水防災意識社会を再構築する取組を行うこととし、各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川では、この「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、地域住民の安全安心を担う富山河川国道事務所管内の沿川 5 市 1 町 1 村（富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、立山町、舟橋村）、富山県、富山地方气象台、北陸地方整備局富山河川国道事務所で構成される「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を平成 28 年 4 月 21 日に設立した。

本協議会では、庄川の地形的特徴や被害状況、現状の取組状況の共有を図るとともに、主な水防災上の課題として以下を抽出した。

- 1) 庄川は、我が国有数の急流河川であり、洪水時の流水エネルギーが大きく、越流以外に侵食や洗掘により堤防が決壊する危険がある。
- 2) 洪水毎に河川の滯筋が変化し、洪水の流れが複雑なため、侵食の発生箇所を予測することが困難である。
- 3) 庄川下流域の低平地は扇状地形となっているため、堤防の決壊等による浸水域が広範囲となり、短時間で氾濫域が拡大する。
- 4) 新たに公表した洪水浸水想定区域内には、新高岡駅周辺をはじめ人口が集中（約 8 万人に影響）する市街地が形成され、住居、商業、産業が集積している。

5) また、市役所をはじめ主要な公共施設及び国道8号、156号などの主要幹線道路、緊急輸送道路や鉄道などが短時間で浸水し、社会経済が大きな打撃を受けるおそれがある。

このような課題に対し、本協議会においては、『氾濫流の流れが速く、砺波・高岡・射水市街地を含む広範囲に拡散する扇状地河川特有の地形特性を踏まえ、庄川の大規模水害に対し、「川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難」「社会経済被害の最小化」を目指す』ことを目標と定め、平成32年度までに各構成員が連携して取り組み、水防災意識社会の再構築を行うこととして、庄川の減災に関わる地域の取組方針（以下「取組方針」という。）をとりまとめた。

今後、本協議会の各構成員は、取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

## 2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおりである。

参加機関	構成員
富山市	市長
高岡市	市長
立山町	町長
舟橋村	村長
射水市	市長
砺波市	市長
小矢部市	市長
南砺市	市長
富山県 土木部 河川課	課長
富山県 富山土木センター	所長
富山県 富山土木センター 立山土木事務所	所長
富山県 高岡土木センター	所長
富山県 高岡土木センター 小矢部土木事務所	所長
富山県 砺波土木センター	所長
富山地方気象台	気象台長
北陸地方整備局 富山河川国道事務所	所長
<p>&lt;オブザーバー&gt;</p>	
西日本旅客鉄道（株）金沢支社	
あいの風とやま鉄道（株）	
北陸電力（株）富山支店	
関西電力（株）電力流通事業本部 北陸電力部	
電源開発（株）中部支店	
北陸地方整備局 利賀ダム工事事務所	

### 3. 庄川の概要と主な課題

#### (1) 流域・地形の特徴

##### ①流域の特性

庄川はその源を岐阜県高山市の烏帽子岳（標高 1,625m）と山中山の山中峠（標高 1,375m）に発し、岐阜県内で尾上郷川、六厩川、大白川等と合わせて北流し、富山県に入り南砺市小牧付近で利賀川を合わせたのち砺波平野に出て射水市大門で和田川を合わせて日本海に注ぐ、幹川流路延長 115km、流域面積 1,189km<sup>2</sup> の一級河川である。

流域内には、白山国立公園と 3 つの県立自然公園及び 4 つの県定公園が存在する等豊かな自然に恵まれており、庄川の水質は良好で、その水は豊富な地下水と合わせて砺波平野及び射水平野を潤し、富山県内一の穀倉地帯を支えているとともに、小牧発電所をはじめとする水力発電など、さまざまな水利用が行われておる。流域下流部に広がる扇状地には、富山県の主要都市である高岡市、射水市、砺波市などが位置し、基幹交通ネットワークとして、北陸新幹線、あいの風とやま鉄道、北陸自動車道、東海北陸自動車道、一般国道 8 号、156 号があるなど、交通の要衝となっている。

##### ②洪水・氾濫の特性

流域上流の山間部では深い渓谷がきざまれ、ところどころで崩壊地形が見られる。また、河床勾配は、河口部は感潮区間でほぼ水平であるが、流域下流部では約 1/200、流域上・中流部では約 1/30～1/180 となっており、我が国屈指の急流河川である。

流域の気候は、年較差の大きい日本海型気候に属する多雨多雪地帯であり、特に流域上流部は有数の豪雪地帯である。年間降水量は流域上流部で約 3,000mm であり、流域下流の平野部に向かって少なくなり、平野部で約 2,200mm となっている。

また、過去の庄川流域における洪水の多くは、台風に起因するものが多く見うけられる。

沿川及び氾濫域には、北陸新幹線、あいの風とやま鉄道、北陸自動車道、東海北陸自動車道、一般国道 8 号、156 号などが整備され交通の要衝となっており、ひとたび氾濫が発生すれば、交通機関に甚大な被害がおよぶ恐れがある。

庄川の地形は、庄川用水合口ダム付近を扇頂とする扇状地が形成され、ひとたび氾濫すると拡散型の氾濫形態となり、人口・資産の集中する高岡市、射水市等の主要都市をはじめ、広範囲に甚大な被害がおよぶ恐れがある。

氾濫流の流れが速く、短時間で浸水域が広がることから、避難が困難となる状況を踏まえ、近年の沿川住民の高齢化の進行により増加する要配慮者に応じた円滑な避難行動のための事前の備えが重要となる。

## (2) 過去の被害状況と河川改修の状況

### ①過去の被害

昭和9年7月洪水では、庄川上流岐阜県山岳地帯において未曾有の豪雨となり、浅井村（現射水市）で堤防が決壊し、死者20名、負傷者240名、流失家屋94棟、民家破損5,418棟、浸水家屋4,009棟など、甚大な被害をもたらした。

昭和51年9月の台風17号による洪水で、大門地点では2,646m<sup>3</sup>/sの流量を記録し、この洪水により、加越能鉄道庄川橋梁が落橋するなど、流域内では流失家屋8棟、浸水家屋42棟、農地・宅地の浸水11haの被害が発生した。

近年では、平成16年10月の台風23号によって上流の岐阜県で359mmの降雨を記録し、大門地点では観測史上最高水位7.68m、最大流量3,396m<sup>3</sup>/sを記録した。堤防や河岸に洗掘・侵食による多大な被害が発生し、高岡市、新湊市（現射水市）、大門町（現射水市）で約2,800人に避難勧告が発令された。

### ②河川改修の状況

平成20年7月に策定した「庄川水系河川整備計画（大臣管理区間）」では、洪水による災害の発生防止又は軽減に関する目標として、「戦後最大洪水に相当する規模の洪水（基準地点雄神で4,200m<sup>3</sup>/s）を計画高水位（H.W.L）以下で安全に流下」させるとともに、「急流河川特有の流水の強大なエネルギーに対する堤防の安全の確保」を可能とするための整備を進めるとしている。

現状では、背後地の状況を踏まえつつ、堤防整備及び急流河川対策等が実施されているものの、流下能力が不足している箇所などが存在しており、洪水に対し安全に流下できる状態にはなっていない。

庄川での主な課題は、以下のとおりである。

- 1) 庄川は、我が国有数の急流河川であり、洪水時の流水エネルギーが大きく、越流以外に侵食や洗掘により堤防が決壊する危険がある。
- 2) 洪水毎に河川の滞筋が変化し、洪水の流れが複雑なため、侵食の発生箇所を予測することが困難である。
- 3) 庄川下流域の低平地は扇状地形となっているため、堤防の決壊等による浸水域が広範囲となり、短時間で氾濫域が拡大する。
- 4) 新たに公表した洪水浸水想定区域内には、新高岡駅周辺をはじめ人口が集中(約8万人に影響)する市街地が形成され、住居、商業、産業が集積している。
- 5) また、市役所をはじめ主要な公共施設及び国道8号、156号などの主要幹線道路、緊急輸送道路や鉄道などが短時間で浸水し、社会経済が大きな打撃を受けるおそれがある。

#### ■取組の方向性

今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されることを踏まえると、これらの課題に対して、行政や住民等の各主体が意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える必要があり、本協議会においては、想定し得る最大規模の洪水に対し「川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難」や「社会経済被害の最小化」を目指すこととして、主に以下の取組を行うものとする。

- ・ハード対策として、洪水を河川内で安全に流すための流下能力対策、侵食・洗掘対策、浸透対策及びパイピング対策、越水が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす「危機管理型ハード対策」として堤防天端の保護及び裏法尻の補強、円滑な避難活動や水防活動等に資するCCTVカメラや水位計等の整備 など
- ・ソフト対策として、各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討会」における河川の特性等を踏まえた大規模水害時のタイムラインの策定、洪水浸水想定区域図を踏まえて、家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水深や氾濫流の流速等より、その場に留まらない「立ち退き避難区域」の検討及びハザードマップへの反映、浸水継続時間の短縮を図るための排水計画の検討 など

このような取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものとする。

#### 4. 現状の取組状況

庄川流域における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出した結果、概要としては、以下のとおりである。（別紙－1参照）

##### ①地域住民の急流河川特有の洪水の理解に関する事項

※○：現状、●：課題（以下同様）

項 目	現状○と課題●	
急流河川特有の洪水の理解	○平成16年10月洪水により観測史上最高水位を記録したが、国管理区間において氾濫流による浸水被害はほとんど無く、また、近年は氾濫被害が発生していない。	
	●治水事業の進展等による被害発生頻度の減少により、地域住民の防災意識が低い状況である。	A
	●過去に洪水や氾濫被害を経験している人が少なくなっている。	B

② 情報伝達、避難計画等に関する事項

項 目	現状○と課題●	
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	<p>○庄川（国管理区間）において想定最大規模及び河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による洪水浸水想定区域図を富山河川国道事務所のHP等で公表している。</p> <p>○和田川において計画規模の外力による浸水想定区域図をHP等で公表している。</p> <p>○避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を富山河川国道事務所と気象台の共同で実施している。</p> <p>○富山県管理区間（和田川）では、水位到達情報の提供により水位周知を実施している。</p> <p>○災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）を実施している。</p>	
	<p>●浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。</p>	C
	<p>●水位予測の精度の問題や長時間先の予測情報不足から、水防活動の判断や住民の避難行動の参考となりにくい。</p>	D

② 情報伝達、避難計画等に関する事項

項 目	現状○と課題●	
避難勧告等の発令基準	<p>○地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準や対象地域を明記している。（国のガイドライン（案）に基づく見直し済）</p> <p>○庄川本川（国管理区間）における避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）を作成している。</p>	
	<p>●避難勧告等の発令に着目したタイムラインが実態に合ったものになっているかが懸念される。</p>	E
避難場所・避難経路	<p>○避難場所として、公共施設を指定し、計画規模の洪水に対する水害ハザードマップ等で周知している。</p>	
	<p>●大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。</p>	F
	<p>●大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。</p>	G
	<p>●避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていないおそれがある。</p>	H

② 情報伝達、避難計画等に関する事項

項 目	現状○と課題●	
住民等への情報伝達の体制や方法	<p>○防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難勧告等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、SNS、緊急告知FMラジオ、広報車による周知、報道機関への情報提供等を実施している。</p> <p>○河川管理者、ダム管理者等からWEB等を通じた河川水位、ダム放流、ライブ映像情報などを住民等に情報提供している。</p> <p>○平成28年8月に富山県総合防災システムを更新し、Lアラート等を活用して報道機関と連携した住民等への情報提供（災害対策本部設置、避難勧告、被害情報等）を開始した。</p>	
	<p>●大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況がある。</p>	I
	<p>●WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。</p>	J
	<p>●災害時に国・県・市においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。</p>	K
避難誘導體制	<p>○避難誘導は、警察、消防機関、自主防災組織、水防団員（消防団員）と協力して実施している。</p>	
	<p>●災害時の具体的な避難支援や避難誘導體制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。</p>	M

③ 水防に関する事項

項 目	現状○と課題●	
河川水位等に係る情報提供	<p>○国土交通省、富山県が基準観測所の水位により水防警報を発表している。水防団員へはFAX等により情報提供している。</p> <p>○災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）をしている。</p>	
	<p>●急流河川では、洪水毎に滞筋が変化し、洪水の流れが複雑であることから、適切に水防活動を実施すべき箇所を特定し、共有することが必要である。</p>	N
	<p>●急流河川の特性や水防活動に時間を要する現地の特性等も踏まえた、迅速かつ適切な水防活動に懸念がある。</p>	0
河川の巡視区間	<p>○出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。また、出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。</p> <p>○地域防災計画により、浸水被害が予想される箇所を巡回し、現状把握に努めている。</p>	
	<p>●河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。</p>	P
	<p>●水防団員が減少・高齢化等している中でそれぞれの受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができない状況にある。</p>	Q
	<p>●水防活動を担う水防団員（消防団員）は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。</p>	R

③ 水防に関する事項

項 目	現状○と課題●	
水防資機材の整備状況	<p>○各機関の水防倉庫等に水防資機材を備蓄している</p> <p>●水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。</p> <p>●水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。</p>	S
	<p>●鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、庄川での堤防決壊時の資機材について、配備箇所の見直しを含めた再確認が必要である。</p>	

④ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項 目	現状○と課題●	
排水施設、排水資機材の操作・運用	<p>○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。</p> <p>○樋門・陸閘の操作点検を出水期前に実施している。</p> <p>○雨水ポンプ場等による排水活動及びポンプ委託による内水排除対策を実施している。</p>	
	<p>●排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する社会経済機能の早期回復に向けた対応を行えない懸念がある。</p>	U
	<p>●現状において社会経済機能の早期回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。</p>	V

④ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項 目	現状○と課題●
既存ダムにおける洪水調節の現状	○洪水調節機能を有する境川ダム、利賀川ダム、和田川ダムなどで、洪水を貯留することにより、下流域の被害を軽減させている。

⑤ 河川管理施設の整備に関する事項

項 目	現状○と課題●	
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	○急流河川対策として、河川の洗掘や侵食に対する安全度や背後地の状況等を踏まえ、護岸等の整備を推進している。	
	○計画断面に満たない堤防や流下能力が不足する箇所に対し、堤防整備を推進している。	
	●計画断面に対して高さや幅が不足している堤防や流下能力が不足している箇所があり、洪水により氾濫するおそれがある。	W
	●堤防の漏水や侵食・洗掘など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所が存在している。	X
●今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されるなかで、被害の軽減を図る必要がある。	Y	

## 5. 減災のための目標

急流河川特有の洪水の理解や迅速かつ確実な避難、水防活動の実施、氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して平成 32 年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

### 【5年間で達成すべき目標】

氾濫流の流れが速く、砺波・高岡・射水市街地を含む広範囲に拡散する扇状地河川特有の地形特性を踏まえ、庄川の大規模水害に対し、『川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難』『社会経済被害の最小化』を目標とする。

- ※ 大規模水害……想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害。
- ※ 川を流れる洪水……水位が急激に上昇する。流れのエネルギーが大きく、予測困難な堤防の侵食が発生する。
- ※ 市街地を流れる洪水……一旦堤防が決壊すると勢いのある水が短時間で市街地に広がる。
- ※ 迅速かつ確実な避難……水深が浅くても歩行できない状況となる前に安全な場所への避難。
- ※ 社会経済被害の最小化……大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態。

上記目標の達成に向け、庄川などにおいて、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取り組みを実施する。

- ① 急流河川特有の洪水現象について理解を頂くための周知・理解促進の取り組み
- ② 庄川の特性を踏まえた大規模水害における避難行動のための取り組み
- ③ 洪水氾濫による被害軽減や避難時間確保のための水防活動等の取り組み
- ④ 一刻も早く社会経済活動を回復させるための排水活動の取り組み

## 6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。（別紙－2参照）

### 1) ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関は、以下のとおりである。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
<b>■洪水を河川内で安全に流す対策</b>			
<庄川> ・流下能力対策	W	引き続き実施	北陸地整
・侵食・洗掘対策	X	引き続き実施	北陸地整
・浸透対策、パイピング対策	X	順次実施	北陸地整
・堤防整備	W	引き続き実施	富山県
<b>■危機管理型ハード対策</b>			
<庄川> ・堤防天端の保護 ・裏法尻の補強	Y	引き続き実施	北陸地整
<b>■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備</b>			
・新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	O, R T	平成28年度から 検討	北陸地整、富山県、 富山市、高岡市、 射水市、砺波市、 小矢部市、南砺市
・円滑な避難活動や水防活動を支援するため、CCTVカメラ、簡易水位計や量水標等の設置	L, N	平成28年度から 順次整備	北陸地整、富山県、 高岡市

## 2) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

### ① 急流河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組

急流河川特有の洪水特性や氾濫流等により避難行動の遅れが懸念されることから、住民の洪水に対する周知・理解促進に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
<b>■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組</b>			
・ 小中学校等における水災害教育を実施	A, B, C	引き続き実施	北陸地整、富山県、 気象台、富山市、 高岡市、射水市、 砺波市、小矢部市 南砺市
・ 出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	A, B, C	引き続き実施	北陸地整、富山県、 富山市、高岡市、 射水市、砺波市、 小矢部市、南砺市
・ 効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	A, B, J	順次実施	北陸地整、富山県、 気象台、富山市、 高岡市、射水市、 砺波市、小矢部市、 南砺市
・ 自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	C	平成27年度から 順次、毎年実施	北陸地整、富山県、 富山市、高岡市、 射水市、砺波市、 小矢部市、南砺市
・ まるごとまちごとハザードマップを整備	F, G, H	順次実施	北陸地整、富山県、 富山市、高岡市、 射水市、砺波市、 小矢部市、南砺市
・ 住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実	M	順次実施	富山県、富山市、 高岡市、射水市、 砺波市、小矢部市、 南砺市

## ② 迅速かつ確実な避難行動のための取組

住民自らによる情報の収集、住民の避難行動に資するための情報発信等の不足が懸念されるため、住民の適切な避難行動に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
<b>■情報伝達、避難計画等に関する取組</b>			
・リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実	I, J K, L	順次整備	北陸地整、富山県、 気象台、富山市、 高岡市、射水市、 砺波市、小矢部市、 南砺市
・各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討会」における急流河川の特性を踏まえた大規模水害時のタイムライン（事前防災計画）の策定と検証及び改善	E	順次実施	北陸地整、富山県、 気象台、富山市、 高岡市、射水市、 砺波市、小矢部市、 南砺市
・想定最大規模も含めた決壊地点別浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表（浸水ナビ等による公表）	F, G H	平成28年度から 順次実施	北陸地整、富山県
・立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	F, G H, M	平成28年度から 順次実施	北陸地整、富山県、 富山市、高岡市、 射水市、砺波市、 小矢部市、南砺市
・参加市町村による広域避難計画の策定及び支援	F, G	平成28年度から 順次実施	北陸地整、富山県、 富山市、高岡市、 射水市、砺波市、 小矢部市、南砺市
・広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知	F, G H	平成28年度から 順次実施	北陸地整、富山県、 富山市、高岡市、 射水市、砺波市、 小矢部市、南砺市
・水位予測の検討及び精度の向上	D	平成28年度から 検討	北陸地整
・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善	L	平成29年度から 実施	気象台

※ 庄川流域の減災に係る取組方針「広域避難計画」、「広域的な避難計画」とは、立ち退き避難を行う際、地域、地形、被害などの状況によっては、隣接市町村への避難が有効な地区の避難計画をいう。

※ 浸水ナビとは、自宅などの調べたい地点をWEBサイト上で指定することにより、どの河川が氾濫した場合に浸水するか、河川の決壊後どれくらいの時間で氾濫水が到達するか、浸水した状態がどれくらいの時間継続するか等をアニメーションやグラフで表示するシステムをいう。

※ 警報級の現象とは、ひとたび起これば社会的に大きな影響を与える現象をいう。

③ 洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組

水防団等との情報共有の不足や、要配慮者利用施設等の自衛水防への支援不足が懸念されるため、水防活動に対する情報共有や支援に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
<b>■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組</b>			
・水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	P	引き続き毎年実施	北陸地整、富山県、気象台、富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
・自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施	N, O P	引き続き毎年実施	北陸地整、富山県、気象台、富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
・毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施	R, S	引き続き毎年実施	北陸地整、富山県、気象台、富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
・水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進	Q, S	引き続き実施	富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
・国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	R	引き続き実施	北陸地整、富山県、富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
・大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	T	平成28年度から検討	北陸地整、富山県、
<b>■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組</b>			
・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	M	平成28年度から順次実施	北陸地整、富山県、富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	K	平成28年度から順次実施	北陸地整、富山県、富山市、高岡市、砺波市、南砺市

④ 社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化

現状のポンプ車配置計画では大規模浸水の対応が行えない等の懸念があるため、  
 確実な住民避難等に資する取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
<b>■ 救援・救助活動の効率化に関する取組</b>			
・ 大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	G, U	平成28年度から 検討	北陸地整、富山県、 富山市、高岡市、 射水市、砺波市、 小矢部市、南砺市
<b>■ 排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施</b>			
・ 大規模水害を想定した庄川排水計画（案）の検討を実施	U, V	平成28年度から 検討	北陸地整、富山県、 富山市、高岡市、 射水市、砺波市、 小矢部市、南砺市
・ 地下街が浸水した場合の排水計画（案）の検討を実施	V	平成28年度から 検討	北陸地整、高岡市
・ 排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	V	引き続き毎年実 施	北陸地整、富山県、 富山市、高岡市、 射水市、砺波市、 小矢部市、南砺市
・ 関係機関が連携した排水実働訓練の実施	Y	順次実施	北陸地整、富山県、 富山市、高岡市、 射水市、砺波市、 小矢部市、南砺市

## 7. フォローアップ

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

庄川では、想定最大規模の外力による新たな浸水想定区域図を公表してまもないことから、新たな浸水想定区域図に基づく具体的なソフト対策の取組みの内容及び目標時期などのロードマップについては、本協議会幹事会を通じ、沿川自治体との間で取組みの具体化を図ることとする。

また、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

現状の取組状況の共有とりまとめについて【庄川】

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	北陸地整	富山県	気象台	富山市	高岡市	射水市	砺波市	小矢部市	南砺市	現状と課題
急流河川特有の洪水の理解	平成16年10月洪水により観測史上最高水位を記録したが、国管理区間において氾濫流による浸水被害はほとんど無く、また、近年は氾濫被害が発生していない。									●治水事業の進展等による被害発生頻度の減少により、地域住民の防災意識が低い状況である。
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	・庄川(国管理区間)において想定最大規模降雨規模及び河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による浸水想定区域図を富山河川国道事務所HP等で公表している。 ・避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を富山河川国道事務所と気象台の共同で実施している。 ・災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達(ホットライン)を実施している。	・和田川において計画規模の外力による浸水想定区域図をHP等で公表している。 ・県管理の水位周知河川について、基準水位到達情報の提供を行っている。	・避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を富山河川国道事務所と気象台の共同で実施している。 ・警戒期間、注意期間、ピークの時間帯、最大雨量などの予測値を記述)							●過去に洪水や氾濫被害を経験している人が少なくなっている。  ●浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。  ●水位予測の精度の問題や長時間先の予測情報不足から、水防活動の判断や住民の避難行動の参考となりにくい。
避難勧告等の発令基準	・庄川(国管理区間)における避難勧告に着眼した防災行動計画(タイムライン)を作成している。	・各市町村の洪水に関する避難勧告等発令基準をとりまとめ、北陸地方整備局、富山地方気象台へ情報提供している。	・河川管理者と共同で洪水予報を発表している。 ・警戒、注意報を発表している。(警戒期間、注意期間、ピークの時間帯、最大雨量などの予測値を記述)	・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に明示している。	・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に明示している。	・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に明示している。	・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に明示している。	・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に明示している。	・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に明示している。	●庄川本・支川(県管理区間)における避難勧告等の発令に着眼したタイムラインが未整備であるため適切な防災情報の伝達に対して懸念がある。 ●避難勧告等の発令に着眼したタイムラインが実態に合ったものになっているかが懸念される。
避難場所・避難経路	・浸水想定区域図を作成し公表するなど、自治体で作成するハザードマップの作成支援を実施している。	・県管理区間について浸水想定区域図を作成するなど、自治体で作成するハザードマップの作成支援を実施している。		(1)避難所 富山市水防計画にて策定、HPにより周知。小中学校、コミュニティセンターなどの公共施設が主。 (2)避難経路 洪水時の避難経路を指定し、当該区域住民の安全確保を図る。	(1)避難所 高岡市水防計画にて策定、HPにより周知。小中学校、コミュニティセンターなどの公共施設が主。 (2)避難経路 洪水時の避難経路を指定し、当該区域住民の安全確保を図る。	(1)避難所 射水市水防計画にて策定、HPにより周知。小中学校、コミュニティセンターなどの公共施設が主。 (2)避難経路 洪水時の避難経路を指定し、当該区域住民の安全確保を図る。	(1)避難所 砺波市水防計画にて策定、HPにより周知。小中学校、コミュニティセンターなどの公共施設が主。 (2)避難経路 洪水時の避難経路を指定し、当該区域住民の安全確保を図る。	(1)避難所 小矢部市水防計画にて策定、HPにより周知。小中学校、コミュニティセンターなどの公共施設が主。 (2)避難経路 洪水時の避難経路を指定し、当該区域住民の安全確保を図る。	(1)避難所 南砺市水防計画にて策定、HPにより周知。小中学校、コミュニティセンターなどの公共施設が主。 (2)避難経路 洪水時の避難経路を指定し、当該区域住民の安全確保を図る。	●大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。  ●大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。  ●避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていないおそれがある。
住民等への情報伝達の体制や方法	・河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報を富山河川国道事務所HPや報道機関を通じて伝達している。	・平成28年8月に富山県総合防災システムを更新し、アラート等を活用して報道機関と連携した住民等への情報提供(災害対策本部設置、避難勧告、被害情報等)を開始した。 ・「富山県雨量水位情報」により雨量・河川水位・ダム諸量等の情報を提供している。	・気象情報等を、自治体や報道機関を通じて住民等へ伝達している。	要避難対象地域の市民のみならず走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるように、テレビやラジオの放送、コミュニティFM、ケーブルTV、インターネット、緊急速報メール、SNS、スマートフォンアプリ、広報車、同報無線等により伝達を行う。	災害が発生した場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、市長(本部長)は、必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し、避難勧告・指示をする。	(1)防災行政無線、J-ALERT、サイレンによる伝達 (2)消防車・広報車による市内巡回放送 (3)消防団員による各戸伝達 (4)自治会、町内会、自主防災組織等による各戸伝達 (5)コミュニティFM、ケーブルテレビ等による伝達 (6)ホームページ、エリアメール等緊急速報メールサービス、ソーシャルメディア、動画共有サイト等による周知	同報系防災行政無線(庄川地区)、消防団器具置場等サイレン、広報車、消防車(消防署、消防団)、自主防災組織(地区、自治会)の会長、市役所ホームページへの緊急掲載、エフエムとなみへの放送等の依頼、となみ衛星通信テレビ緊急防災情報チャンネル放送、県を通じたNHK及び民間放送局への依頼、避難所管理者及び鍵管理者、エリアメール、緊急メール、ツイッターによる情報発信	自主防災会会長・自治会会長の地区代表者、関係団体へ、電話、携帯メール等により連絡し周知を図るとともに、防災無線、広報車、市ホームページ、ケーブルテレビ等により伝達を行うものとする。	国及び県と連携し、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に合わせた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておく。	●大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況がある。  ●WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。  ●災害時に県・国・市においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にことどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。  ●住民の避難行動の判断に必要な氾濫原を共有する他水系の防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。
避難誘導体制				基本方針(避難誘導者、移動手段、誰と協力して誘導するか)は地域防災計画で定められている。	基本方針(避難誘導者、移動手段、誰と協力して誘導するか)は地域防災計画で定められている。	基本方針(避難誘導者、移動手段、誰と協力して誘導するか)は地域防災計画で定められている。	基本方針(避難誘導者、移動手段、誰と協力して誘導するか)は地域防災計画で定められている。	基本方針(避難誘導者、移動手段、誰と協力して誘導するか)は地域防災計画で定められている。	基本方針(避難誘導者、移動手段、誰と協力して誘導するか)は地域防災計画で定められている。	●災害時の具体的な避難支援や避難誘導体制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。

② 水防に関する事項

項目	北陸地整	富山県	気象台	富山市	高岡市	射水市	砺波市	小矢部市	南砺市	現状と課題
河川水位等に係る情報提供	・国土交通省が基準観測所の水位により水防警報を発表している。 ・災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達(ホットライン)をしている。 ・河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報をWEBや報道機関を通じて伝達している。	・基準観測所の水位により水防警報を発表している。 ・水防団員へ水防警報より情報提供している。 ・「富山県雨量水位情報」により雨量・河川水位・ダム諸量等の情報を提供している。		あらかじめ定められた伝達システムにより、受報及び伝達を行う。	市及び県、防災関係機関は気象情報の伝達体制の整備を図るとともに、観測体制の強化充実に努め、観測情報、災害情報、防災情報等を相互提供できる体制の整備に努める。 また、富山県による土砂災害警戒情報メール配信サービス等を活用した気象情報の情報伝達体制を構築する。 なお、市民向けには、高岡市防災情報メールの配信等の、各種メディアを活用した情報提供に努める。	市は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等から受信した気象警報等を、直ちに同報系防災行政無線や広報車等により住民等に周知するとともに、関係機関への伝達を行う。走行中の車両、運行中の列車、船舶、観光客等にも確実に伝達できるように、防災行政無線、サイレン、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、市メール配信、インターネット、エリアメール等の移動体通信事業者が提供するサービス、ワンセグ等のあらゆる手段を活用するものとし、関係機関は伝達手段の多重化、多様化を図る。	広報車等、同報系防災行政無線、登録メール、インターネット、エリアメール等を利用して広報活動を行うものとする。また、情報を確実に行きわたらせる必要があるときは、地区連絡員、消防団、自主防災組織、地区自治会等の協力を得るほか、報道機関に依頼するものとする。 インターネットの活用【企画情報班】 市ホームページに災害情報等を掲載する。 チラシの活用【企画情報班】 災害情報等を掲載したチラシを避難所等に配付する。	※小矢部市第3編 風水害・火災編 第2章災害応急対策計画 P415の伝達系統図の通り	※南砺市地域防災計画 P209 第3 伝達体制(総務班、消防本部)の通り	●急流河川では、洪水毎に滞りが変化し、洪水の流れが複雑であることから、適切に水防活動を実施すべき箇所を特定し、共有することが必要である。  ●急流河川の特性や水防活動に時間を要する現地の特性等も踏まえた、迅速かつ適切な水防活動に懸念がある。
河川の巡視区間	・出水前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。 ・出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。	・出水前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同点検を実施している。 ・出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。		・水防警報の通知を受けたとき等、各通知段階に応じた水防担当組織の巡視行動等を、地域防災計画にて定めている。	・水防警報の通知を受けたとき等、各通知段階に応じた水防担当組織の巡視行動等を、地域防災計画にて定めている。	・水防警報の通知を受けたとき等、各通知段階に応じた水防担当組織の巡視行動等を、地域防災計画にて定めている。	・水防警報の通知を受けたとき等、各通知段階に応じた水防担当組織の巡視行動等を、地域防災計画にて定めている。	・水防警報の通知を受けたとき等、各通知段階に応じた水防担当組織の巡視行動等を、地域防災計画にて定めている。	・水防警報の通知を受けたとき等、各通知段階に応じた水防担当組織の巡視行動等を、地域防災計画にて定めている。	●河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。  ●水防団員が減少・高齢化等している中でそれぞれの受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができない状況にある。  ●水防活動を担う水防団員(消防団員)は、水防活動に関する専門的な見聞等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。
水防資機材の整備状況	・防災ステーション、水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。	・広域的な水防資材の確保のためのコーディネート制度を実施している。 ・水防倉庫に水防資機材を備蓄している。 ・水防資機材の不足や劣化状況を毎年確認している。 ・備蓄状況は水防計画に記載し関係機関へ配布している。		日ごろから、ロープ、発電機、投光器などの防災資機材の整備・充実に努める。	県・市及び防災関係機関は、平時より災害の発生に備えて、ロープ・酸素呼吸器・エンジンカッター・発電機・投光器・応急給水機材・水難救助用ボートなどの救出救助用資機材の整備充実に努めるとともに、災害発生に際し、ただちに使用できるよう点検整備を行うべく。	市は、排水ポンプ車などの水防資機材等の整備充実に努めるとともに、重機などが必要な場合を想定し、民間業者等との協力体制を確立する。	市は、洪水等の非常時に備え、河川に水防倉庫を設置し、水防に必要な資機材を整備するものとする。(資料 2-10 水防主要備蓄資材の状況)	記載なし	記載なし	●水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。 ●水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。  ●鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、庄川での堤防決壊時の資機材について、配備箇所の見直しを含めた再確認が必要である。

③氾濫水の排水、施設引用等に関する事項

項目	北陸地整	富山県	気象台	富山市	高岡市	射水市	砺波市	小矢部市	南砺市	現状と課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用	・排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において、平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。 ・樋門の操作点検を出水期前に実施している。	・樋門・陸開の操作点検を出水期前に実施している。 ・排水機場等による排水活動及びポンプ委託による内水排除対策を実施している。		市街地の浸水排除を重点とした生活環境の整備を確保するため、過去の浸水状況等を参考のうえ、排水ポンプや雨水調整施設の整備を含め、公共下水道事業等の排水施設の整備を促進する。	宅地化の拡大や道路の舗装整備等により、雨水貯留機能が低下することにより、降雨の際の河川への流出量の増大や、流連時間の短縮化などから河川への負荷が増大し、市街地に水害をもたらす内水対策を講ずる。	市街地の浸水排除を重点とした生活環境の整備を図り、市民の生命や財産を守るため、過去の浸水状況等を参考の上策定した雨水対策基本計画に基づき、排水ポンプ場や雨水調整施設の整備を含め、公共下水道事業等の効果的な排水施設の整備を促進する。	降雨状況に応じて、土地改良区及び水門操作協力員に連絡し、用水の水門操作を依頼する。	降雨状況に応じて、土地改良区及び水門操作協力員に連絡し、用水の水門操作を依頼する。	ため池堤体の欠陥、山腹水路の溢水や滑落、排水機場ポンプ施設の損傷など、特に人家・人命及び公共施設に被害を及ぼすおそれが生じたときは、各施設管理者は、関係機関に連絡するとともに、補強・補修・浚渫等の応急工事や緊急放流等の必要な措置を実施する。 ※南砺市地域防災計画P291より抜粋	●排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する社会経済機能の早期回復に向けた対応を行えない懸念がある。  ●現状において社会経済機能の早期回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。	U  V
既存ダムにおける洪水調節の現状		・洪水調節機能を有するダムで洪水を貯留することにより、下流域の被害を軽減させている。									

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	北陸地整	富山県	気象台	富山市	高岡市	射水市	砺波市	小矢部市	南砺市	現状と課題	
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	・急流河川対策として、河川の洗掘や侵食に対する安全度や背後地の状況等を踏まえ、護岸等の整備を推進している。 ・計画断面に満たない堤防や流下能力が不足する箇所に対し、堤防整備を推進している。			安全度や背後地の状況等を踏まえ、護岸等の整備を推進している。						●計画断面に対して高さや幅が不足している堤防や流下能力が不足している箇所があり、洪水により氾濫するおそれがある。  ●堤防の漏水や侵食・洗掘など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所が存在している。  ●今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されるなかで、被害の軽減を図る必要がある。	W  X  Y

現状の取組状況の共有ととりまとめについて(詳細版)

本資料は各市町村の地域防災計画(いずれもホームページで公開)記載事項の抜粋を主として作成。

別紙-1  
(参考)

1. 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	富 田 市	高 岡 市	射 水 市	砺 波 市	小 矢 部 市	南 砺 波 市
①避難勧告等の発令基準	<p>避難勧告等は、次の状況が認められるときを基準として実施する。 なお、避難勧告等において必要となる判断基準や伝達マニュアルの事前作成に努める。</p> <p>① 災害の拡大により、市民の生命に危険が及ぶと認められるとき。 ② 警報等が発せられ、風水害による家屋の破壊、浸水等の危険が認められるとき。 ③ 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し又はそのおそれがあり、市民に生命の危険が認められるとき。 ④ 土砂災害警戒情報及び補足情報、前兆現象や災害発生状況などを総合的に判断して、避難勧告等が必要と認められるとき。 ⑤ 災害で被害を受けた建物・構造物等が周辺に被害を与えるおそれがあるとき。 ⑥ 不特定多数の者が集まる施設、学校、病院、工場等防災上重要な施設において避難が必要と判断されるとき。 ⑦ その他、災害の状況により、市長が認めるとき。</p>	<p>(1)避難準備情報 ・大門口観測所の水位が7.40m(避難判断水位)を観測し、なお水位が上昇しているとき ・長江水位観測所の水位が9.90m(避難判断水位)を観測し、なお水位が上昇しているとき ・市場橋(又は志貴野橋)水位観測所の水位が2.90(4.90)m(避難判断水位)を観測し、なお水位が上昇しているとき (2)避難勧告 ・種詰橋水位観測所の水位が2.30m(避難判断水位)を観測し、なお水位が上昇しているとき ・岸津川鉄道橋水位観測所の水位が2.00m(避難判断水位)を観測し、なお水位が上昇しているとき ・大門口観測所の水位が7.70m(はん濫危険水位)を観測し、なお水位が上昇しているとき ・長江水位観測所の水位が7.30m(はん濫危険水位)を観測し、なお水位が上昇しているとき ・市場橋(又は志貴野橋)水位観測所の水位が3.50(5.80)m(はん濫危険水位)を観測し、なお水位が上昇しているとき ・種詰橋水位観測所の水位が3.00m(はん濫危険水位)を観測し、なお水位が上昇しているとき ・岸津川鉄道橋水位観測所の水位が2.60m(はん濫危険水位)を観測し、なお水位が上昇しているとき ・河川管理施設の異常(漏水等破壊につながるおそれのある被災等)を観測したとき (3)避難指示 ・破壊、越水を確認(はん濫発生情報)したとき ・河川管理施設の大規模異常(堤防本体の亀裂、大規模漏水等)を確認したとき</p>	<p>避難勧告、指示等は、次の状況が認められる場合に発令する。 (1) 災害の拡大により、住民の生命に危険が及ぶと認められるとき。 (2) 警報等が発せられ、風水害による家屋の破壊、浸水等のおそれがあるとき。 (3) 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり、住民の生命に危険が及ぶと認められるとき。 (4) 土砂災害警戒情報が発せられ、引き続き降雨が予想されるとき、又は土砂災害の前兆現象が認められ、切迫性が高いとき。 (5) 風水害により被害を受けた建物、構造物等が周辺に被害を与えるおそれがあるとき。 (6) 不特定多数の者が集まる施設、学校、病院、工場等の防災上重要な施設において避難が必要と判断されるとき。 (7) その他災害の状況により、市長が認めるとき。</p>	<p>(1)避難準備情報 1. 小牧流量観測所において流量が1,000 m<sup>3</sup>/sを超えさらに増加するおそれがあるとき。 2. 大門口水位観測所において、はん濫注意水位(5.5m)を超えさらに増加するおそれがあるとき。 3. 庄川川水防警報が発令されたとき。 (2)避難勧告 1. 庄川川水防警報が継続し小牧流量観測所において流量が、3,000 m<sup>3</sup>/sを超えたとき。 2. 大門口観測所において避難判断水位(6.6m)を超えたとき。 3. 河川管理施設の異常(漏水等破壊につながるおそれのある被災等)を確認したとき。 (3)避難指示 要避難区域に対して、避難指示を行う。新たにはん濫が及ぶ区域の住民へ避難広報の実施。 新たにはん濫が及ぶ区域の避難所開設</p>	<p>ア 気象台から豪雨、台風等災害に関する警報が発せられ避難を要すると判断されるとき。 イ 関係官公署から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断されるとき。 ウ 河川が警戒水位を突破し洪水のおそれがあるとき。 ① 避難判断水位に到達し、かつ、引き続き水位上昇が見込まれているとき ② 避難準備情報が発令 → 避難勧告発令 ③ 避難勧告発令の後、引き続き水位が上昇し、越水・溢水のおそれがある場合 → 避難指示発令 エ 総雨量が多く、かつ強い雨が続くとき、又は時間雨量が特に多いとき。 オ 河川の支流地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき。 カ 地すべり、山崩れ等により著しい危険が切迫しているとき。 ① 土砂災害警戒情報に基づき、勧告等を実施 ② 急傾斜地崩壊危険(崖ぐずれ、山崩れ)に関しては、「急傾斜地崩壊危険区域」における災害防止に關し市町村地域防災計画に定める事項について(昭和44年8月20日消防第328号各部道府県防災主管部長あて、消防庁防災救急隊長)上示されている基準を参考にする。 キ 地震等により、堤防の損壊等の危険が予想されるとき ク 火災が拡大するおそれあるとき。 ケ 危険物等の爆発のおそれあるとき コ 豪雪、なだれ等により著しい危険が切迫しているとき。 サ その他突発的な災害。  ※小矢部市第3編 風水害・火災編 第2章災害応急対策計画 P410より</p>	<p>(1)避難準備情報 ア 洪水予報指定河川(ア)一定時間後(※1)に危険水位に到達すると予測される※1 警報発令者の避難に要する時間内、河川管理者からの情報がある程度の精度を確保できる時間 ウ 水位情報周知河川 (ア) 氾濫危険水位から一定時間(※1)の水位変化量を差し引いた水位(氾濫注意水位)に到達した(※2)※1 要配慮者の避難に要する時間内、河川管理者からの情報がある程度の精度を確保できる時間※2 上流の降雨状況や降雨予測等による洪水発生の可能性にも考慮 ウ 中小河川等 (ア) 近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い (2)避難勧告 ア 洪水予報指定河川(ア) 破堤につながるような漏水等の発見 (イ) 一定時間後(※2)に氾濫危険水位に到達すると予測される※2 避難に要する時間内、河川管理者からの情報がある程度の精度を確保できる時間 イ 水位情報周知河川(ア) 破堤につながるような漏水等の発見 (イ) 氾濫危険水位から一定時間(※3)の水位変化量を差し引いた水位(避難判断水位)に到達した(※4)※3 避難に要する時間内、河川管理者からの情報がある程度の精度を確保できる時間※4 上流の降雨状況や降雨予測等により、危険水位に達しないことが明らかである場合を除く ウ 中小河川等 (ア) 近隣で浸水が拡大 (イ) 排水先の河川の水位が高くなり、ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる (3)避難指示 ア 洪水予報指定河川及び水位情報周知河川(ア) 堤防が決壊 (イ) 破堤につながるような大量の漏水や亀裂等発見 (ウ) 水門等の施設状況(水門が閉まらない等の事故) (エ) 氾濫危険水位に到達 イ 中小河川等 (ア) 近隣で浸水が床上に及んでいる (イ) 排水先の河川の水位が高くなり、内水ポンプの運転停止、水門閉鎖  ※南砺市地域防災計画 P212より</p>
②避難場所・避難経路	<p>(1)避難場所 避難所としては、学校、体育館等が適当である。 ・避難所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。 (消防庁災害対策指導室「市町村地域防災計画検討委員会報告書」では、おおむね3.3㎡当たり2人としている。)・大規模なけが崩れや浸水などの危険のないところで付近に多量の危険物が蓄積されないこととする。 ・避難施設については、安全な建物(公有・公共的)で、給食施設を有するもの、給食施設を急遽し得るもの又は比較的容易に食料が搬入でき、給食し得る場所を選定して指定する。 ・海岸付近の避難場所は、高潮に備えて高台を選定するか、適地がない場合は緊急時に避難する3階以上のビルを管理者と協議して避難場所として使用できるようにしておく。特に、休日、夜間の使用については留意し、市民にその周知徹底を図る。 (2)避難経路 避難所への距離が長い地域や火災による延焼の危険性が著しく高い地域については、避難者が安全かつ円滑に避難できるよう、避難道路をあらかじめ確保しておくものとする。 (3)周知方法 市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所や災害危険地域を明示した防災マップや広報紙・PR紙を活用して避難に関する広報活動を実施する。</p>	<p>(1)避難場所 学校、公民館、体育館、公共グラウンド、都市公園等公共施設等を対象に、施設管理者の同意を得たうえで避難場所(屋外又は避難所(屋内)(以下「避難所等」という)に指定する。 (2)避難経路 ア 避難所(施設)へ至る主な経路と道について、十分幅員を確保し火災の延焼、浸水崩れ等による危険が及ばないようとする。 イ 道路に面する構造物等が避難時に支障とならないよう、沿道の土地所有者や施設管理者に対し啓発及び指導を行う。 (3)周知方法 避難所を指定したときは、次の方法等により市民に周知徹底を図る。 イ 災害種別に応じた避難所情報(利用可否) イ 標識、誘導標等の設置 ウ 広報紙、チラシの配布等 エ 防災訓練等 オ 災害ハザードマップ等の作成・公表 カ ホームページを活用した情報提供</p>	<p>(1)避難場所 地震・津波災害発生時における避難者の収容のため、事前に小・中学校の体育館等を避難所として指定するとともに、地震発生時に速やかに開設できるよう体制の整備に努める。 (2)避難経路 避難所への距離が長い地域や火災による延焼の危険性が著しく高い地域については、避難者が安全かつ円滑に避難できるよう、避難道路をあらかじめ確保する。 (3)周知方法 市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難所や災害危険地域を明示したハザードマップや広報紙・PR紙を活用して避難に関する広報活動を実施する。</p>	<p>避難所は、指定避難場所、避難施設としている運動場及び公園等並びに学校、公民館等公共の建物又は神社、寺院を応急的に整備し使用する。しかし、これら適当な施設がない場合、若しくは収容しきれなくなった場合、野外にテントやバラック等仮設建物を設置する。また、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、福祉避難所や被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として備上げる等、多様な避難所の確保に努める。 なお、一般河川庄川における水害時は、庄川水系浸水想定区域図において浸水深50センチ以上を示された避難所は開設しないものとする。なお、浸水深50センチ未満でも砺波市洪水ハザードマップにおいて、全利用不適の避難施設については、開設しないものとする。また、土砂災害時は、土砂災害危険区域に指定された区域内の避難所は開設しないものとする。 避難所への避難経路は、地元自主防災組織又は自治振興会等と市が協議して定め、地域住民に周知を図るものとする。</p>	<p>市街地火災、水害等避難を必要とするときは、市民を安全かつ迅速に緊急避難場所及び避難所まで誘導しなくてはならない。 避難の誘導は、地区隊、避難班、警察官、消防職員、消防員等が協力して実施する。その他、避難の誘導については、第2編「震災編」第2章第5節「避難の勧告・指示、避難所の開設・収容」6「避難誘導」を準用する。  ※ 避難者の誘導 避難者の誘導先は、原則として市が指定する指定緊急避難場所及び指定避難所とするが、その災害の形態、状況に応じて判断する。  【小矢部市の指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表】…資料編7-2  (1)大規模な市街地火災のとき 速やかに避難指示を出し、安全な指定緊急避難場所へ誘導する。 火災がおさまり安全が確認されたら、避難指示を解除し、生活の拠点を失った者は、避難所に移住する。  (2)浸水のとき 原則として、指定避難所に誘導する。  (3)建物被害を受けたとき 屋外へ誘導し、後に避難所へ誘導する。</p>	<p>(1)避難所 洪水ハザードマップでも周知している【指定避難所一覧】…資料編「5-3」 (2)避難経路 (ア)避難道路の選定 市街地の状況に応じての基準により避難道路を選定するものとする。 ア 避難道路は概ね8~10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼の危険性のある建物、危険物施設がないこと。 イ 指定緊急避難場所及び指定避難所まで複数の道路を確保すること。 ウ 地下に危険な埋設物がないこと。 エ 浸水、けが崩れ等の危険がないこと。 オ 落下物の危険性が少ないこと。 カ 自動車交通量となるべく少ないこと。 (イ)避難標識の設置 避難者が指定緊急避難場所及び指定避難所に安全に到達できるように、避難誘導標識の設置に努める。  (指定経路の公表までは行っていない)  ※南砺市地域防災計画 P130より</p>

項目	富山市	高岡市	射水市	砺波市	小矢部市	南砺市
③住民等への情報伝達の方法	<p>本部室は、避難準備情報、避難の勧告又は指示について、次の内容を明示して行う。</p> <p>(1) 要避難対象地域 (2) 避難先 (3) 避難勧告又は指示の理由 (4) その他避難時の注意事項等</p> <p>避難準備情報、避難の勧告又は指示の方法は、要避難対象地域の市民のみならず走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるように、テレビやラジオの放送、コミュニティFM、ケーブルTV、インターネット、緊急速報メール、SNS、スマートフォンアプリ、広報車、同報無線等により伝達を行うとともに、消防団、自主防災組織等、組織的な伝達を行う。また、必要に応じて、各家庭への戸別訪問やテレビ、ラオ放送による周知のための協力依頼を行う。</p>	<p>災害が発生した場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、市長(本部長)は、必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し、避難勧告・指示をする。</p>	<p>要避難対象地域の住民に対する避難準備情報、勧告又は指示等の方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 防災行政無線、J-ALERT、サイレンによる伝達 (2) 消防車・広報車による市内巡回放送 (3) 消防団員による各戸伝達 (4) 自治会・町内会、自主防災組織等による各戸伝達 (5) コミュニティFM、ケーブルテレビ等による伝達 (6) ホームページ、エアメール等緊急速報メールサービス、ソーシャルメディア、動画共有サイト等による周知</p>	<p>市民等への伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 向坂系防災行政無線(庄川地区)</li> <li>□ 消防団器具置場等サイレン</li> <li>□ 広報車</li> <li>□ 消防車両(消防署、消防団)</li> <li>□ 自主防災組織(地区、自治会)の会長</li> <li>□ 市役所ホームページへの緊急掲載</li> <li>□ エフエムとなみへの放送等の依頼</li> <li>□ となみ衛星通信テレビへの放送等の依頼</li> <li>□ とнами衛星通信テレビ緊急防災情報チャンネル放送</li> <li>□ 県を通じたNHK及び民間放送局への依頼・・・FAX、電話</li> <li>□ 避難所管理者及び鍵管理者・・・FAX、電話</li> <li>□ エリアメール、緊急メール、ツイッターによる情報発信</li> </ul> <p>＜要配慮者・福祉関係機関への伝達＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 支援者の事前登録者・・・FAX、電話</li> <li>□ 要配慮者の事前登録者・・・FAX、電話、携帯電話メール</li> <li>□ 要配慮者の避難所となる施設・・・FAX、電話</li> <li>□ 避難所管理者及び鍵管理者・・・FAX、電話</li> </ul> <p>＜防災関係機関への伝達＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 消防団(分団長)・・・FAX、電話、一斉メール送信</li> <li>□ 富山県防災・危機管理課・・・FAX、電話</li> <li>□ 砺波警察署……………</li> <li>□ 砺波地域消防組合砺波消防署…</li> <li>□ 富山河川国道事務所…</li> <li>□ 砺波土木センター…</li> <li>□ 陸上自衛隊382施設中隊…</li> <li>□ 報道各社……………</li> <li>□ 北陸電力となみ野営業所…</li> </ul>	<p>(1) 気象注意報・気象警報の伝達 気象予報・警報等は、次の伝達系統により防災関係機関に伝達する。 【気象等に関する情報の伝達系統図】・・・資料編「5-12」 (2) 水防警報の伝達 市長(建設課・消防本部)は、水防法(昭和24年法律第193号)の定める水防警報を受けたときは、速やかに関係機関に周知するものとする。 (3) 火災気象通報及び火災警報 市長(消防本部)は、消防法の定めるところにより火災警報を発令又は解除したときは、速やかに関係機関に周知するとともに、知事(防災・危機管理課)に報告しなければならない。 火災警報を発令したときは、小矢部市消防本部は管内のあらかじめ指定する場所に「火災警報発令中」の指示板の掲出、ケーブルテレビ、市ホームページ、市防災行政無線並びに車両による広報をもって一般市民に周知させる。 (4) 住民等に対する情報伝達 (1)～(3)の情報に対して、特に、災害の発生が予知され危険である場合、又は必要と認められる場合は、総務課は、自主防災会長・自治会長等の地区代表者、関係団体へ、電話、携帯メール等により連絡し周知を図るとともに、防災無線、広報車、市ホームページ、ケーブルテレビ等により広報を行なうものとする。 消防団においては、各分団の担当者に連絡し、各担当者は、地域住民に周知させるものとする。 ※小矢部市地域防災計画 第3編風水害・火災編 災害応急対策計画 P416より</p>	<p>1 情報項目の整理(広報連絡班、情報調整班、総務班) 市は、国及び県と連携し、情報収集事業及び警戒事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分りやすい正確で具体的な内容を整理して、異常事態に関する情報など必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、平時から分りやすい情報伝達の在り方に関する検討(関連する用語の普通化、平易化を含む。)や情報の受け手の理解の促進、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。</p> <p>2 施設等の整備(情報調整班、総務班) 市は、国、県と連携して、地震や雪害等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるように、体制及び市防災行政無線、広報車高等の施設、整備の整備を図る。</p> <p>3 住民相談窓口の設置等(行政センター、広報連絡班) 市は、国、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について定めおくる。</p> <p>※南砺市地域防災計画 P1428より</p>
④避難誘導体制	<p>避難準備情報、避難の勧告又は指示が出された場合、消防部及び関係部は、警察官、消防団員、自主防災組織等の協力を得て、地域や事業所等の単位に集団の形成を促しつつ、避難所への誘導を行う。 また、社会福祉施設、医療機関及び学校において避難を要する場合、福祉保健部、教育部はその避難を支援する。 なお、避難の勧告又は指示等は地域の居住者のほか、滞在者に対しても行われる場合があることから、観光客等の一時滞在者の避難誘導についても配慮が必要がある。</p>	<p>・避難の勧告・指示が発出された際、住民が集団で避難できるよう、地区別の消防団、自主防災組織等による避難誘導体制構築を支援する。 ・要配慮者の安全・確実な避難のため、自主防災組織や福祉関係者と協力して「要援護者避難支援計画」を策定し、内容の普及に努める。 ・迅速な避難誘導のための自主防災組織等の指導育成を図る。</p>	<p>市は、避難勧告、指示等を行った場合人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、要配慮者の避難に十分配慮する。</p> <p>(1) 避難の誘導 避難の誘導は、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、消防本部、警察署等の協力を得て実施する。 (2) 誘導の優先順位 高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、その他歩行が困難な者等を優先する。なお、避難勧告、指示等は地域の居住者のほか、滞在者に対しても行われる場合があることから、旅行者等の一時滞在者の避難誘導についても配慮する。 (3) 誘導の方法 ア 留意事項 イ 誘導員は、避難所、経路及び方向を的確に指示する。 ロ 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。 ハ 危険地域には、非常線を張るほか、状況により誘導員を配置する。 ニ 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。 ホ 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。 ヘ 車両等による移送 高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力で立ち退くことが困難な者については、市が車両、舟艇及びヘリコプター等の要請等により移送する。また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。</p>	<p>避難の勧告又は指示等が出された場合には、災害の種類及び規模の実情に即し、関係機関と密接な連絡のもとに誘導責任者を置いて迅速かつ円滑に避難者を誘導するものとする。この場合、誘導責任者は、次の事項について特に留意するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者に、避難する場所及び避難経路を指示し、その周知徹底を図ること。</li> <li>・危険箇所には、誘導員を配置し、避難途中の不慮の事故を防止すること。</li> <li>・特に高齢者、障害者、児童、病弱者等の要配慮者や観光客等一時滞在者は、その家族及び近隣住民の手により避難させるものとするが、その時の状況により救急車又はその他の自動車等により避難させること。</li> <li>・夜間においては、照明器具携行の誘導員を配置すること。</li> <li>・最悪の場合、誘導ロープにより安全を確保すること。</li> <li>・避難する際は、手早く火の始末をするよう指示すること。</li> <li>・避難地域の住民全員が避難したかどうか確認すること。</li> <li>・安否確認は、自主防災組織、自治振興会、消防、警察が連携して行い、地区連絡員が取りまとめ災害対策本部へ連絡するものとする。</li> </ul>	<p>避難にあつて被災者を円滑適切に安全な場所へ避難させるための誘導は次により行う。 また、避難誘導については、ホームページ、自主防災会等を通じ、広報を図る。</p> <p>(1) 避難誘導者 避難誘導は次の者が行うものとし、誘導にあつては色別章を付け、又は懐中電灯を所持する。 ア 消防署の職員及び市消防団員 イ 市災本部の職員 ウ 警察官 エ その他指示権者の命をうけた職員</p> <p>(2) 誘導の実施 ア 誘導方法 指定緊急避難場所及び指定避難所へ誘導する際の混乱を避けるため、その災害の状況及び地域の実情に応じて安全な避難経路や経路を設定し、広報車等により伝達する。 イ 避難誘導者の任務 避難誘導者は被災者の誘導にあつて、常に次の事項を配慮して行う。 ① 避難経路の安全度及び支障の有無について常に注意し、危険を認め支障があることを知ったときは、直ちに被災者を他の安全な経路により誘導する。 ② 避難に障害となる荷物等を運搬する者への警告、制止に努める。 ③ 避難所及び避難経路その他注意事項を避難者に告げる。 ウ 住民の行動 ① 自主防災組織、自治会、事業所等は、避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令があつた場合は、可能な限り集団避難方式により、段階的に避難所への避難を実施するように努めるものとする。 ② 上記発令が的確に伝わらない場合においては、住民は、ラジオ等の報道、周囲の状況に応じて、自主的に避難所等へ避難するものとする。 ③ グラウンド等の緊急避難場所に避難した住民は、自主防災組織、自治会、民生委員児童委員等と協力し、速やかに当該場所に避難している者及び連絡のとれない住民の把握に努める。 ④ 当該避難所に危険が迫っている場合は、消防団、市職員、警察官等の誘導により、他の安全な避難所へ移動する。 ⑤ 自力で避難することが困難な要配慮者に対しては、要配慮者台帳で指定された避難支援者をはじめ、自主防災組織、自治会、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会等が協力して、状況に応じてヘリコプター、車輛、担架、舟艇等を利用して、優先的な避難を実施する。</p> <p>小矢部市地域防災計画 第2編震災編 第2章 災害応急対策計画 P169</p>	<p>(1) 避難誘導 ア 市は、避難準備情報、勧告又は指示が出された場合、南砺警察署及び消防団の協力を得て、地域または自治会単位に集団の形成を図るため、指定緊急避難場所及び指定避難所に誘導員を配置し、住民を誘導する。なお、避難準備、勧告又は指示等は地域の住民の他、滞在者に対しても行われる場合があることから、観光客等の一時滞在者の避難誘導についても配慮が必要がある。 イ 消防機関は、避難準備情報、勧告又は指示が出された場合には、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大の方向及び消防隊の運用を勘案し、最も安全と思われる方向を市及び南砺警察署に連絡する。避難が開始された場合は、消防団員により、避難誘導にあたる。 ウ 南砺警察署は、市に協力し自治会、事業所等を単位として集団をつくり、誘導員及び各集団のリーダーの誘導もともに避難させる。 エ 自主防災組織は、市、消防機関、警察等と連携協力し、地域内の住民の避難誘導を行う。この場合、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に配慮する。 ※南砺市地域防災計画 P249～250より</p>

2. 水防に関する事項

項目	富山市	高岡市	射水市	砺波市	小矢部市	南砺市
⑤河川水位等に係る情報提供	<p>あらかじめ定められた伝達システムにより、受報及び伝達を行う</p> <p>洪水予報：対象とする河川(常願寺川、沖通川)で、洪水災害のおそれがある場合に、富山地方気象台が流域の降水量を予測し、国土交通省富山河川国道事務所が基準とする観測所の水位予測を行い、これらの情報を両者が共同で洪水予報(注意報、警報)として発表するもの。</p> <p>*水防警報：対象とする河川(資料2-2)で、洪水等によって災害がおこるおそれのあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行われる発表。</p> <p>*避難判断水位到達情報：対象となる中小河川で、基準となる観測所での水位が氾濫のおそれがある危険な水位に近づいたときの、避難等の目安となる水位に到達したときに発表される情報。</p>	<p>市及び県、防災関係機関は気象情報の伝達体制の整備を図るとともに、観測体制の強化充実に向け、観測情報、災害情報、防災情報等を相互提供できる体制の整備に努める。</p> <p>また、富山県による土砂災害警戒情報メール配信サービス等を活用した気象情報の情報伝達体制を構築する。</p> <p>なお、市民向けには、高岡市防災情報メールの配信等の、各種メディアを活用した情報提供に努める。</p>	<p>市は、全国即時警報システム(J-ALE RT)等から受信した気象警報等を、直ちに同報系防災行政無線や広報車等により住民等に周知するとともに、関係機関への伝達を行う。</p> <p>気象警報等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、サイレン、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、市メール配信、インターネット、エリアメール等の移動体通信事業者が提供するサービス、ワンセグ等のあらゆる手段を活用するものとし、関係機関は伝達手段の多様化、多様化を図る。</p>	<p>広報車等、同報系防災行政無線、登録メール、インターネット、エリアメール等を利用して広報活動を行うものとする。</p> <p>また、情報を確実に行きわたらせる必要があるときは、地区連絡員、消防団、自主防災組織、地区自治会等の協力を得るほか、報道機関に依頼するものとする。</p> <p>インターネットの活用【企画情報班】 市ホームページに災害情報等を掲載する。</p> <p>ワンセグの活用【企画情報班】 災害情報等を掲載したチラシを避難所等に配付する。</p>	<p>※小矢部市第3編 風水害・火災編 第2章災害応急対策計画 P415の伝達系統図の通り</p>	<p>※南砺市地域防災計画 P209 第3 伝達体制(総務班、消防本部)の通り</p>
⑥河川の巡視区間	<p>*市は、「富山市水防計画」に基づき、重要水防箇所をはじめ関係河川及び海岸、堤防等を巡視し、必要な措置をとるものとする。</p> <p>*重要水防箇所として指定された工物の管理者は、常に点検整備し、また、応急水防工法を定めるものとする。</p>	<p>水防警報の発令を受け、消防機関は、出動準備、出動等を行う。</p>	<p>都市整備部道路河川班は、産業経済部農林水産班、商工港湾班及び消防部と連携し、大規模な地震が発生した場合、その管轄する水防区域において、河川・海岸を巡視し、施設の点検、被害状況の把握に努める。その際、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を講ずるよう要請し、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害の拡大防止に努める。</p>	<p>水防管理者の出動命令を受け、水防作業班及び水防団が出動したときから水防区域の監視、警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他重要な箇所を巡回し、異常を発見したときは、直ちに水防作業を開始するとともに、県砺波土木センター、県水防本部、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所への状況及び見直しを報告する。</p> <p>重要水防箇所及び水防河川には、水防業務の分担に基づき巡視員を配置するものとする。</p> <p>巡視員は随時区域内を巡視し、水防上危険と認められた箇所があるときは、水防本部に連絡して必要な措置を求めるものとする。</p>	<p>(1)堤防等監視 水防管理者(市長)は、巡視員をして、関係河川等の巡視をさせ、水防上危険であると認められるときは、所轄土木センター(事務所)及び国土交通省関係事務所(事務所)及び国土交通省関係事務所に連絡して必要な措置を求める。</p> <p>(2)非常警戒 水防管理者(市長)は、出動命令を出したときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、重要水防箇所を中心に巡回を行う。巡回の際は、特に次の状態に注意を払う。</p> <p>ア 堰法(堤防斜面の居住地側)の漏水または陥水による亀裂または欠け崩れ イ 堰法(堤防斜面の川側)で水当たり強い場所の亀裂または欠け崩れ ウ 天堦(堤防の上端、上面)の亀裂または陥下 エ 堤防の溢水(水がふれる)状況 オ 樋門(排水門、取水門)の両袖または底部から漏水と扉の閉り具合の異常 カ 橋りょうその他構造物と堤防の取付部分の異常</p> <p>また、状況に応じて専門技術者に協力を求め、危険箇所について緊急現地調査を実施する等により、的確な状況判断を行う。</p> <p>異常を発見したときは、直ちに水防作業を開始するとともに、水防本部、所轄土木センター(事務所)、国土交通省関係事務所(事務所)にその状況及び見直し等を連絡するとともに、避難準備情報・避難勧告発令等の対応を速やかに実施する。</p> <p>※小矢部市第3編 風水害・火災編 第2章災害応急対策計画 P430~431より</p>	<p>水防管理者は、出動命令を出したときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所、その他重要な箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは、直ちに水防作業を開始するとともに、砺波土木センター、県水防本部並びに国土交通省富山河川国道事務所に対して、その状況及び見直し等を連絡するものとする。</p> <p>(1)河川施設 ア 河川水位が警戒水位に近づいている箇所 イ 過去に洪水被害が生じた箇所 ウ 土地利用上からの弱堤箇所 エ 二次災害防止の観点からの低堤箇所 オ 主要河川構造物の設置箇所</p> <p>※南砺市地域防災計画 P211より</p>
⑦水防資機材の整備状況	<p>日ごろから、ロープ、発電機、投光器などの防災資機材の整備・充実に努める。</p>	<p>ア 県・市及び防災関係機関は、平時より災害の発生に備えて、ロープ、酸素呼吸器・エンジンカッター・発電機・投光器・応急給水機材・水難救助用ポンプなどの救出救助用資機材の整備充実を努めるとともに、災害発生に際し、ただちに使用できるよう点検整備を行っておく。</p> <p>イ 県・市及び防災関係機関は、救助活動が円滑に実施できるように他の機関、民間団体・業者等が所有する救出救助用資機材等を借り上げることができる協力体制を確立しておくものとする。</p> <p>ウ 水防管理者は、洪水時等の非常時に備えて、河川に水防倉庫を設置し、水防に必要な資機材を常時整備する。</p>	<p>市は、排水ポンプ車などの水防資機材等の整備充実を図るとともに、重機などが必要な場合を想定し、民間業者等との協力体制を確立する。</p>	<p>市は、洪水等の非常時に備え、河川に水防倉庫を設置し、水防に必要な資機材を整備するものとする。</p> <p>(資料2-10 水防主要備蓄資材の状況)</p>	<p>記載なし</p>	<p>記載なし</p>
⑧市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	<p>市庁舎、消防施設、医療機関、総合行政センターなどの重要防災基幹施設は、風水害等の災害時における応急対策活動の拠点となる。</p> <p>このため、これらの施設の機能を確保・保持し、施設の堅牢性・安全性の確保を図る。</p>	<p>災害対策基本法第23条2の規定により、高岡市災害対策本部を本庁車庫棟2階入札室に設置し、災害応急対策を講ずる。</p>	<p>市庁舎、消防施設、医療機関等の重要防災基幹施設は、地震・津波災害時における応急対策活動の拠点となる。</p> <p>このため、これらの施設の機能を確保・保持し、施設の堅牢性・安全性の確保を図る。</p> <p>また、重要防災基幹施設は、災害発生時における商用電力の停止を想定し、非常用発電設備について保守点検及び操作訓練を定期的に行う。</p>	<p>大規模な災害時においては、災害応急活動の支援拠点として市本庁及び支所の整備又は運用方法の決定を行うとともに、災害応急活動の拠点や市民の避難場所として、また平時においては、自主防災組織・災害救援ボランティア等の研修の拠点としての機能を有する地域防災拠点施設を整備する。</p>	<p>市の地域に災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合には、その情報連絡、発生災害の状況集約、総合対策の樹立、並びに災害応急対策の推進を図るため、市長は小矢部市災害対策本部を設置する。(災害対策基本法、小矢部市災害対策本部条例)</p> <p>(1)設置又は解散 ア 設置基準 市は、次の場合に災害対策本部を設置する。 ① 小矢部市において、震度5強以上の地震が発生した場合(自動設置) ② その他災害の状況により、市長が必要と認めるとき イ 本部室の設置場所被災状況に応じ、次の順位で設置場所を定めるものとする。 第1順位 市役所2F特別会議室 第2順位 消防総合庁舎 第3順位 クロスランドセンター ウ 主な所掌事務 ① 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。 ② 災害対策の連絡調整に関すること。 ③ 災害の応急対策に関すること。 ④ 災害救助、その他の民生安定に関すること。 ⑤ 施設及び設備の応急、復旧に関すること。</p> <p>※小矢部市地域防災計画 第2編 震災編 第2章 災害応急対策計画 P154~155より</p>	<p>(1)設置基準 市は、次の場合に災害対策本部を設置する。 ・ 局地的災害が発生し、又は発生の恐れがあるとき。 ・ 市全域にわたって災害が発生すると予想されるとき。 ・ 市全域でなくともその災害が特に甚大であると予想され、かつ市長が指令したとき。</p> <p>(2)設置場所 ア 福野庁舎に、影響がなかった場合「福野庁舎内」に設置する。 イ 福野庁舎が被災し、庁舎に本部を設置できない場合「福野体育館」に設置する。</p> <p>※南砺市地域防災計画 P219より</p>

3. 氾濫水の排水、施設引用等に関する事項

項目	富山市	高岡市	射水市	砺波市	小矢部市	南砺市
⑨排水施設、排水資機材の操作・運用	<p>市街地の浸水排除を重点とした生活環境の整備を図り、快適な都市生活を確保するため、過去の浸水状況等を参考のうえ、排水ポンプや雨水調整施設の整備を含め、公共下水道事業等の排水施設の整備を促進する。</p>	<p>宅地化の拡大や道路の舗装整備等により、雨水貯留機能が低下することにより、降雨の際の河川への流出量の増大や、流速時間の短縮化などから河川への負荷が増大し、市街地に水害をもたらす内水対策として、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 市街化区域 市街化区域については、宅地化が進むことから、雨水流出量が増大し浸水被害が発生するおそれのある地区から順次、公共下水道事業等により雨水排水整備を図る。 過去に整備した区域において、土地利用形態の変化によって雨水流出量が増大し、浸水する区域については、再整備を検討する。</p> <p>イ 市街化調整区域 市街化調整区域については、現有の農業用排水施設の機能を保持するため、維持管理及び改修に努める。</p> <p>ウ 保水機能の保全 土地利用計画を策定するにあたっては、遊水池や調整池を設ける等保水機能の保全を図り、雨水をできるだけ流域内に保水・遊水させ、急激な河川への流出を避けるよう配慮する。</p> <p>エ 準用河川等 庄川・小矢部川に流入している準用河川等の河川改修、樋門の機能向上、排水ポンプ場の整備等の内水排除対策に努める。</p>	<p>市街地の浸水排除を重点とした生活環境の整備を図り、市民の生命や財産を守るため、過去の浸水状況等を参考の上策定した雨水対策基本計画に基づき、排水ポンプ場や雨水調整施設の整備を含め、公共下水道事業等の効果的な排水施設の整備を促進する。</p>	<p>降雨状況に応じて、土地改良区及び水門操作協力員に連絡し、用水の水門操作を依頼する。</p>	<p>記載なし</p>	<p>ため池堤体の欠陥、山腹水路の湛水や清濁、排水機場ポンプ施設の損傷など、特に人家・人命及び公共施設に被害を及ぼすおそれが生じたときは、各施設管理者は、関係機関に連絡するとともに、補強・補修・浚渫等の応急工事や緊急放流等の必要な措置を実施する。</p> <p>また、飲料水及び消防用水源としての機能も有する農業用水の安全確保のため、必要な応急措置を講ずる。</p> <p>※南砺市地域防災計画 P291より</p>





庄川大規模水害に関する減災目標を達成するための各機関の取組(案) 1/3

減災のための取組項目(素案) (概ね5年間)			北陸地整		富山県		富山地方気象台		富山市		高岡市		射水市		砺波市		小矢部市		南砺市		
項目	事項	内容	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	
1. ハード対策の主な取組																					
■洪水を河川内で安全に流す対策																					
		・流下能力対策 ・侵食・洗掘対策 ・浸透対策 ・バイピング対策 ・堤防整備	・洪水を河川内で安全に流すためのハード対策を推進する。 ・防災拠点等の整備を検討する。	引き続き実施	・洪水を河川内で安全に流すためのハード対策を推進する。	引き続き実施															
■危機管理型ハード対策																					
		・堤防天端の保護 ・裏法尻の補強	・越水が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす危機管理型ハード対策を推進する。	引き続き実施																	
■周知・理解促進、避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備																					
	①新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	・水防連絡会にて水防倉庫の備蓄材などの合同巡視を実施 ・新技術(水のう等)を活用した資機材等の配備	・引き続き実施 ・H28年度から検討		・水防パトロールにて水防倉庫の備蓄材などの合同巡視を実施	引き続き実施			・情報を収集し、必要性を検討する。	H28年度から検討	・河川管理者と連携を図り、水防資機材配備状況の確認や整備を実施する。	引き続き実施	・河川管理者や水防管理者(庄川水害予防組合)と連携し、水防資機材の配備状況を確認し整備を行う。	H28年度から検討	・河川管理者や水防団と連携を図り水防資機材の配備状況の確認を行う。	H28年度から検討	・河川管理者と連携し水防資機材の配備状況の確認を実施する。	H28年度から検討	・河川管理者や水防団と連携を図り水防資機材の配備状況の確認を行う。	H28年度から検討	
	②円滑な避難活動や水防活動を支援するため、CCTVカメラ、簡易水位計や量水標等の設置	・簡易水位計の設置 ・CCTVカメラの設置	H28年度から順次整備		・河川監視カメラの設置(水位計設置箇所)	H28年度から順次整備					・河川沿川における同報系防災行政無線の整備を検討する。	引き続き実施									
2. ソフト対策の主な取組 ①急流河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組																					
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組																					
	①小中学校等における水災害教育を実施	・市町村の要請により、出前講座等を積極的にやっていく。	引き続き実施	・出前講座等を活用した啓発を積極的に行っていく。	引き続き実施	・自治体の教育委員会と連携し、効果的な水防の避難や訓練など支援	引き続き実施	・小・中学校から要望があった場合、ハザードマップの周知や災害情報の入手方法などの出前講座を実施している。	引き続き実施	・小中学校からの要望に応じ、防災教育等に関する出前講座を実施する。	H29年度から検討	・小中学校から要望があった場合、過去に生じた水害状況の写真パネルや資料提供を行う。また、出前講座の申込があれば対応する。	引き続き実施	・出前講座等で防災教育を実施する。	引き続き実施	・出前講座等で要望があった場合、防災教育を実施する。	引き続き実施	・小・中学校からの依頼により、防災教育全般として実施している。	引き続き実施		
	②出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	・市町村の要請により、出前講座等を積極的にやっていく。	引き続き実施	・出前講座等を活用した啓発を積極的に行っていく。	引き続き実施		・町内会や自主防災組織から要望があった場合、ハザードマップの周知や災害情報の入手方法などの出前講座を実施している。	引き続き実施	・出前講座等を活用し水防災等に関する説明会を実施する。	引き続き実施	・出前講座の活用を積極的に働きかける。	引き続き実施	・出前講座等を活用し、水防災等に関する説明を実施	引き続き実施	・出前講座等を活用し水防災等に関する説明会を実施する。	引き続き実施	・自治会等から出前講座の要請があれば実施	引き続き実施			
	③効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	H28年度から実施	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報資料を作成、HPへの掲載等(協議会で作成)	順次実施	・関係機関と連携して効果的な対応に協力	順次実施	・記事を作成し、市の広報誌掲載し、市民に配布している。さらに、ハザードマップを作成し配布している。	引き続き実施	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布する。 ・「防災マップ&市民便利帳」の改定時に併せて、特集ページを作成する。 ・市広報誌への掲載を検討する。	順次実施	・市広報紙面に記事を掲載し市民への啓発を図る。	順次実施	・「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	順次実施	・毎年6月広報で大雨による災害対策について特集している。	引き続き毎年実施	・国、県からの広報等を配布し管内への周知を図る。	順次実施		
	④自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所等の共同点検の実施	・重要水防箇所等の共同点検を実施	H27年度から順次、毎年実施	・重要水防箇所等の共同点検の実施	H28年度以降検討		・国、県と合同で毎年実施	順次毎年実施	・河川管理者と自治会や地域住民で重要水防箇所等の共同点検を実施する。	順次毎年実施	・河川管理者と自治会や地域住民で重要水防箇所等の共同点検を実施する。	順次毎年実施	・河川管理者と自治会や地域住民で重要水防箇所等の共同点検を実施する。	順次毎年実施	・河川管理者を中心とし、自治会等が参加した重要水防箇所の点検を実施している。	順次毎年実施	・県と合同で毎年実施	順次毎年実施			
	⑤まるごとまちごとハザードマップを整備	・市町村が作成するまるごとまちごとハザードマップへの情報提供	順次実施	・ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水想定区域図の公表	H28年度から順次実施		・ハザードマップ見直しの際に検討する。	順次実施	・ハザードマップ見直しの際に検討する。	順次実施	・ハザードマップ見直しの際に検討する。	順次実施	・ハザードマップ見直しの際に検討する。	H28年度以降検討	・ハザードマップ見直しの際に検討する。	順次実施	・市財政課・防災担当課と協議し、必要性の有無等について検討していく。	順次実施			
	⑥住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実			・自助・共助の促進のための普及啓発を実施するとともに、市町村と連携して自主防災組織の資機材整備や避難訓練等を支援	引き続き実施		・自主防災組織結成に向けての出前講座の実施 ・自主防災組織への訓練補助金や資機材補助金の交付 ・自主防災組織構成員が防災士の資格を取得するための補助金の交付	引き続き実施	・自主防災組織等の結成率の向上を図る。 ・住民の防災意識を高めるため、出前講座・水防訓練を実施する。 ・自主防災組織の要となる防災士を育成する。	順次実施	・自主防災組織が行う活動に対する指導・助言や自主防災活動のリーダー育成を支援し自主防災組織の充実を図る。	順次実施	・住民の防災意識を高めるために研修会の実施や防災士による訓練指導等の実施	順次実施	・自主防災組織への情報提供を進める。	引き続き毎年実施	・平成28年3月29日に防災士の有志により「防災こころえ隊」を設立した。当隊は、自主防災組織からの派遣要請に基づき、各種訓練に参加のうえアドバイスをすることで、自主防災組織の活性化につながっている。今後も積極的に隊の活動を推進していくことで、地域の防災力向上を図る。	順次実施			



庄川大規模水害に関する減災目標を達成するための各機関の取組(案) 3/3

減災のための取組項目(素案) (概ね5年間)	北陸地整	富山県	富山地方気象台	富山市	高岡市	射水市	砺波市	小矢部市	南砺市									
<b>2. ソフト対策の主な取組 ③洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組</b>																		
<b>■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組</b>																		
①水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、各市町と共同で情報伝達訓練を実施する。	引き続き毎年実施	・情報伝達訓練の実施	引き続き毎年実施	・情報伝達訓練等への支援	引き続き毎年実施	・国・県と連携した、情報伝達訓練の実施	引き続き毎年実施	・河川管理者と市、消防本部、消防団の連絡体制を確認し、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。 ・首長が参加する本部運営訓練、市職員の参集訓練を実施する。 ・消防団への連絡体制の強化として、災害メール、携帯無線、消防団幹部への電話連絡などを実施する。	引き続き毎年実施	・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。	引き続き毎年実施	・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。	引き続き毎年実施	・河川管理者が行う水防訓練において、市長も参加するものとする。	引き続き毎年実施	・市防災訓練時に併せて、訓練できないか検討し、実施に向けて取組む。	引き続き毎年実施
②自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施	・重要水防箇所等の合同巡視を実施	引き続き毎年実施	・重要水防箇所等の合同巡視を実施	引き続き毎年実施	・共同で参加し、重要危険箇所等把握に努め意識共有を計りソフト面では早めの避難行動、水防に役立てる。	引き続き毎年実施	・重要水防箇所について、水防団も参加し、国、県と合同で毎年実施	引き続き毎年実施	・河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を実施する。	引き続き毎年実施	・河川管理者と水防関係機関で行われる、重要水防箇所等の合同巡視に参加する。	引き続き毎年実施	・河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を行う。	引き続き毎年実施	・河川管理者を中心とし、自治会等が参加した重要水防箇所の点検を実施する。	引き続き毎年実施	・河川管理者と水防関係機関で行われる、重要水防箇所等の合同巡視に参加する。	引き続き毎年実施
③毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施	・水防管理団体が行う訓練への参加 ・水防工法講習会の支援等を行う。	引き続き毎年実施	・県総合防災訓練等において関係機関が連携した水防実働訓練等を実施 ・水防管理団体が行う訓練への参加 ・水防工法講習会の支援等を行う。	引き続き毎年実施	・要請による訓練への支援	引き続き毎年実施	・水防団、国、県、自主防災組織などが参加し、出水期前に水防法に基づく水防訓練の実施	引き続き毎年実施	・毎年、出水期前に水防訓練を実施 ・毎年行っている実働水防訓練の内容を検討する。	引き続き毎年実施	・出水期前にポンプ車の運転訓練を実施し、防災訓練で水防実働訓練を検討する。	引き続き毎年実施	・関係機関が連携した水防実働訓練等の検討する	引き続き毎年実施	・毎年防災訓練を実施	引き続き毎年実施	・市総合防災訓練時に、洪水を想定した連絡体制や水防訓練を実施	引き続き毎年実施
④水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進							・水防団員を兼ねる、消防団員について、HP掲載や、ポスター掲示、自治振興会長会議への依頼により、募集促進	H29年度から検討	・水防活動の担い手となる消防団員の募集を促進する。	引き続き実施	・水防活動の担い手となる消防団員の募集を促進する。	引き続き実施	・広報誌やホームページで水防協力団体の募集を行う。	引き続き実施	・水防活動の担い手となる消防団員の募集を促進する。	引き続き実施	・他市町村の実施状況を参考に、市防災担当課と協議しながら対応を検討する。	引き続き実施
⑤国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	・水防技術講習会に参加	引き続き実施	・水防技術講習会に参加	引き続き実施			・水防技術講習会に参加	引き続き実施	・水防技術講習会に参加	引き続き実施	・水防技術講習会に参加	引き続き実施	・水防技術講習会に参加	引き続き実施	・水防技術講習会に参加	引き続き毎年実施	・水防技術講習会に参加	引き続き実施
⑥大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	・復旧活動の拠点等配置計画を検討	H28年度から検討	・検討に必要な情報(浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等)の提供	H28年度から順次実施														
<b>■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組</b>																		
①要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	・要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成を行う際の技術的助言を行う。	引き続き実施	・作成に必要な情報(浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等)の提供	H28年度から順次実施			・要配慮者利用施設に対する、技術的助言を行う。	H29年度から検討	・要配慮者施設における避難計画策定の推進を行う。 ・家屋倒壊危険区域内の要配慮者施設へさらなる情報伝達ツールを検討する。	H28年度から順次実施	・要配慮者利用施設における計画策定の推進を行う。	H28年度から順次実施	・要配慮者利用施設における避難計画策定の推進を行う。	H28年度から順次実施	・要配慮者施設における避難計画策定の推進を行う。	H28年度から順次実施	・浸水想定区域図等の公表を反映させたハザードマップ等を関係各施設に配布するとともに、依頼に応じて説明会を実施する。	H28年度から順次実施
②大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	・大規模工場等への浸水リスクの説明や水害対策など技術的助言を行う。	引き続き実施	・作成に必要な情報(浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等)の提供	H28年度から順次実施			・大規模工場等への技術的助言を行う。	H29年度から検討	・ハザードマップを活用し、大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動を行う。	H29年度から実施			・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動を行う。	H28年度から順次実施			・ハザードマップを作成した段階で、関係団体等に周知	H28年度から順次実施
<b>2. ソフト対策の主な取組 ④社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化</b>																		
<b>■救援・救助活動の効率化に関する取組</b>																		
①大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	・広域支援拠点等の検討支援	H28年度から検討	・検討に必要な情報(浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等)の提供	H28年度から順次実施			・河川管理者などから情報提供を受けて、関係機関との協議を行い、計画策定	H29年度から検討	・受援計画を策定し、広域支援拠点等の配置等を検討する。	H28年度から検討	・新たな浸水想定に基づき現行の地域防災計画等の見直しを検討する。	H28年度から検討	・広域支援拠点等の配備計画を検討	H28年度から検討	・新たな浸水想定に基づき現行の地域防災計画等の見直しを検討する。	H28年度から検討	・広域支援拠点等の配置計画の検討	H28年度から検討
<b>■排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施</b>																		
①大規模水害を想定した庄川排水計画(案)の検討を実施	・樋門、排水路等の情報を踏まえ排水ポンプ車の適切な配置計画などを検討	H28年度から検討	・排水ポンプ車の出動要請に基づく出動可能箇所の検討	引き続き実施			・排水ポンプ車の配置計画を再検討	H29年度から検討	・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの設置箇所の選定を行う。	H28年度から検討	・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの設置箇所の選定を行う。	H28年度から検討	・大規模水害を想定した排水計画(案)の検討を実施	H28年度から検討	・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの設置箇所の選定を行う。	H28年度から検討	・大規模水害を想定した排水計画(案)の検討を実施	H28年度から検討
②地下街が浸水した場合の排水計画(案)の検討を実施	・地下街が浸水した場合の排水計画(案)の検討支援	H28年度から検討							・地下街への浸水を想定した避難計画及び排水計画(案)の必要性を検討する。	H28年度から検討								
③排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	・毎年、出水期前に県・市・町と連携して連絡体制の整備を行い、情報共有を図る	引き続き毎年実施	・連絡体制の確認	引き続き実施			・連絡体制を確認し、適宜更新する。	引き続き実施	・整備済みである排水ポンプ車出動要請の連絡体制の確認を行う。	引き続き毎年実施	・河川管理者と連携を図り、連絡体制の整備を行う。	引き続き毎年実施	・排水ポンプ車出動要請の連絡体制の確認を実施	引き続き毎年実施	・整備済みである排水ポンプ車出動要請の連絡体制の確認を行う。	引き続き毎年実施	・排水ポンプ車出動要請の連絡体制等を作成する。	引き続き毎年実施
④関係機関が連携した排水実働訓練の実施	・実践的な操作訓練や排水計画に基づく排水訓練の検討及び実施 ・水防管理団体が行う水防訓練等への参加	順次実施	・水防管理団体が行う水防訓練等への参加	順次実施			・水防法に基づく水防訓練の実施	引き続き実施	・水防訓練と合同で実施する。 ・河川管理者が行う定期的な操作訓練に参加する。	順次実施	・河川管理者が行う操作訓練に参加	順次実施	・水防訓練と合同で訓練を検討	順次実施	・河川管理者が行う操作訓練に参加	順次実施	・河川管理者が行う操作訓練に参加	順次実施

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく  
小矢部川流域の減災に係る取組方針  
(案)

平成２８年８月２６日

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会

## 目 次

1. はじめに . . . . . P. 1
2. 本協議会の構成委員 . . . . . P. 3
3. 小矢部川の概要と主な課題 . . . . . P. 4
4. 現状の取組状況 . . . . . P. 8
5. 減災のための目標 . . . . . P. 15
6. 概ね5年で実施する取組 . . . . . P. 16
7. フォローアップ . . . . . P. 20

添付資料 別紙－1

添付資料 別紙－1（参考）

添付資料 別紙－2

## 1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部は堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

国土交通省では、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村（109 水系、730 市町村）において、平成 32 年度を目途に水防災意識社会を再構築する取組を行うこととし、各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川では、この「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、地域住民の安全安心を担う富山河川国道事務所管内の沿川 5 市 1 町 1 村（富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、立山町、舟橋村）、富山県、富山地方气象台、北陸地方整備局富山河川国道事務所で構成される「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を平成 28 年 4 月 21 日に設立した。

本協議会では、小矢部川の地形的特徴や被害状況、現状の取組状況の共有を図るとともに、主な水防災上の課題として以下を抽出した。

- 1) 小矢部川は庄川によって形成された扇状地の西側扇端付近に沿って蛇行しながら流下しており、湾曲部の流速差により粘性土がたまりやすく、現況堤防が旧河道上に築堤されている箇所が多いことから、浸透等により堤防が決壊する危険がある。
- 2) 小矢部川では短時間降雨に伴い家屋等の浸水被害が発生した実績があり、急激に水位が上昇する。
- 3) 湾曲部などの水衝部における侵食や洗掘など、越水以外にも水害リスクが高い箇所が存在する。

- 4) 洪水浸水想定区域内には、小矢部市や高岡市の人口が集中する市街地や大型商業施設及び工業地帯等が集積している。
- 5) また、上記の社会特性に加え、国道8号、156号などの主要幹線道路、緊急輸送道路や鉄道などが短時間で浸水し、社会経済が大きな打撃を受けるおそれがある。

このような課題に対し、本協議会においては、『庄川扇状地扇端付近に沿って流下し、高岡・小矢部市街地が形成され大型商業施設および工業地帯等が立地している地形・社会特性を踏まえ、小矢部川での大規模水害に対し、「川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難」「社会経済被害の最小化」を目指す』ことを目標と定め、平成32年度までに各構成員が連携して取り組み、水防災意識社会の再構築を行うこととして、小矢部川の減災に関わる地域の取組方針（以下「取組方針」という。）をとりまとめた。

今後、本協議会の各構成員は、取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

## 2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおりである。

参加機関	構成員
富山市	市長
高岡市	市長
立山町	町長
舟橋村	村長
射水市	市長
砺波市	市長
小矢部市	市長
南砺市	市長
富山県 土木部 河川課	課長
富山県 富山土木センター	所長
富山県 富山土木センター 立山土木事務所	所長
富山県 高岡土木センター	所長
富山県 高岡土木センター 小矢部土木事務所	所長
富山県 砺波土木センター	所長
富山地方気象台	気象台長
北陸地方整備局 富山河川国道事務所	所長
<p>&lt;オブザーバー&gt;</p>	
西日本旅客鉄道（株）金沢支社	
あいの風とやま鉄道（株）	
北陸電力（株）富山支店	
関西電力（株）電力流通事業本部 北陸電力部	
電源開発（株）中部支店	
北陸地方整備局 利賀ダム工事事務所	

### 3. 小矢部川の概要と主な課題

#### (1) 流域・地形の特徴

##### ①流域の特性

小矢部川は富山県西部に位置し、その源を富山・石川県境の大門山(標高1,572m)に発し、富山・石川両県境に沿って北流し、砺波平野を出て、南砺市において山田川を合わせたのち小矢部市に入り、渋江川、小撫川を、高岡市において祖父川、千保川等を合わせて日本海に注ぐ、幹川流路延長68km、流域面積667km<sup>2</sup>の一級河川である。

流域は富山、石川両県の6市からなり、能登半島国定公園、医王山県立自然公園、桜ヶ池県定公園、稲葉山・宮島峡県定公園など豊かな自然を有するとともに、小矢部川の水質は良好で、地下水と合わせて砺波平野及び射水平野の農業用水、水道用水、工業用水等に利用されている。小矢部川流域内には、北陸新幹線、あいの風とやま鉄道、北陸自動車道、東海北陸自動車道、能越自動車道、一般国道8号、156号等の基幹交通ネットワークが形成され、さらに河口部には国際拠点港湾伏木富山港(伏木地区)があるなど交通の要衝となっている。

##### ②洪水・氾濫の特性

下流部の大半が平野部を流れるため、下流部の河床勾配は約1/1,000と富山県内では比較的緩やかである。また、左岸側は山地が迫っており、右岸側は庄川扇状地の末端に位置するため氾濫流は拡散せず、流下型の氾濫形態である。

流域の気候は、冬期における寒冷積雪と夏期の高温多湿を特徴とした四季の変化がはっきりした日本海型気候であり、年間降水量は上流域に向かって多くなり、平野部で約2,000mm、山間部で約2,600mmを超える。また、小矢部川流域は、梅雨、台風、冬期の降雪と年間を通じて降水量が多く、過去から幾度となく台風や梅雨前線による洪水被害が発生している。

小矢部川は、平野部を河道が大きく蛇行しながら流下するため、水衝部では侵食や洗掘など堤防が被災しやすい特性を有している。加えて、湾曲部の流速差により粘性土がたまりやすく、旧河道上に築堤されている箇所が多いことから、浸透破壊が発生しやすい区間が多い見られる。

また、河口部は河口から城光寺橋区間(0.0k~2.6k)が港湾区域に指定されており、堤防が未整備であるため、洪水等による浸水のおそれがある。

沿川及び氾濫域には、住居や大型商業施設および下流域は新産業都市に指定され、一大工業地帯として発展しており、氾濫流が到達する前に安全な場所に避難する必要がある。

北陸新幹線、JR高山線、あいの風とやま鉄道、北陸自動車道、一般国道8号、156号及び特定重要港湾の伏木富山港（伏木地区）などが整備され交通の要衝となっており、ひとたび氾濫が発生すれば、交通機関に甚大な被害がおよぶ恐れがある。

## （２）過去の被害状況と河川改修の状況

### ①過去の被害

昭和28年9月の台風13号による洪水では、雨量は山間部で200mm～300mm以上に達し、河川の増水により左右岸数カ所で堤防が決壊、全壊家屋1戸、半壊家屋46戸、流失家屋5戸、一部破壊172戸、床上・床下家屋9,000戸以上など、甚大な被害をもたらした。

平成10年9月の台風7号による洪水で、渋江川上流の砂子谷雨量観測所では3時間で141mmを記録し、また、小撫川上流の淵ヶ谷雨量観測所でも111mmを記録するなど、短時間に記録的な豪雨を記録した。下流部の長江地点では観測史上最大流量1,600m<sup>3</sup>/sを記録し、この洪水により、半壊家屋1戸、床上浸水52戸、床下浸水674戸の被害が発生した。

近年では、平成20年7月の梅雨前線による集中豪雨により、津沢上流域で1時間に70mm以上の流域平均雨量を記録し、津沢地点では観測史上最大流量1,510m<sup>3</sup>/sを記録した。この洪水により、全壊家屋1戸、半壊家屋2戸、床上浸水92戸、床下浸水273戸の被害が発生した。

### ②河川改修の状況

平成27年3月に策定した「小矢部川水系河川整備計画（大臣管理区間）」では、洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する目標として、「上下流及び本支川の治水安全度バランスを確保しつつ、段階的かつ着実に河川整備を実施し、洪水による災害の発生を防止又は軽減を図ること」としている。

現状では、堤防の整備や支川合流点処理など整備を進めてきているものの、堤防高や幅が不足している区間が存在しており、計画規模降雨に伴う洪水に対し安全に流下できる状態にはなっていない。また、すべり破壊、浸透破壊に対する安

全性が確保されない箇所が存在しており、浸透等により堤防が決壊するおそれがある。

小矢部川での主な課題は、以下のとおりである。

- 1) 小矢部川は庄川によって形成された扇状地の西側扇端付近に沿って蛇行しながら流下しており、湾曲部の流速差により粘性土がたまりやすく、現況堤防が旧河道上に築堤されている箇所が多いことから、浸透等により堤防が決壊する危険がある。
- 2) 小矢部川では短時間降雨に伴い家屋等の浸水被害が発生した実績があり、急激に水位が上昇する。
- 3) 湾曲部などの水衝部における侵食や洗掘など、越水以外にも水害リスクが高い箇所が存在する。
- 4) 洪水浸水想定区域内には、小矢部市や高岡市の人口が集中する市街地や大型商業施設及び工業地帯等が集積している。
- 5) また、上記の社会特性に加え、国道8号、156号などの主要幹線道路、緊急輸送道路や鉄道などが短時間で浸水し、社会経済が大きな打撃を受けるおそれがある。

#### ■取組の方向性

今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されることを踏まえると、これらの課題に対して、行政や住民等の各主体が意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える必要があり、本協議会においては、想定し得る最大規模の洪水に対し「川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難」や「社会経済被害の最小化」を目指すこととして、主に以下の取組を行うものとする。

- ・ハード対策として、洪水を河川内で安全に流すための浸透対策及びパイピング対策、越水が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす「危機管理型ハード対策」として堤防天端の保護、円滑な避難活動や水防活動等に資するCCTVカメラや水位計等の整備 など
- ・ソフト対策として、想定最大規模の浸水想定区域図を作成・公表し、隣接市町村への避難が有効な地区においては、施設計画規模の外力に対する広域避難計画を作成し、ハザードマップに反映、各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討会」における河川の特性等を踏まえた大規模水害時のタイム

ラインの策定 など

このような取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものとする。

#### 4. 現状の取組状況

小矢部川流域における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出した結果、概要としては、以下のとおりである。（別紙－1参照）

##### ① 地域住民の小矢部川特有の洪水の理解に関する事項

※○：現状、●：課題（以下同様）

項 目	現状○と課題●
小矢部川特有の洪水の理解	○平成10年9月洪水及び平成20年7月洪水により観測史上最大流量を記録しているが、国管理区間において氾濫流による浸水被害はほとんど無く、また、近年は氾濫被害が発生していない。
	●治水事業の進展等による被害発生頻度の減少により、地域住民の防災意識が低い状況である。 <span style="float: right;">A</span>
	●過去に洪水や氾濫被害を経験している人が少なくなっている。 <span style="float: right;">B</span>

② 情報伝達、避難計画等に関する事項

項 目	現状○と課題●	
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	<p>○小矢部川（国管理区間）において、河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による浸水想定区域図を富山河川国道事務所のHP等で公表している。</p> <p>○小矢部川（県管理区間）、千保川、祖父川、岸渡川、子撫川、横江宮川、渋江川、山田川、旅川において計画規模の外力による浸水想定区域図をHP等で公表している。</p> <p>○避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を富山河川国道事務所と気象台の共同で実施している。</p> <p>○富山県管理区間（渋江川、子撫川等）では、水位到達情報の提供により水位周知を実施している。</p> <p>○災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）を実施している。</p>	
	<p>●浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。</p>	C
	<p>●水位予測の精度の問題や長時間先の予測情報不足から、水防活動の判断や住民の避難行動の参考となりにくい。</p>	D

② 情報伝達、避難計画等に関する事項

項 目	現状○と課題●
避難勧告等の発令基準	<p>○地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準や対象地域を明記している。（国のガイドライン（案）に基づく見直し済）</p> <p>○小矢部川本川（国管理区間）における避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）を作成している。</p>
	<p>●避難勧告等の発令に着目したタイムラインが実態に合ったものになっているかが懸念される。</p> <p style="text-align: right;">E</p>
避難場所・避難経路	<p>○避難場所として、公共施設を指定し、計画規模の洪水に対する水害ハザードマップ等で周知している。</p>
	<p>●大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。</p> <p style="text-align: right;">F</p>
	<p>●大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。</p> <p style="text-align: right;">G</p>
	<p>●避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていないおそれがある。</p> <p style="text-align: right;">H</p>

② 情報伝達、避難計画等に関する事項

項 目	現状○と課題●	
住民等への情報伝達の体制や方法	<p>○防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難勧告等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、SNS、緊急告知FMラジオ、広報車による周知、報道機関への情報提供等を実施している。</p> <p>○河川管理者、ダム管理者等からWEB等を通じた河川水位、ダム放流、ライブ映像情報などを住民等に情報提供している。</p> <p>○平成28年8月に富山県総合防災システムを更新し、Lアラート等を活用して報道機関と連携した住民等への情報提供（災害対策本部設置、避難勧告、被害情報等）を開始した。</p>	
	<p>●大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況がある。</p>	I
	<p>●WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。</p>	J
	<p>●災害時に国・県・市においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。</p>	K
	<p>●住民の避難行動の判断に必要な氾濫原を共有する他水系の防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。</p>	L
避難誘導體制	<p>○避難誘導は、警察、消防機関、自主防災組織、水防団員（消防団員）と協力して実施している。</p>	
	<p>●災害時の具体的な避難支援や避難誘導體制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。</p>	M

③ 水防に関する事項

項 目	現状○と課題●	
河川水位等に係る情報提供	<p>○国土交通省、富山県が基準観測所の水位により水防警報を発表している。水防団員へFAX等により情報提供している。</p> <p>○災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）をしている。</p>	
	<p>●小矢部川では、現況堤防が旧河道上に築堤されている箇所が多いことから、適切に水防活動を実施すべき箇所を特定し、共有することが必要である。</p>	N
	<p>●水防活動に時間を要する現地の特性等も踏まえた、迅速かつ適切な水防活動に懸念がある。</p>	O
河川の巡視区間	<p>○出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。また、出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。</p> <p>○地域防災計画により、浸水被害が予想される箇所を巡回し、現状把握に努めている。</p>	
	<p>●河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。</p>	P
	<p>●水防団員が減少・高齢化等している中でそれぞれの受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができない状況にある。</p>	Q
	<p>●水防活動を担う水防団員（消防団員）は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。</p>	R

③ 水防に関する事項

項 目	現状○と課題●	
水防資機材の整備状況	○各機関の水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。	
	●水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。 ●水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。	S
	●鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、小矢部川での堤防決壊時の資機材について、配備箇所の見直しを含めた再確認が必要である。	

④ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項 目	現状○と課題●	
排水施設、排水資機材の操作・運用	○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。 ○樋門・陸閘の操作点検を出水期前に実施している。 ○雨水ポンプ場等による排水活動及びポンプ委託による内水排除対策を実施している。	
	●排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する社会経済機能の早期回復に向けた対応を行えない懸念がある。	U
	●現状において社会経済機能の早期回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水システムも考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。	V

④ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項 目	現状○と課題●
既存ダムにおける洪水調節の現状	○洪水調節機能を有する城端ダム、子撫川ダム等で洪水を貯留することにより、下流域の被害を軽減させている。

⑤ 河川管理施設の整備に関する事項

項 目	現状○と課題●	
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	○堤防の漏水など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所について、整備を推進している。	W
	●堤防の漏水など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所が存在している。	
	●今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されるなかで、被害の軽減を図る必要がある。	X

## 5. 減災のための目標

小矢部川特有の洪水の理解や迅速かつ確実な避難、水防活動等の対策を実施することで、各構成員が連携して平成32年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

### 【5年間で達成すべき目標】

庄川扇状地扇端付近に沿って流下し、沿川に高岡・小矢部市街地が形成され大型商業施設および工業地帯等が立地している地形・社会特性を踏まえ、小矢部川の大規模水害に対し、『川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難』『社会経済被害の最小化』を目標とする。

- ※ 大規模水害……想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害。
- ※ 川を流れる洪水……水位が急激に上昇する。越水以外にも浸透等による決壊のおそれがある。
- ※ 市街地を流れる洪水……一旦堤防が決壊すると勢いのある水が短時間で市街地に広がる。
- ※ 迅速かつ確実な避難……歩行できない状況となる前に安全な場所への避難。
- ※ 社会経済被害の最小化……大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態。

上記目標の達成に向け、小矢部川などにおいて、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取り組みを実施する。

- ① 小矢部川特有の洪水現象について理解を頂くための周知・理解促進の取り組み
- ② 小矢部川の特性を踏まえた大規模水害における避難行動のための取り組み
- ③ 洪水氾濫による被害軽減や避難時間確保のための水防活動等の取り組み

## 6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。（別紙－2参照）

### 1) ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関は、以下のとおりである。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■洪水を河川内で安全に流す対策			
<小矢部川> ・浸透対策、パイピング対策	W	引き続き実施	北陸地整
・堤防整備	W	引き続き実施	富山県
■危機管理型ハード対策			
<小矢部川> ・堤防天端の保護	X	引き続き実施	北陸地整
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備			
・新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	O, R T	平成28年度から 検討	北陸地整、富山県、 高岡市、小矢部市、 射水市
・円滑な避難活動や水防活動を支援するため、CCTVカメラ、簡易水位計や量水標等の設置	L, N	平成28年度から 順次整備	北陸地整、富山県、 高岡市

## 2) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

### ① 小矢部川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組

小矢部川特有の洪水特性や氾濫流等により避難行動の遅れが懸念されることから、住民の洪水に対する周知・理解促進に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
<b>■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組</b>			
・小中学校等における水災害教育を実施	A, B, C	引き続き実施	北陸地整、富山県、気象台、高岡市、小矢部市、射水市
・出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	A, B, C	引き続き実施	北陸地整、富山県、高岡市、小矢部市、射水市
・効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	A, B, J	順次実施	北陸地整、富山県、気象台、高岡市、小矢部市、射水市
・自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	C	平成27年度から順次、毎年実施	北陸地整、富山県、高岡市、小矢部市、射水市
・まるごとまちごとハザードマップを整備	F, G, H	順次実施	北陸地整、富山県、高岡市、小矢部市、射水市
・住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実	M	順次実施	富山県、高岡市、小矢部市、射水市

② 迅速かつ確実な避難行動のための取組

住民自らによる情報の収集、住民の避難行動に資するための情報発信等の不足が懸念されるため、住民の適切な避難行動に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
<b>■情報伝達、避難計画等に関する取組</b>			
・リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実	I, J K, L	順次整備	北陸地整、富山県、 気象台、高岡市、 小矢部市、射水市、
・各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討会」における急流河川の特性を踏まえた大規模水害時のタイムライン（事前防災計画）の策定と検証及び改善	E	順次実施	北陸地整、富山県、 気象台、高岡市、 小矢部市、射水市、
・想定最大規模も含めた決壊地点別浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表（浸水ナビ等による公表）	F, G H	平成29年度から 順次実施	北陸地整、富山県
・立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	F, G H, M	平成29年度から 順次実施	北陸地整、富山県、 高岡市、小矢部市、 射水市
・参加市町村による広域避難計画の策定及び支援	F, G	平成29年度から 順次実施	北陸地整、富山県、 高岡市、小矢部市、 射水市
・広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知	F, G H	平成29年度から 順次実施	北陸地整、富山県、 高岡市、小矢部市、 射水市、
・水位予測の検討及び精度の向上	D	平成28年度から 検討	北陸地整
・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善	L	平成29年度から 実施	気象台

※ 小矢部川流域の減災に係る取組方針「広域避難計画」、「広域的な避難計画」とは、立ち退き避難を行う際、地域、地形、被害などの状況によっては、隣接市町村への避難が有効な地区の避難計画をいう。

※ 浸水ナビとは、自宅などの調べたい地点をWEBサイト上で指定することにより、どの河川が氾濫した場合に浸水するか、河川の決壊後どれくらいの時間で氾濫水が到達するか、浸水した状態がどれくらいの時間継続するか等をアニメーションやグラフで表示するシステムをいう。

※ 警報級の現象とは、ひとたび起これば社会的に大きな影響を与える現象をいう。

③ 洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組

水防団等との情報共有の不足や、要配慮者利用施設等の自衛水防への支援不足が懸念されるため、水防活動に対する情報共有や支援に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
<b>■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組</b>			
・水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	P	引き続き 毎年実施	北陸地整、富山県、 気象台、高岡市、 小矢部市、射水市、
・自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施	N, O P	引き続き 毎年実施	北陸地整、富山県、 気象台、高岡市、 小矢部市、射水市、
・毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施	R, S	引き続き 毎年実施	北陸地整、富山県、 気象台、高岡市、 小矢部市、射水市、
・水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進	Q, S	引き続き 実施	高岡市、小矢部市、 射水市、
・国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	R	引き続き 実施	北陸地整、富山県、 高岡市、小矢部市、 射水市
・大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	T	平成29年度 から検討	北陸地整、富山県
・大規模水害を想定した小矢部川排水計画（案）の検討を実施	V, U	平成28年度か ら検討	北陸地整、富山県、 高岡市、小矢部市、 射水市
・排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	U	引き続き 毎年実施	北陸地整、富山県、 高岡市、小矢部市、 射水市
・関係機関が連携した排水実働訓練の実施	X	順次実施	北陸地整、富山県、 高岡市、小矢部市、 射水市
<b>■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組</b>			
・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	M	平成29年度か ら順次実施	北陸地整、富山県、 高岡市、小矢部市、 射水市
・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	K	平成29年度か ら実施	北陸地整、富山県、 高岡市

## 7. フォローアップ

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

小矢部川では、想定最大規模降雨を対象とした新たな浸水想定区域図を検討中であることから、新たな浸水想定区域図に基づく具体的なソフト対策の取り組みの内容及び目標時期などのロードマップについては、本協議会幹事会を通じ、沿川自治体との間で取り組みの具体化を図ることとする。

また、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

現状の取組状況の共有とりまとめについて【小矢部川】

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	北陸地整	富山県	気象台	高岡市	小矢部市	射水市	現状と課題
小矢部川特有の洪水の理解	平成10年9月洪水及び平成20年7月洪水により観測史上最大流量を記録しているが、国管理区間において氾濫による浸水被害はほとんど無く、また、近年は氾濫被害が発生していない。						●治水事業の進展等による被害発生頻度の減少により、地域住民の防災意識が低い状況である。 ●過去に洪水や氾濫被害を経験している人が少なくなっている。
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	小矢部川(国管理区間)において河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による浸水想定区域図を富山河川国道事務所HP等で公表している。 ●避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を富山河川国道事務所と気象台の共同で実施している。 ●県管理の水位周知河川について、基準水位到達情報の提供を行っている。 ●災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達(ホットライン)を実施している。	小矢部川(国管理区間)、千保川、祖父川、岸渡川、子撫川、横江宮川、洪江川、山田川、旅川において計画規模の外力による浸水想定区域図をHP等で公表している。 ●県管理の水位周知河川について、基準水位到達情報の提供を行っている。	●避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を富山河川国道事務所と気象台の共同で実施している。 ●警報・注意報を発表している。(警戒期間、注意期間、ピークの時間帯、最大雨量などの予測値を記述)				●浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。 ●水位予測の精度の問題や長時間先の予測情報不足から、水防活動の判断や住民の避難行動の参考となりにくい。
避難勧告等の発令基準	小矢部川本川(国管理区間)における避難勧告に着眼した防災行動計画(タイムライン)を作成している。	各市町村の洪水に関する避難勧告等発令基準をとりまとめ、北陸地方整備局、富山地方気象台へ情報提供している。	●河川管理者と共同で洪水予報を発表している。 ●警報・注意報を発表している。(警戒期間、注意期間、ピークの時間帯、最大雨量などの予測値を記述)	●避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に明示している。	●避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に明示している。	●避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に明示している。	●避難勧告等の発令に着眼したタイムラインが実態に合ったものになっているかが懸念される。
避難場所・避難経路	●浸水想定区域図を作成し公表するなど、自治体で作成するハザードマップの作成支援を実施している。	●県管理区間について浸水想定区域図を作成するなど、自治体で作成するハザードマップの作成支援を実施している。		(1)避難所 高岡市水防計画にて策定、HPにより周知。小中学校、コミュニティセンターなどの公共施設が主。 (2)避難経路 洪水時の避難経路を指定し、当該区域住民の安全確保を図る。	(1)避難所 小矢部市水防計画にて策定、HPにより周知。小中学校、コミュニティセンターなどの公共施設が主。 (2)避難経路 洪水時の避難経路を指定し、当該区域住民の安全確保を図る。	(1)避難所 射水市水防計画にて策定、HPにより周知。小中学校、コミュニティセンターなどの公共施設が主。 (2)避難経路 洪水時の避難経路を指定し、当該区域住民の安全確保を図る。	●大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。 ●大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。 ●避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていないおそれがある。
住民等への情報伝達の体制や方法	●河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報を富山河川国道事務所HPや報道機関を通じて伝達している。 ●「富山県雨量水位情報」により雨量・河川水位・ダム諸量等の情報を提供している。	●平成28年8月に富山県総合防災システムを刷新し、アラート等を活用して報道機関と連携した住民等への情報提供(災害対策本部設置、避難勧告、被害情報等)を開始した。 ●「富山県雨量水位情報」により雨量・河川水位・ダム諸量等の情報を提供している。	●気象情報等を、自治体や報道機関を通じて住民等へ伝達している。	災害が発生した場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、市長(本部長)は、必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し、避難勧告・指示をする。	自主防災会長・自治会長等の地区代表者、関係団体へ、電話、携帯メール等により連絡し周知を図るとともに、防災無線、広報車、市ホームページ、ケーブルテレビ等により広報を行なうものとする。	(1)防災行政無線、J-ALERT、サイレンによる伝達 (2)消防車・広報車による市内巡回放送 (3)消防団員による各戸伝達 (4)自治会・町内会、自主防災組織等による各戸伝達 (5)コミュニティFM、ケーブルテレビ等による伝達 (6)ホームページ、エリアメール等緊急速報メールサービス、ソーシャルメディア、動画共有サイト等による周知	●大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況がある。 ●WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。 ●災害時に国・県・市においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。 ●住民の避難行動の判断に必要な氾濫原を共有する他水系の防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。
避難誘導体制			基本方針(避難誘導者、移動手段、誰と協力して誘導するか)は地域防災計画で定められている。	基本方針(避難誘導者、移動手段、誰と協力して誘導するか)は地域防災計画で定められている。	基本方針(避難誘導者、移動手段、誰と協力して誘導するか)は地域防災計画で定められている。	●災害時の具体的な避難支援や避難誘導体制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。	

② 水防に関する事項

項目	北陸地整	富山県	気象台	高岡市	小矢部市	射水市	現状と課題
河川水位等に係る情報提供	●国土交通省が基準観測所の水位により水防警報を発表している。 ●災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達(ホットライン)をしている。 ●河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報をWEBや報道機関を通じて伝達している。	●基準観測所の水位により水防警報を発表している。 ●水防団員へ水防警報より情報提供している。 ●「河川防災情報システム」により雨量・河川水位・ダム諸量等の情報を提供している。		市及び県、防災関係機関は気象情報の伝達体制の整備を図るとともに、観測体制の強化充実を努め、観測情報、災害情報、防災情報等を相互提供できるような体制の整備に努める。 また、富山県による土砂災害警戒情報メール配信サービス等を活用した気象情報の情報伝達体制を構築する。 なお、市民向けには、高岡市防災情報メールの配信等の、各種メディアを活用した情報提供に努める。	※小矢部市第3編 風水害・火災編 第2章災害応急対策計画 P415の伝達系統図の通り	市は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等から受信した気象警報等を、直ちに同報系防災行政無線や広報車等により住民等に周知するとともに、関係機関への伝達を行う。 走行中の車両、運行中の列車、船舶、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、サイレン、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む)、市メール配信、インターネット、エリアメール等の移動体通信事業者が提供するサービス、ワンセグ等のあらゆる手段を活用するものとし、関係機関は伝達手段の多重化、多様化を図る。	●小矢部川では、現況堤防が旧河道上に築堤されている箇所が多いことから、適切に水防活動を実施すべき箇所を特定し、共有することが必要である。 ●水防活動に時間を要する現地の特性等も踏まえた、迅速かつ適切な水防活動に懸念がある。
河川の巡視区間	●出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。 ●出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。	●出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同点検を実施している。		●水防警報の通知を受けたとき等、各通知段階に応じた水防担当組織の巡視行動等を、地域防災計画にて定めている。	●水防警報の通知を受けたとき等、各通知段階に応じた水防担当組織の巡視行動等を、地域防災計画にて定めている。	●水防警報の通知を受けたとき等、各通知段階に応じた水防担当組織の巡視行動等を、地域防災計画にて定めている。	●河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。 ●水防団員が減少・高齢化等している中でそれぞれの受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができない状況にある。 ●水防活動を担う水防団員(消防団員)は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。
水防資機材の整備状況	●防災ステーション、水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。	●広域的な水防資機材の確保のためのコーディネート制度を実施している。 ●水防倉庫に水防資機材を備蓄している。 ●水防資機材の不足や劣化状況を毎年確認している。 ●備蓄状況は水防計画に記載し関係機関へ配布している。		●県・市及び防災関係機関は、平時より災害の発生に備えて、ロープ・酸素呼吸器・エンジンカッター・発電機・投光器・応急給水機材・水難救助用ボートなどの救出救助用資機材の整備充実を努めるとともに、災害発生に際し、ただちに使用できるよう点検整備を行っている。	記載なし	市は、排水ポンプ車などの水防資機材等の整備充実を図るとともに、重機などが必要な場合を想定し、民間業者等との協力体制を確立する。	●水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。 ●水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。 ●鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、小矢部川での堤防決壊時の資機材について、配備箇所の見直しを含めた再確認が必要である。

③氾濫水の排水、施設引用等に関する事項

項目	北陸地整	富山県	気象台	高岡市	小矢部市	射水市	現状と課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用	・排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において、平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。 ・樋門の操作点検を出水期前に実施している。	・樋門・陸閘の操作点検を出水期前に実施している。 ・排水機場等による排水活動及びポンプ委託による内水排除対策を実施している。		宅地化の拡大や道路の舗装整備等により、雨水貯留機能が低下することにより、降雨の際の河川への流出量の増大や、流達時間の短縮化などから河川への負荷が増大し、市街地に水害をもたらす内水対策を講ずる。	降雨状況に応じて、土地改良区及び水門操作協力員に連絡し、用水の水門操作を依頼する。	市街地の浸水排除を重点とした生活環境の整備を図り、市民の生命や財産を守るため、過去の浸水状況等を参考の上策定した雨水対策基本計画に基づき、排水ポンプ場や雨水調整施設の整備を含め、公共下水道事業等の効果的な排水施設の整備を促進する。	●排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する社会経済機能の早期回復に向けた対応を行えない懸念がある。  ●現状において社会経済機能の早期回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。	U V
既存ダムにおける洪水調節の現状		・洪水調節機能を有するダムで洪水を貯留することにより、下流域の被害を軽減させている。						

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	北陸地整	富山県	気象台	高岡市	小矢部市	射水市	現状と課題	
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	・堤防の漏水など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所について、整備を推進している。						●堤防の漏水など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所が存在している。  ●今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されるなかで、被害の軽減を図る必要がある。	W X

現状の取組状況の共有とりまとめについて（詳細版）

本資料は各市町村の地域防災計画（いずれもホームページで公開）記載事項の抜粋を主として作成。

別紙-1  
(参考)

1. 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	高岡市	射水市	小矢部市
①避難勧告等の発令基準	<p>(1)避難準備情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大門水位観測所の水位が7.40m(避難判断水位)を観測し、なお水位が上昇しているとき</li> <li>・長江水位観測所の水位が6.90m(避難判断水位)を観測し、なお水位が上昇しているとき</li> <li>・市場橋(又は志貴野橋)水位観測所の水位が2.90(4.90)m(避難判断水位)を観測し、なお水位が上昇しているとき</li> <li>・樋詰橋水位観測所の水位が2.30m(避難判断水位)を観測し、なお水位が上昇しているとき</li> <li>・岸渡川鉄道橋水位観測所の水位が2.00m(避難判断水位)を観測し、なお水位が上昇しているとき</li> </ul> <p>(2)避難勧告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大門水位観測所の水位が7.70m(はん濫危険水位)を観測し、なお水位が上昇しているとき</li> <li>・長江水位観測所の水位が7.30m(はん濫危険水位)を観測し、なお水位が上昇しているとき</li> <li>・市場橋(又は志貴野橋)水位観測所の水位が3.50(5.80)m(はん濫危険水位)を観測し、なお水位が上昇しているとき</li> <li>・樋詰橋水位観測所の水位が3.00m(はん濫危険水位)を観測し、なお水位が上昇しているとき</li> <li>・岸渡川鉄道橋水位観測所の水位が2.60m(はん濫危険水位)を観測し、なお水位が上昇しているとき</li> <li>・河川管理施設の異常(漏水等破堤につながるおそれのある被災等)を観測したとき</li> </ul> <p>(3)避難指示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・破堤・越水を確認(はん濫発生情報)したとき</li> <li>・河川管理施設の大規模異常(堤防本体の亀裂、大規模漏水等)を確認したとき</li> </ul>	<p>避難勧告・指示等は、次の状況が認められる場合に発令する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害の拡大により、住民の生命に危険が及ぶと認められるとき。</li> <li>(2) 警報等が発表され、風水害による家屋の破壊、浸水等のおそれがあるとき。</li> <li>(3) 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり、住民の生命に危険が及ぶと認められるとき。</li> <li>(4) 土砂災害警戒情報が発表され、引き続き降雨が予想される時、又は土砂災害の前兆現象が認められ、切迫性が高いとき。</li> <li>(5) 風水害により被害を受けた建物、構造物等が周辺に被害を与えるおそれがあるとき。</li> <li>(6) 不特定多数の者が集まる施設、学校、病院、工場等の防災上重要な施設において避難が必要と判断される時。</li> <li>(7) その他災害の状況により、市長が認めるとき。</li> </ol>	<p>ア 気象台から豪雨、台風等災害に関する警報が発せられ避難を要すると判断される時。</p> <p>イ 関係官公署から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断される時。</p> <p>ウ 河川が警戒水位を突破し洪水のおそれがあるとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 避難判断水位に到達し、かつ、引き続き水位上昇が見込まれているとき</li> <li>→ 避難準備情報発令</li> <li>② はん濫危険水位に達したとき</li> <li>→ 避難勧告発令</li> <li>③ 避難勧告発令の後、引き続き水位が上昇し、越水・溢水のおそれがある場合</li> <li>→ 避難指示発令</li> </ol> <p>エ 総雨量が多く、かつ強い雨が続き、又は時間雨量が特に多いとき。</p> <p>オ 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき。</p> <p>カ 地すべり、山崩れ等により著しい危険が切迫しているとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 土砂災害警戒情報に基づき、勧告等を実施</li> <li>② 急傾斜地崩壊危険(崖くずれ、山崩れ)に関しては、「急傾斜地崩壊危険区域」における災害防止に関し市町村地域防災計画に定める事項について(昭和44年8月20日消防防第328号各部道府県防災主管部長等、消防庁防災救急課長)上に示されている基準を参考にする。</li> <li>キ 地震等により、堤防の損壊等の危険が予想される時</li> <li>ク 火災が拡大するおそれあるとき。</li> <li>ケ 危険物等の爆発のおそれあるとき。</li> <li>コ 豪雪、なだれ等により著しい危険が切迫しているとき。</li> <li>サ その他突発的な災害。</li> </ol> <p>※小矢部市第3編 風水害・火災編 第2章災害応急対策計画 P410より</p>
②避難場所・避難経路	<p>(1)避難場所</p> <p>学校、公民館、体育館、公共グラウンド、都市公園等公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得たうえで避難場所(屋外)又は避難所(屋内)(以下「避難所等」という)に指定する。</p> <p>(2)避難経路</p> <p>ア 避難所(施設)へ至る主な経路と道について、十分幅員を確保し火災の延焼、浸水崖崩れ等による危険が及ばないようにする。</p> <p>イ 道路に面する構造物等が避難時に支障とならないよう、沿道の土地所有者や施設管理者に対し啓発及び指導を行う。</p> <p>(3)周知方法</p> <p>避難所を指定したときは、次の方法等により市民に周知徹底を図る。</p> <p>ア 災害種別に応じた避難所情報(利用の可否)イ 標識、誘導標等の設置</p> <p>ウ 広報紙、チラシの配布等</p> <p>エ 防災訓練等</p> <p>オ 災害ハザードマップ等の作成・公表</p> <p>カ ホームページを活用した情報提供</p>	<p>(1)避難場所</p> <p>地震・津波災害発生時における避難者の収容のため、事前に小・中学校の体育館等を避難所として指定するとともに、地震災害時に速やかに開設できるよう体制の整備に努める。</p> <p>(2)避難経路</p> <p>避難所への距離が長い地域や火災による延焼の危険性が著しく高い地域については、避難者が安全かつ円滑に避難できるよう、避難道路をあらかじめ確保する。</p> <p>(3)周知方法</p> <p>市は、住民が的確な避難行動を取ることができるようにするため、避難所や災害危険地域を明示したハザードマップや広報誌・PR紙を活用して避難に関する広報活動を実施する。</p>	<p>市街地火災、水害等で避難を必要とするときは、市民を安全かつ迅速に緊急避難場所及び避難所まで誘導しなくてはならない。</p> <p>避難の誘導は、地区隊、避難班、警察官、消防職員、消防団員等が協力して実施する。その他、避難の誘導については、第2編「震災編」第2章第5節「避難の勧告・指示、避難所の開設・収容」6「避難誘導」を準用する。</p> <p>※ 避難者の誘導</p> <p>避難者の誘導は、原則として市が指定する指定緊急避難場所及び指定避難所とするが、その災害の形態、状況に応じて判断する。</p> <p>【小矢部市の指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表】…資料編「7-2」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)大規模な市街地火災のとき</li> <li>速やかに避難指示を出し、安全な指定緊急避難場所へ誘導する。</li> <li>火災がおさまり安全が確認されたら、避難指示を解除し、生活の拠点を失った者は、避難所に移送する。</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>(2)浸水のとき</li> <li>原則として、指定避難所に誘導する。</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>(3)建物が被害を受けたとき</li> <li>屋外へ誘導し、後に避難所へ誘導する。</li> </ol>

項目	高岡市	射水市	小矢部市
③住民等への情報伝達の体制や方法	<p>災害が発生した場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、市長(本部長)は、必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し、避難勧告・指示をする。</p>	<p>要避難対象地域の住民に対する避難準備情報、勧告又は指示等の方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 防災行政無線、J-ALERT、サイレンによる伝達  (2) 消防車・広報車による市内巡回放送  (3) 消防団員による各戸伝達  (4) 自治会・町内会、自主防災組織等による各戸伝達  (5) コミュニティFM、ケーブルテレビ等による伝達  (6) ホームページ、エリアメール等緊急速報メールサービス、ソーシャルメディア、動画共有サイト等による周知</p>	<p>(1) 気象注意報・気象警報の伝達  気象予報・警報等は、次の伝達系統により防災関係機関に伝達する。  【気象等に関する情報の伝達系統図】…資料編「5-12」</p> <p>(2) 水防警報の伝達  市長(建設課・消防本部)は、水防法(昭和24年法律第193号)の定める水防警報を受けたときは、速やかに関係機関に周知するものとする。</p> <p>(3) 火災気象通報及び火災警報  市長(消防本部)は、消防法の定めるところにより火災警報を発令又は解除したときは、速やかに関係機関に周知するとともに、知事(防災・危機管理課)に報告しなければならない。  火災警報を発令したときは、小矢部市消防本部は管内のあらかじめ指定する場所に「火災警報発令中」の掲示板の掲出、ケーブルテレビ、市ホームページ市防災行政無線並びに車両による広報をもって一般市民に周知させる。</p> <p>(4) 住民等に対する情報伝達  (1)～(3)の情報に対して、特に、災害の発生が予知され危険である場合、又は必要と認められる場合は、総務課は、自主防災会長・自治会長等の地区代表者、関係団体へ、電話、携帯メール等により連絡し周知を図るとともに、防災無線、広報車、市ホームページ、ケーブルテレビ等により広報を行なうものとする。  消防団においては、各分団の担当者に連絡し、各担当者は、地域住民に周知させるものとする  ※小矢部市地域防災計画 第3編風水害・火災編 災害応急対策計画 P416より</p>
④避難誘導体制	<p>・避難の勧告・指示が発出された際、住民が集団で避難できるよう、地区別の消防団、自主防災組織等による避難誘導体制構築を支援する。</p> <p>・要配慮者の安全・確実な避難のため、自主防災組織や福祉関係者と協力して「要援護者避難支援計画」を策定し、内容の普及に努める。</p> <p>・迅速な避難誘導のための自主防災組織等の指導育成を図る。</p>	<p>市は、避難勧告、指示等を行った場合、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、要配慮者の避難に十分配慮する。</p> <p>(1) 避難の誘導  避難の誘導は、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、消防本部、警察署等の協力を得て実施する。</p> <p>(2) 誘導の優先順位  高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、その他歩行が困難な者等を優先する。なお、避難勧告、指示等は地域の居住者のほか、滞在者に対しても行われる場合があることから、旅行者等の一時滞在者の避難誘導についても配慮する。</p> <p>(3) 誘導の方法  ア 留意事項  (ア) 誘導員は、避難所、経路及び方向を的確に指示する。  (イ) 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。  (ウ) 危険地域には、非常線を張るほか、状況により誘導員を配置する。  (エ) 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。  (オ) 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。  (カ) 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。  イ 車両等による移送  高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力で立ち退くことが困難な者については、市が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。</p>	<p>避難にあつて被災者を円滑適切に安全な場所へ避難させるための誘導は次により行う。</p> <p>また、避難誘導については、ホームページ、自主防災会等を通じ、広報を図る</p> <p>(1) 避難誘導者  避難誘導は次の者が行うものとし、誘導に当たっては色腕章を付け、又は懐中電灯を所持する。  ア 消防署の職員及び市消防団員  イ 市災対本部の職員  ウ 警察官  エ その他指示権者の命をうけた職員</p> <p>(2) 誘導の実施  ア 誘導方法  指定緊急避難場所及び指定避難所へ誘導する際の混乱を避けるため、その災害の状況及び地域の実情に応じて安全な避難経路を2箇所以上設定し、広報車等により伝達する。  イ 避難誘導者の任務  避難誘導者は被災者の誘導にあつて、常に次の事項を配慮して行う。  ① 避難経路の安全性及び支障の有無について常に注意し、危険を認め支障があることを知ったときは、直ちに被災者を他の安全な経路により誘導する。  ② 避難に障害となる荷物等を運搬する者への警告、制止に努める。  ③ 避難所及び避難経路その他注意事項を避難者に告げる。  ウ 住民の行動  ① 自主防災組織、自治会、事業所等は、避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令があつた場合は、可能な限り集団避難方式により、段階的に避難所への避難を実施するように努めるものとする。  ② 上記発令が的確に伝わらない場合においては、住民は、ラジオ等の報道、周囲の状況に応じて、自主的に避難所等へ避難するものとする。  ③ グラウンド等の緊急避難場所に避難した住民は、自主防災組織、自治会、民生委員児童委員等と協力し、速やかに当該場所に避難している者及び連絡のとれない住民の把握に努める。  ④ 当該避難所に危険が迫っている場合は、消防団、市職員、警察官等の誘導により、他の安全な避難所へ移動する。  ⑤ 自力で避難することが困難な要配慮者に対しては、要配慮者台帳で指定された避難支援者をはじめ、自主防災組織、自治会、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会等が協力して、状況に応じてヘリコプター、車輛、担架、舟艇等を利用し、優先的な避難を実施する。</p> <p>小矢部市地域防災計画 第2編震災編_第2章 災害応急対策計画 P169</p>

2. 水防に関する事項

項 目	高 岡 市	射 水 市	小 矢 部 市
⑤河川水位等に係る情報提供	市及び県、防災関係機関は気象情報の伝達体制の整備を図るとともに、観測体制の強化充実に努め、観測情報、災害情報、防災情報等を相互提供できるような体制の整備に努める。 また、富山県による土砂災害警戒情報メール配信サービス等を活用した気象情報の情報伝達体制を構築する。 なお、市民向けには、高岡市防災情報メールの配信等の、各種メディアを活用した情報提供に努める。	市は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等から受信した気象警報等を、直ちに同報系防災行政無線や広報車等により住民等に周知するとともに、関係機関への伝達を行う。 気象警報等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、サイレン、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、市メール配信、インターネット、エリアメール等の移動体通信事業者が提供するサービス、ワンセグ等のあらゆる手段を活用するものとし、関係機関は伝達手段の多重化、多様化を図る。	※小矢部市第3編 風水害・火災編 第2章災害応急対策計画 P415の伝達系統図の通り
⑥河川の巡視区間	水防警報の発令を受け、消防機関は、出動準備、出動等を行う。	都市整備部道路河川班は、産業経済部農林水産班、商工港湾班及び消防部と連携し、大規模な地震が発生した場合、その管轄する水防区域において、河川・海岸を巡視し、施設の点検、被害状況の把握に努める。その際、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に通報し、必要な措置を講ずるよう要請し、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害の拡大防止に努める。	(1)堤防等監視 水防管理者(市長)は、巡視員をして、関係河川等の巡視をさせ、水防上危険であると認められるときは、所轄土木センター(事務所)及び国土交通省関係事務所に連絡して必要な措置を求め。 (2)非常警戒 水防管理者(市長)は、出動命令を出したときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、重要水防箇所を中心に巡回を行う。巡回の際は、特に次の状態に注意を払う。 ア 裏法(堤防斜面の居住地側)の漏水または飽水による亀裂または欠け崩れ イ 表法(堤防斜面の川側)で水当たりの強い場所の亀裂または欠け崩れ ウ 天端(堤防の上端、上面)の亀裂または沈下 エ 堤防の溢水(水があふれる)状況 オ 樋門(排水門、取水門)の両袖または底部からの漏水と扉の閉り具合の異常 カ 橋りょうその他の構造物と堤防の取付部分の異常 また、状況に応じて専門技術者に協力を求め、危険箇所について緊急現地調査を実施する等により、的確な状況判断を行う。 異常を発見したときは、直ちに水防作業を開始するとともに、水防本部、所轄土木センター(事務所)、国土交通省関係事務所にその状況及び見通し等を連絡するとともに、避難準備情報・避難勧告発令等の対応を速やかに実施する。  ※小矢部市第3編 風水害・火災編 第2章災害応急対策計画 P430～431より
⑦水防資機材の整備状況	ア 県・市及び防災関係機関は、平時より災害の発生に備えて、ロープ・酸素呼吸器・エンジンカッター・発電機・投光器・応急給水機材・水難救助用ボートなどの救出救助用資機材の整備充実に努めるとともに、災害発生に際し、ただちに使用できるよう点検整備を行っておく。 イ 県・市及び防災関係機関は、救助活動が円滑に実施できるように他の機関、民間団体・業者等が所有する救出救助用資機材等を借り上げできるよう協力体制を確立しておくものとする。 ウ 水防管理者は、洪水時等の非常時に備えて、河川に水防倉庫を設置し、水防に必要な資機材を常時整備する。	市は、排水ポンプ車などの水防資機材等の整備充実に努めるとともに、重機などが必要な場合を想定し、民間業者等との協力体制を確立する。	記載なし
⑧市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	災害対策基本法第23条2の規定により、高岡市災害対策本部を本庁車庫棟2階入札室に設置し、災害応急対策を講ずる。	市庁舎、消防施設、医療機関等の重要防災基幹施設は、地震・津波災害時における応急対策活動の拠点となる。 このため、これらの施設の機能を確保・保持し、施設の堅ろう性・安全性の確保を図る。 また、重要防災基幹施設は、災害発生時における商用電力の停止を想定し、非常用発電設備について保守点検及び操作訓練を定期的に行う。	市の地域に災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合には、その情報連絡、発生災害の状況集約、総合対策の樹立、並びに災害応急対策の推進を図るため、市長は小矢部市災害対策本部を設置する。(災害対策基本法、小矢部市災害対策本部条例)  (1)設置又は解散 ア 設置基準 市は、次の場合に災害対策本部を設置する。 ① 小矢部市において、震度5強以上の地震が発生した場合(自動設置) ② その他災害の状況により、市長が必要と認めるとき イ 本部室の設置場所 被災状況に応じ、次の順位で設置場所を定めるものとする。 第1順位 市役所2F特別会議室 第2順位 消防総合庁舎 第3順位 クロスランドセンター ウ 主な所掌事務 ① 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。 ② 災害対策の連絡調整に関すること。 ③ 災害の応急対策に関すること。 ④ 災害救助、その他の民生安定に関すること。 ⑤ 施設及び設備の応急、復旧に関すること。  ※小矢部市地域防災計画 第2編 震災編 第2章 災害応急対策計画 P154～155より

3. 氾濫水の排水、施設引用等に関する事項

項 目	高 岡 市	射 水 市	小 矢 部 市
<p>⑨排水施設、排水資機材の操作・運用</p>	<p>宅地化の拡大や道路の舗装整備等により、雨水貯留機能が低下することにより、降雨の際の河川への流出量の増大や、流達時間の短縮化などから河川への負荷が増大し、市街地に水害をもたらす内水対策として、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 市街化区域 市街化区域については、宅地化が進むことから、雨水流出量が増大し浸水被害が発生するおそれのある地区から順次、公共下水道事業等により雨水排水整備を図る。 過去に整備した区域において、土地利用形態の変化によって雨水流出量が増大し、浸水する区域については、再整備を検討する。</p> <p>イ 市街化調整区域 市街化調整区域については、現有の農業用排水施設の機能を保持するため、維持管理及び改修に努める。</p> <p>ウ 保水機能の保全 土地利用計画を策定するにあたっては、遊水池や調整池を設ける等保水機能の保全を図り、雨水をできるだけ流域内に保水・遊水させ、急激な河川への流出を避けるよう配慮する。</p> <p>エ 準用河川等 庄川・小矢部川に流入している準用河川等の河川改修、樋門の機能向上、排水ポンプ場の整備等の内水排除対策に努める。</p>	<p>市街地の浸水排除を重点とした生活環境の整備を図り、市民の生命や財産を守るため、過去の浸水状況等を参考の上策定した雨水対策基本計画に基づき、排水ポンプ場や雨水調整施設の整備を含め、公共下水道事業等の効果的な排水施設の整備を促進する。</p>	<p>記載なし</p>

○概ね5年で実施する取組【小矢部川】

具体的な取組の柱 事項	目標時期 方針	実施する機関						地域住民
		北陸地整	富山県	富山地方 気象台	高岡市	小矢部市	射水市	
<b>1. ハード対策の主な取組</b>								
<b>■洪水を河川内で安全に流す対策</b>								
・浸透対策 ・パイピング対策 ・堤防整備	引き続き実施	○	○					
<b>■危機管理型ハード対策</b>								
・堤防天端の保護	引き続き実施	○						
<b>■周知・理解促進、避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備</b>								
①新技術を活用した水防 資機材の検討及び配備	H28年度から 検討	○	○		○	○	○	
②円滑な避難活動や水防 活動を支援するため、 CCTVカメラ、簡易水位計 や量水標等の設置	H28年度から 順次整備	○	○		○			
<b>2. ソフト対策の主な取組 ①河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組</b>								
<b>■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組</b>								
①小中学校等における水 災害教育を実施	引き続き実施	○	○	○	○	○	○	参加
②出前講座等を活用し、 水防災等に関する説明会 を開催	引き続き実施	○	○		○	○	○	参加
③効果的な「水防災意識 社会」の再構築に役立つ 広報や資料を作成・配布	順次実施	○	○	○	○	○	○	活用
④自治会や地域住民が参 加した洪水に対するリスク の高い箇所の共同点検の 実施	H28年度から 順次、毎年実施	○	○		○	○	○	参加
⑤まるごとまちごとハザード マップを整備	順次実施	○	○		○	○	○	活用
⑥住民の防災意識を高 め、地域の防災力の向上 を図るための自主防災組 織の充実	順次実施		○		○	○	○	参加
<b>2. ソフト対策の主な取組 ②迅速かつ確実な避難のための取組</b>								
<b>■情報伝達、避難計画等に関する取組</b>								
①リアルタイムの情報提 供やプッシュ型情報の発 信など防災情報の充実	順次整備	○	○	○	○	○	○	活用
②各関係機関が参画した 「庄川・小矢部川タイムラ イン検討会」における急流 河川の特性を踏まえた大 規模水害時のタイムライ ン(事前防災計画)の策定 と検証及び改善	順次実施	○	○	○	○	○	○	

○概ね5年で実施する取組【小矢部川】

具体的な取組の柱		目標時期	実施する機関						地域住民
事項	具体的な取組	方針	北陸地整	富山県	富山地方 气象台	高岡市	小矢部市	射水市	
		③想定最大規模も含めた決壊地点別浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表(浸水ナビ等による公表)	H29年度から順次実施	○	○				
	④立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	H29年度から順次実施	○	○		○	○	○	
	⑤参加市町村による広域避難計画の策定及び支援	H29年度から順次実施	○	○		○	○	○	
	⑥広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知	H29年度から順次実施	○	○		○	○	○	活用
	⑦水位予測の検討及び精度の向上	H28年度から検討	○						
	⑧気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善	H29年度から実施			○				活用
2. ソフト対策の主な取組 ③洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組									
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組									
	①水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	引き続き毎年実施	○	○	○	○	○	○	参加
	②自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施	引き続き毎年実施	○	○	○	○	○	○	
	③毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施	引き続き毎年実施	○	○	○	○	○	○	参加
	④水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進	引き続き実施				○	○	○	参加
	⑤国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	引き続き実施	○	○		○	○	○	
	⑥大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	H29年度から検討	○	○					
	⑦大規模水害を想定した小矢部川排水計画(案)の検討を実施	H28年度から検討	○	○		○	○	○	
	⑧排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	引き続き毎年実施	○	○		○	○	○	
	⑨関係機関が連携した排水実働訓練の実施	順次実施	○	○		○	○	○	
■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組									
	①要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	H29年度から順次実施	○	○		○	○	○	参加
	②大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	H29年度から順次実施	○	○		○			活用

減災のための取組項目(素案) (概ね5年間)		北陸地整		富山県		富山地方気象台		高岡市		小矢部市		射水市		
項目	事項	内容	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
1. ハード対策の主な取組														
■ 洪水を河川内で安全に流す対策														
		・浸透対策 ・パイピング対策 ・堤防整備	・洪水を河川内で安全に流すためのハード対策を推進する。 ・防災拠点等の整備を検討する	引き続き実施	・洪水を河川内で安全に流すためのハード対策を推進する。	引き続き実施								
■ 危機管理型ハード対策														
		・堤防天端の保護	・越水が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす危機管理型ハード対策を推進する。	引き続き実施										
■ 周知・理解促進、避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備														
	①	新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	・水防連絡会にて水防倉庫の備蓄材などの合同巡視を実施 ・新技術(水のう等)を活用した資機材等の配備	引き続き実施 ・H28年度から検討	水防パトロールにて水防倉庫の備蓄材などの合同巡視を実施	引き続き実施			・河川管理者と連携を図り、水防資機材配備状況の確認や整備を実施する。	引き続き実施	・河川管理者と連携し水防資機材の配備状況の確認を実施する。	H28年度から検討	・河川管理者や水防管理者(庄川水害予防組合)と連携し、水防資機材の配備状況を確認し整備を行う。	H28年度から検討
	②	円滑な避難活動や水防活動を支援するため、CCTVカメラ、簡易水位計や量水標等の設置	・簡易水位計の設置 ・CCTVカメラの設置	H28年度から順次整備	・河川監視カメラの設置(水位計設置箇所)	H28年度から順次整備			・河川沿川における同報系防災行政無線の整備を検討する。	引き続き実施				
2. ソフト対策の主な取組 ①河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組														
■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組														
	①	小中学校等における水災害教育を実施	・市の要請により、出前講座等を積極的に行っていく。	引き続き実施	・出前講座等を活用した啓発を積極的に行っていく。	引き続き実施	・自治体の教育委員会と連携し、効果的な水防の避難や訓練など支援	引き続き実施	・小中学校からの要望に応じ、防災教育等に関する出前講座を実施する。	H29年度から検討	・出前講座等で要望があった場合、防災教育を実施する。	引き続き実施	・小中学校から要望があった場合、過去に生じた水害状況の写真パネルや資料提供を行う。また、出前講座の申込があれば対応する。	引き続き実施
	②	出前講座等を活用し、水防等に関する説明会を開催	・市の要請により、出前講座等を積極的に行っていく。	引き続き実施	・出前講座等を活用した啓発を積極的に行っていく。	引き続き実施			・出前講座等を活用し水防災等に関する説明会を実施する。	引き続き実施	・出前講座等を活用し水防災等に関する説明会を実施する。	引き続き実施	・出前講座の活用を積極的に働きかける。	引き続き実施
	③	効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	H28年度から実施	「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報資料を作成、HPへの掲載等(協議会で作成)	順次実施	・関係機関と連携して効果的な対応に協力	順次実施	「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布する。 ・「防災マップ&市民便利帳」の改定時に併せて、特集ページを作成する。 ・市広報誌への掲載を検討する。	順次実施	・毎年6月広報で大雨による災害対策について特集している。	引き続き毎年実施	・市広報紙面に記事を掲載し市民への啓発を図る。	順次実施
	④	自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	・重要水防箇所等の共同点検を実施	H27年度から毎年実施	・重要水防箇所等の共同点検の実施	H28年度以降検討			・河川管理者と自治会や地域住民で重要水防箇所等の共同点検を実施する。	順次毎年実施	・河川管理者を中心とし、自治会等が参加した重要水防箇所の点検を実施している。	順次毎年実施	・河川管理者と自治会や地域住民で重要水防箇所等の共同点検を実施する。	順次毎年実施
	⑤	まるごとまちごとハザードマップを整備	・市が作成するまるごとまちごとハザードマップへの情報提供	順次実施	・ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水想定区域図の公表	H28年度から順次実施			・ハザードマップ見直しの際に検討する。	順次実施	・ハザードマップ見直しの際に検討する。	順次実施	・ハザードマップ見直しの際に検討する。	順次実施
	⑥	住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実			自助・共助の促進のための普及啓発を実施するとともに、市町村と連携して自主防災組織の資機材整備や避難訓練等を支援	引き続き実施			・自主防災組織等の結成率の向上を図る。 ・住民の防災意識を高めるため、出前講座・水防災訓練を実施する。 ・自主防災組織の要となる防災士を育成する。	順次実施	・自主防災組織への情報提供を進める。	引き続き毎年実施	・自主防災組織が行う活動に対する指導・助言や自主防災活動のリーダー育成を支援し自主防災組織の充実を図る。	順次実施

減災のための取組項目(素案) (概ね5年間)	北陸地整	富山県	富山地方気象台	高岡市	小矢部市	射水市	
2. ソフト対策の主な取組 ②迅速かつ確実な避難行動のための取組							
■情報伝達、避難計画等に関する事項							
①リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実	・川の防災情報システムの改良及びスマートフォンを活用した情報発信 ・プッシュ型の洪水予報等の情報発信	順次実施 ・富山県総合防災システムにより、①県と参加可能な国・市町村・防災関係機関等がリアルタイムで閲覧、書込み、情報共有を実施。②また、Lアラート等を活用し、報道機関等との連携により住民等へ被害情報等を迅速・的確に提供。 ・河川情報システムの改良・端末向けのシステムの実施 ・一般向けの緊急速報メール配信の実施	引き続き検討	・気象警報・注意報等を発表し、現象ごとに警戒、注意期間及び雨のピーク時間帯、量などの予想最大値を周知し、必要に応じて、自治体、関係機関に情報伝達(ホットライン)を実施。	順次整備 ・高岡市防災情報メールについて、更なる普及のため周知・広報を実施する。また、エリアメール、CATVのL字放送、コミュニティFMの割り込み放送を活用する。	引き続き実施 ・登録制メールの普及	H28年度から実施 ・防災行政無線を整備し屋外拡声子局を56局(親局を含む)から113局に増やし、一斉放送による音達エリアを拡充する。また、放送内容と同じものをエリアメールや登録制のメール配信、CATVのL字放送、コミュニティFMの割り込み放送で配信するシステムを整備する。
②各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討会」における急流河川の特徴を踏まえた大規模水害時のタイムライン(事前防災計画)の策定と検証及び改善	・出水後におけるタイムラインの検証と改善 ・必要に応じて、水位情報等の提供など	順次実施 ・市町村が作成するタイムラインに必要な水位情報等の提供	順次実施	・富山河川国道事務所、富山県及び関係市町村と共同で整備・改善を支援	順次実施 ・作成済みタイムラインの改善を実施、洪水対応マニュアルの見直しを実施する。	引き続き実施 作成済みタイムラインの改善を実施する。	H28年度から実施 ・新たな浸水想定に基づき、現行の避難勧告等判断伝達マニュアルの見直しなど、タイムラインを意識した避難対策となるよう改善を図る。
③想定最大規模も含めた決壊地点別浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表(浸水ナビ等による公表)	・小矢部川及び渋江川の洪水浸水想定区域図の策定・公表に向けての検討 ・家屋倒壊等氾濫想定区域図を作成し自治体へ提供 ・想定最大規模降雨の氾濫シミュレーションの公表	H29年度から実施 ・想定最大規模も含めた浸水想定区域図や家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表	H29年度から順次実施				
④立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	・浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域の情報提供を行う。	H29年度から実施 ・浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域の公表	H29年度から順次実施		・家屋倒壊危険区域等より、立ち退き避難が必要な区域を検討する。 ・避難所ごとに水害時の浸水深や避難の可否について確認を行う。 ・広域避難のほかに垂直避難等柔軟な避難方法検討する。	H29年度から順次実施 ・最短到達時間によっては垂直避難をすることも考慮し検討	H29年度から順次実施 ・家屋倒壊区域等を踏まえ立ち退き避難が必要なエリアを検証し、現行の避難勧告等判断伝達マニュアルを見直す。
⑤参加市町村による広域避難計画の策定及び支援	・作成に必要な情報の提供及び策定を支援	H28年度から順次実施 ・作成に必要な情報(浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等)の提供	H28年度から順次実施		・県西部6市と連携し、広域避難計画を検討する。	H28年度から順次実施 ・県、関係市と連携し検討	H28年度から順次実施 ・参加市・町で連携し広域避難に関する検討を行う。
⑥広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知	・ハザードマップポータルサイトの周知と活用を促進	H29年度から実施 ・作成に必要な情報(浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等)の提供	H29年度から順次実施		・洪水ハザードマップの見直しを行い、周知・広報を実施する。	H29年度から順次実施 ・洪水ハザードマップを更新し、全戸配布することにより周知	H29年度から順次実施 ・洪水ハザードマップの見直しを検討する。
⑦水位予測の検討及び精度の向上	・水位予測の精度向上の検討・システム改良を行う	引き続き実施					
⑧気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善				H29年度 ・警報等における危険度の色分けした時系列の表示や警報級の現象になる可能性の情報提供。 ・警報改善やメッシュ情報の充実。			

減災のための取組項目(素案) (概ね5年間)	北陸地整	富山県	富山地方気象台	高岡市	小矢部市	射水市
<b>2. ソフト対策の主な取組 ③洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組</b>						
<b>■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組</b>						
①水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県市町と共同で情報伝達訓練を実施する。	引き続き 毎年実施	・情報伝達訓練の実施	引き続き 毎年実施	・情報伝達訓練等への支援	引き続き 毎年実施
②自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所での合同巡視の実施	・重要水防箇所等の合同巡視を実施	引き続き 毎年実施	・重要水防箇所等の合同巡視を実施	引き続き 毎年実施	・共同で参加し、重要危険箇所等把握に努め意識共有を計りソフト面では早めの避難行動、水防に役立てる	引き続き 毎年実施
③毎年、関係機関が連携した水防実働訓練を実施	・水防管理団体が行う訓練への参加 ・水防工法講習会の支援等を行う。	引き続き 毎年実施	・県総合防災訓練等において関係機関が連携した水防実働訓練等を実施 ・水防管理団体が行う訓練への参加 ・水防工法講習会の支援等を行う。	引き続き 毎年実施	・要請による訓練への支援	引き続き 毎年実施
④水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進					・水防活動の担い手となる水防団員の募集を促進する。	引き続き 毎年実施
⑤国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	・水防技術講習会に参加	引き続き 実施	・水防技術講習会に参加	引き続き 実施	・水防技術講習会に参加	引き続き 毎年実施
⑥大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	・復旧活動の拠点等配置計画を検討	H29年度 から検討	・検討に必要な情報(浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等)の提供	H28年度 から順次 実施		
⑦大規模水害を想定した小矢部川排水計画(案)の検討を実施	・樋門、排水路等の情報を踏まえ排水ポンプ車の適切な配置計画などを検討	H28年度 から検討	・排水ポンプ車の出動要請に基づく出動可能箇所の検討	引き続き 実施	・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの設置箇所の選定を行う。	H28年度 から検討
⑧排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	・毎年、出水期前に県・市・町と連携して連絡体制の整備を行い、情報共有を図る。	引き続き 毎年実施	・連絡体制の確認	引き続き 実施	・整備済みである排水ポンプ車出動要請の連絡体制の確認を行う。	引き続き 毎年実施
⑨関係機関が連携した排水実働訓練の実施	・実践的な操作訓練や排水計画に基づく排水訓練の検討及び実施 ・水防管理団体が行う水防訓練等への参加	順次 実施	・水防管理団体が行う水防訓練等への参加	順次 実施	・水防訓練と合同で実施する。 ・河川管理者が行う定期的な操作訓練に参加する。	順次 実施
<b>■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組</b>						
①要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	・要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成を行う際の技術的な助言を行う。	引き続き 実施	・作成に必要な情報(浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等)の提供	H28年度 から順次 実施	・要配慮者施設における避難計画策定の推進を行う。 ・家屋倒壊危険区域内の要配慮者施設へさらなる情報伝達ツールを検討する。	H28年度 から順次 実施
②大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	・大規模工場等への浸水リスクの説明や水害対策など技術的な助言を行う。	引き続き 実施	・作成に必要な情報(浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間等)の提供	H28年度 から順次 実施	・ハザードマップを活用し、大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動を行う。	H29年度 から 実施

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく  
常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川流域の  
減災に係る取組方針(案)

平成28年8月26日

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会

## 1. はじめに

協議会設立の背景や課題、取組の概要を記載

## 2. 本協議会の構成員

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川に関係する市町村、富山県、気象庁、北陸地方整備局の構成員を記載

## 3. 常願寺川の概要と主な課題

河川の特徴、安政5年(鳶崩れ)、昭和9年及び昭和44年の災害、平成10年8月の出水状況、社会経済の状況などを踏まえた河川の課題を記載

### 3. 神通川の概要と主な課題

河川の特徴、大正3年及び昭和28年の災害、平成16年10月台風23号の出水状況、社会経済の状況などを踏まえた河川の課題を記載

### 3. 庄川の概要と主な課題

河川の特徴、昭和9年及び昭和51年の災害、平成16年10月台風23号の出水状況、社会経済の状況などを踏まえた河川の課題を記載

### 3. 小矢部川の概要と主な課題

河川の特徴、昭和28年及び平成10年の災害、平成20年7月の梅雨前線による出水状況、社会経済の状況などを踏まえた河川の課題を記載

## 4. 現状の取組状況

## 4. 現状の取組状況

### ①地域住民の急流河川特有の洪水の理解に関する事項

#### 『急流河川特有の洪水の理解』

#### ○現状

- ・国管理区間において、近年は氾濫流による浸水被害は発生していない。



【昭和44年8月洪水:常願寺川】



【平成16年10月洪水:神通川】

#### ●課題

- ・治水事業の進展等による被害発生頻度の減少により、地域住民の防災意識が低い状況である。
- ・過去に洪水や氾濫被害を経験している人が少なくなっている。

# 4. 現状の取組状況

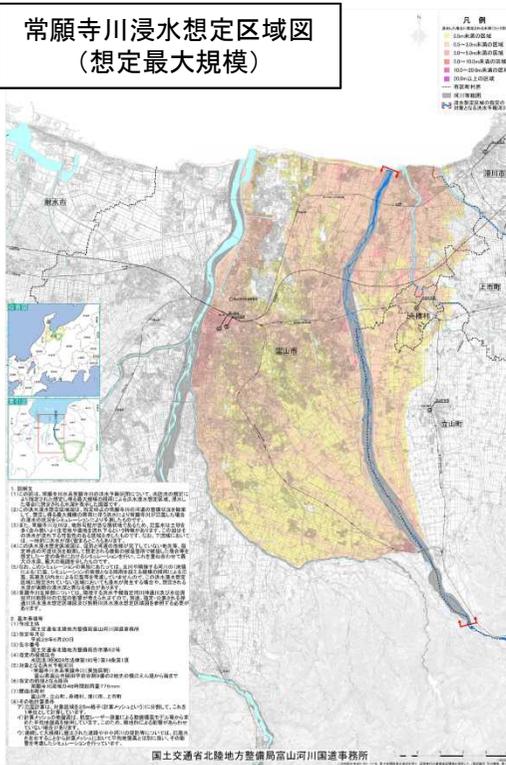
## ②情報伝達、避難計画等に関する事項

### 『洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング』

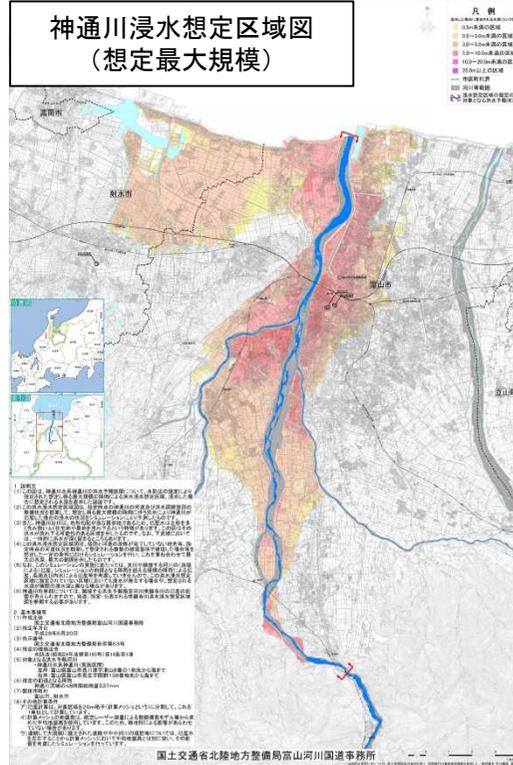
#### ○現状

・常願寺川、神通川、西派川、井田川、熊野川、庄川(国管理区間)において想定最大規模及び河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による洪水浸水想定区域図を富山河川国道事務所のHP等で公表している。

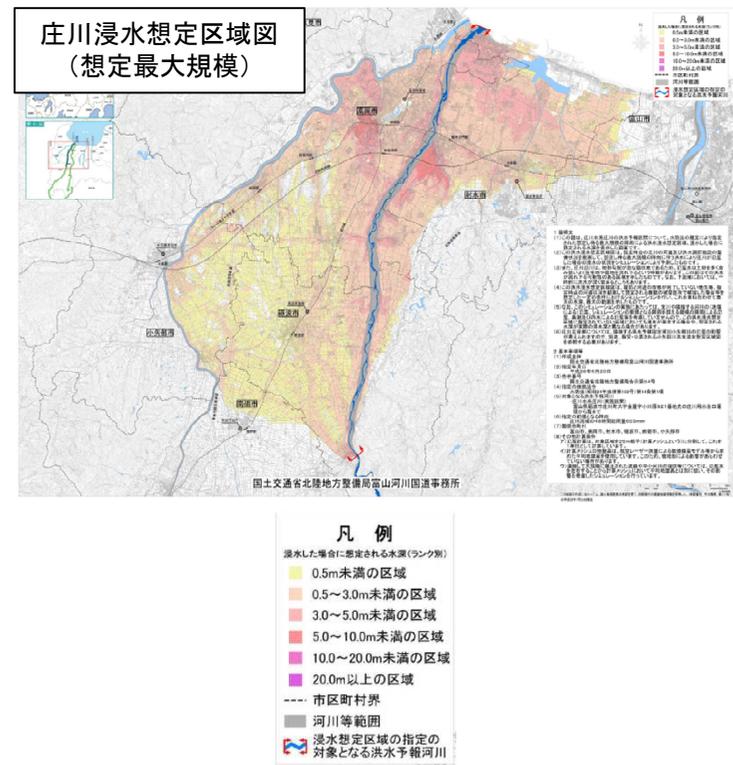
常願寺川浸水想定区域図  
(想定最大規模)



神通川浸水想定区域図  
(想定最大規模)



庄川浸水想定区域図  
(想定最大規模)



- 凡例**
- 浸水した場合に想定される水深(ランソウ別)
  - 0.5m未満の区域
  - 0.5～3.0m未満の区域
  - 3.0～5.0m未満の区域
  - 5.0～10.0m未満の区域
  - 10.0～20.0m未満の区域
  - 20.0m以上の区域
  - 市区町村界
  - 河川等範囲
  - 浸水想定区域の指定の対象となる洪水予報河川

#### ●課題

・浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。

## 4. 現状の取組状況

### ②情報伝達、避難計画等に関する事項

#### 『洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング』

#### ○現状

- ・避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を富山河川国道事務所と富山地方気象台の共同で実施している。富山県管理区間(いたち川、山田川、和田川、渋江川、子撫川など)では、水位到達情報の提供により水位周知を実施している。
- ・災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達(ホットライン)を実施している。



【洪水予報の基準となる基準観測所水位】

はん濫危険水位	市町村長による避難勧告等の発令判断の目安であり、住民の避難判断の参考になる水位。
避難判断水位	市町村長による避難準備情報の発令判断の目安であり、住民のはん濫に関する情報への注意喚起になる水位。
はん濫注意水位	のり崩れ、洗掘、漏水などの災害が発生する危険性がある水位。水防団が出動して河川の警戒にあたる水位。
水防団待機水位	水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位。

#### ●課題

- ・水位予測の精度の問題や長時間先の予測情報不足から、水防活動の判断や住民の避難行動の参考となりにくい。

# 4. 現状の取組状況

## ②情報伝達、避難計画等に関する事項 『避難勧告等の発令基準』

### ○現状

- ・地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準や対象地域を明記している。(国のガイドライン(案)に基づく見直し済)
- ・常願寺川、神通川、庄川、小矢部川(国管理区間)における避難勧告等の発令に着目した防災行動計画(タイムライン)を作成している。

### 第2節 避難準備情報、避難勧告又は指示

【企画調整課/総務課/土木課/地域振興課/消防本部】

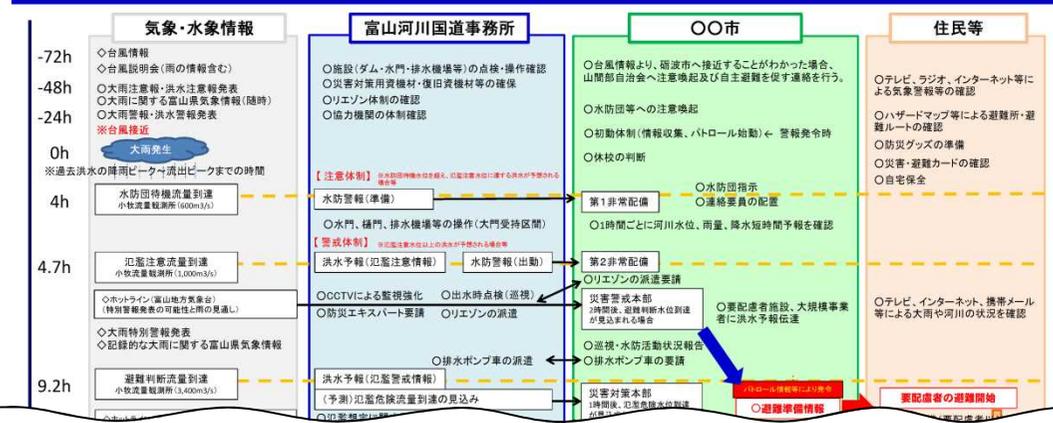
風水害、土砂災害から市民の生命の安全を確保するため、迅速かつ的確な避難準備情報、避難勧告又は指示(以下「避難勧告等」という。)を発令するための基準等を定める。実際に勧告又は指示が行われたとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。

#### 第1 避難勧告等

災害対策基本法第60条に基づき、土砂災害、河川・ため池の決壊、浸水についての避難勧告・指示の発令は市町村長の権限である。避難勧告等の発令判断は、市災害対策(警戒)本部で協議し、発令するものとし、地域ごとに指定された避難場所への避難勧告・指示を行う。なお、避難勧告等の発令を行うときは、警察署及び防災関係機関の協力を得て実施することとする。特に自主防災組織は、市、消防機関等の各機関と連携協力し、地域内の市民の避難誘導に努める。

避難勧告等の発令時の状況や市民に求める行動が分かりにくく市民の避難行動に十分に結びついていないため、避難勧告等の基準を以下の表で明確にするものとする。

台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした、直轄河川管理区間沿川の自治体の避難勧告の発令等に着目したタイムライン(防災行動計画)のイメージ



【地域防災計画(砺波市の例)】

【避難勧告等の発令に着目したタイムライン】

### ●課題

- ・常願寺川、神通川、庄川、小矢部川の各河川県管理区間における避難勧告等の発令に着目したタイムラインが未整備であるため適切な防災情報の伝達に対して懸念がある。
- ・避難勧告等の発令に着目したタイムラインが実態に合ったものになっているかが懸念される。

## 4. 現状の取組状況

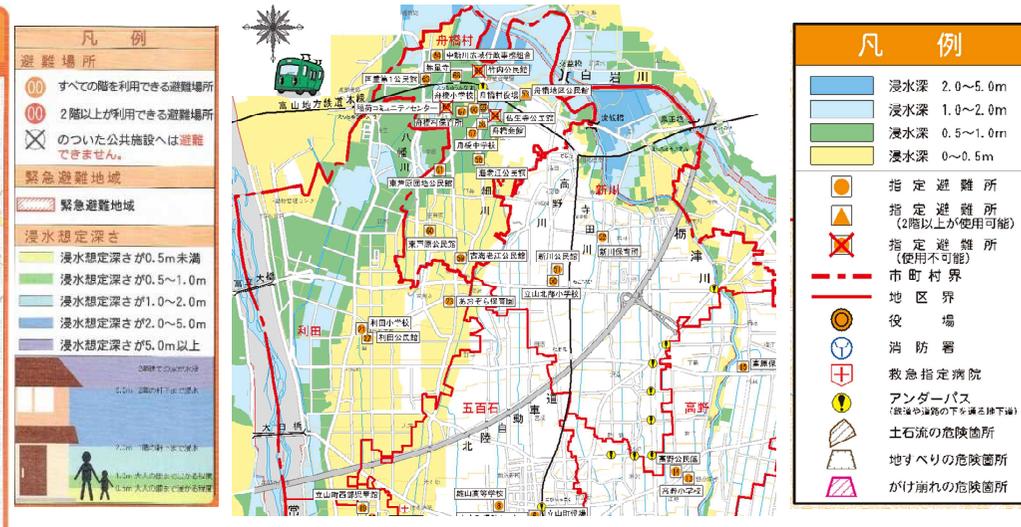
### ②情報伝達、避難計画等に関する事項 『避難場所、避難経路』

#### ○現状

・避難場所として公共施設を指定し、計画規模の洪水に対する水害ハザードマップ等で周知している。



【洪水ハザードマップ(富山市 H18)】



【洪水ハザードマップ(立山町・舟橋村 H20)】

#### ●課題

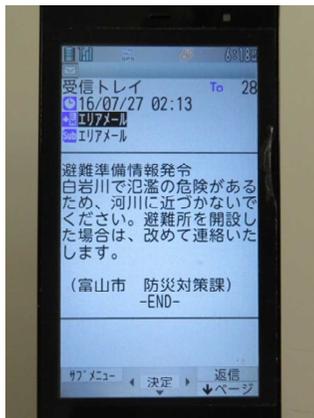
- ・大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。
- ・大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。
- ・避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていないおそれがある。

## 4. 現状の取組状況

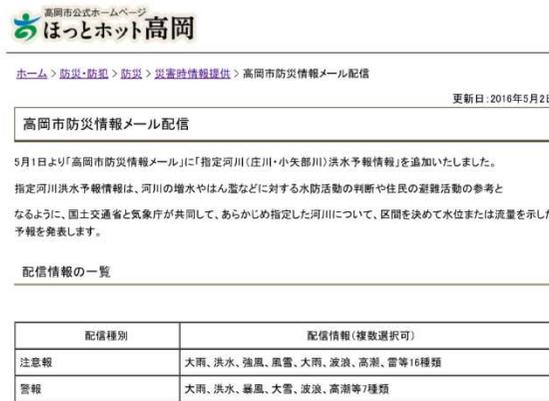
### ②情報伝達、避難計画等に関する事項 『住民等への情報伝達の体制や方法』

#### ○現状

- ・防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難勧告等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、SNS、緊急告知FMラジオ、広報車による周知、報道機関への情報提供等を実施している。
- ・河川管理者、ダム管理者等からWEB等を通じた河川水位、ダム放流、ライブ映像情報などを住民等に情報提供している。



【エリアメール(富山市)】



【防災情報メール配信(高岡市)】



SNS

ライブカメラ

【富山河川国道事務所ホームページ】雨量情報

#### ●課題

- ・大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況がある。
- ・WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。
- ・災害時に国・県・市においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。
- ・住民の避難行動の判断に必要な氾濫原を共有する他水系の防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。

## 4. 現状の取組状況

### ②情報伝達、避難計画等に関する事項 『避難誘導體制』

#### ○現状

- ・避難誘導は、警察、消防機関、自主防災組織、水防団員(消防団員)と協力して実施している。



【消防機関による浸水状況確認(高岡市:H25)】

#### ●課題

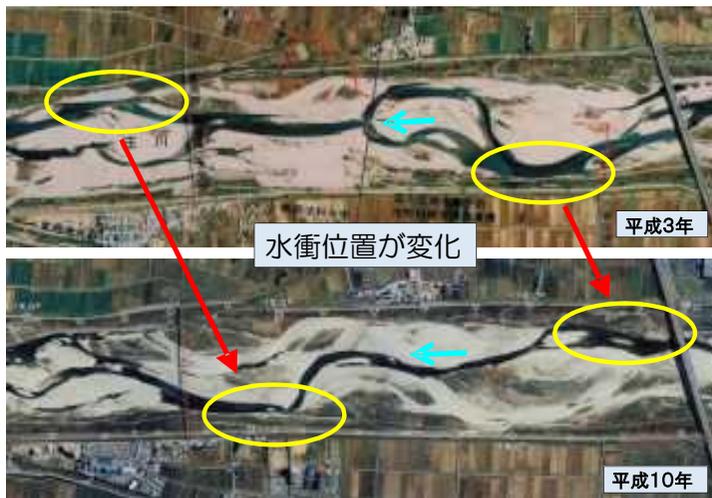
- ・災害時の具体的な避難支援や避難誘導體制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。

## 4. 現状の取組状況

### ③水防に関する事項 『河川水位等に係る情報提供』

#### ○現状

- ・国土交通省、富山県が基準観測所の水位により水防警報を公表している。
- ・災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）をしている。



【庄川 15.0k~17.0k付近】

#### 正規

#### 小矢部川はん蓋注意情報

小矢部川洪水予報第(仮)11号  
注:水防警報(河川)  
平成26年08月26日12時20分  
富山河川国道事務所 富山地方気象台 共同発表

#### (見出し)

小矢部川では、はん蓋注意水位(レベル2)に到達、水位はさらに上昇

#### (主文)

小矢部川の長江水位観測所(高岡市)では、26日11時40分頃に、はん蓋注意水位(レベル2)に達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。

#### (雨量)

多いところで1時間に18ミリの雨が降っています。  
この雨は今後次第に弱まるでしょう。

流域	25日02時00分~26日12時00分 までの流域平均雨量	26日12時00分~26日15時00分 までの流域平均雨量の見込み
小矢部川流域	90ミリ	12ミリ

#### (水位)

小矢部川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)又は 流量(m <sup>3</sup> /s)	水防団 待機	はん蓋 注意	避難 判断	はん蓋 危険	
長江	26日12時00分の観測値4.24					

【洪水予報の例】

#### ●課題

- ・特に急流河川では、洪水毎に滞筋が変化し、洪水の流れが複雑であることから、適切に水防活動を実施すべき箇所を特定し、共有することが必要である。
- ・急流河川の特長や水防活動に時間を要する現地の特性等も踏まえた、迅速かつ適切な水防活動に懸念がある。

## 4. 現状の取組状況

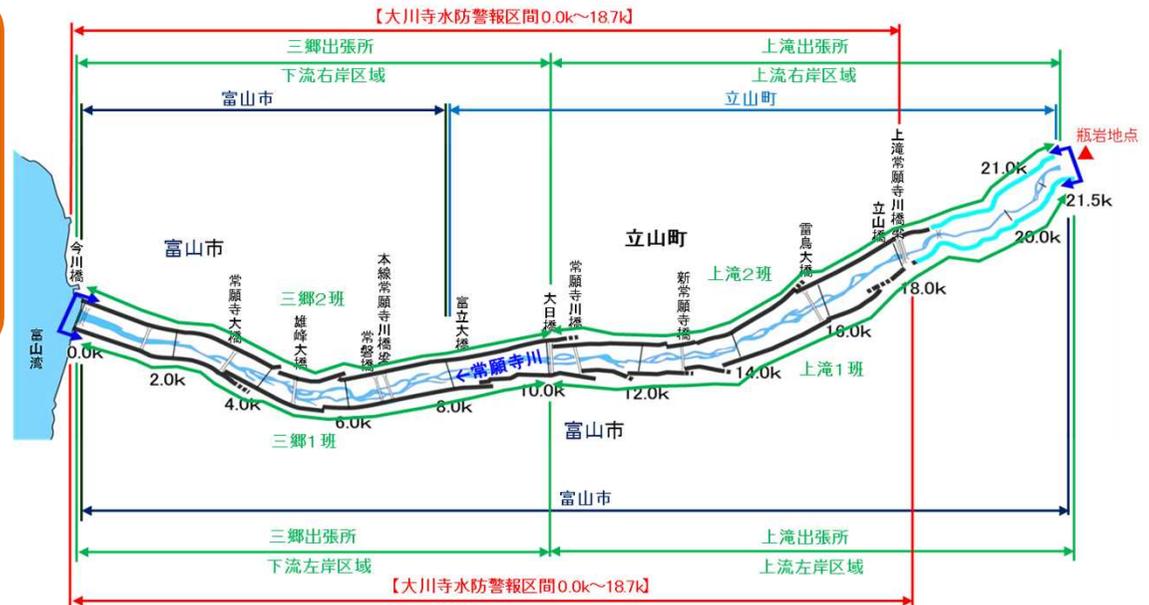
### ③水防に関する事項 『河川の巡視区間』

#### ○現状

- ・出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。また、出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。
- ・地域防災計画により、浸水被害が予想される箇所を巡回し、現状把握に努めている。



【合同巡視(常願寺川)】



【出水時の巡視範囲(常願寺川)】

#### ●課題

- ・河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。
- ・水防団員が減少・高齢化等している中でそれぞれの受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができない状況にある。
- ・水防活動を担う水防団員(消防団員)は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。

## 4. 現状の取組状況

### ③水防に関する事項 『水防資機材の整備状況』

#### ○現状

- ・防災ステーション、各機関の水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。



<福岡防災ステーション>  
小矢部川左岸20.2km付近



#### ●課題

- ・水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。
- ・水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。
- ・鬼怒川での堤防決壊箇所への復旧内容を踏まえ、常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川での堤防決壊時の資機材について、配備箇所の見直しを含めた再確認が必要である。

## 4. 現状の取組状況

### ④ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項 『排水施設、排水資機材の操作・運用』

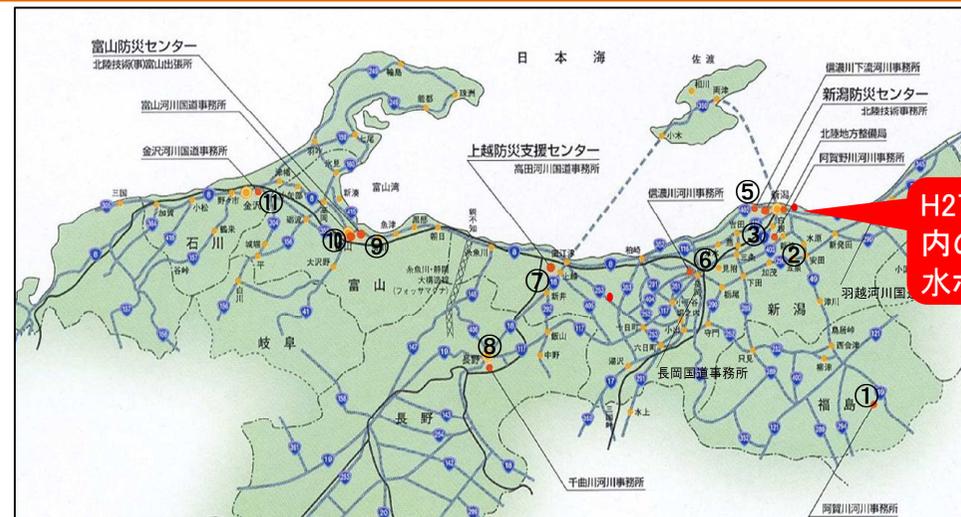
#### ○現状

- ・排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。
- ・樋門・陸閘の操作点検を出水期前に実施している。
- ・雨水ポンプ場等による排水活動及びポンプ委託による内水排除対策を実施している。



井田川(磯川樋門)

【排水ポンプ車による排水】



H27.3時点で北陸地整管内の11拠点に40台の排水ポンプ車を配備

#### ●課題

- ・排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する社会経済機能の早期回復に向けた対応を行えない懸念がある。
- ・現状において社会経済機能の早期回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水システムも考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。

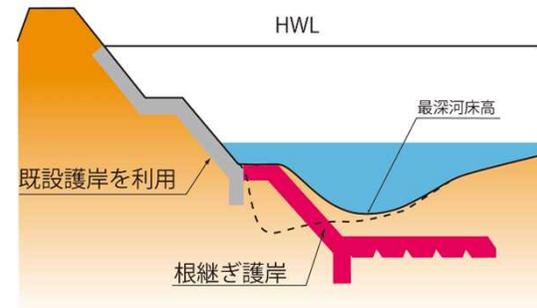
## 4. 現状の取組状況

### ⑤河川管理施設の整備に関する事項

#### 『堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容』

#### ○現状

- ・急流河川対策として、河川の洗掘や侵食に対する安全度や背後地の状況等を踏まえ、護岸等の整備を推進している。
- ・計画断面に満たない堤防や流下能力が不足する箇所に対し、堤防整備、河道掘削を推進している。
- ・堤防の漏水など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所について、整備を推進している。



急流河川対策(根継ぎ護岸)

#### ●課題

- ・計画断面に対して高さや幅が不足している堤防や流下能力が不足している箇所があり、洪水により氾濫する恐れがある。
- ・堤防の漏水や侵食・洗掘など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所が存在している。
- ・今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されるなかで、被害の軽減を図る必要がある。

## 5. 減災のための目標

## 5. 減災のための目標〈常願寺川〉

### ■5年間で達成すべき目標

氾濫流の流れが速く、富山市街地を含む広範囲に拡散する氾濫形態となる扇状地河川特有の地形特性を踏まえ、常願寺川の大規模水害に対し、

『川や市街地を流れる洪水の理解と

それによる迅速かつ確実な避難』

『社会経済被害の最小化』を目標とする。

※大規模水害…想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害。

※川を流れる洪水…水位が急激に上昇する。流れのエネルギーが大きく、予測困難な堤防の侵食が発生する。

※市街地を流れる洪水…一旦堤防が決壊すると勢いのある水が短時間で市街地に広がる。

※迅速かつ確実な避難…水深が浅くても歩行できない状況となる前に安全な場所への避難。

※社会経済被害の最小化…大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態。

### ■目標達成に向けた取組の柱

河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取組を実施する。

1. 急流河川特有の洪水現象について理解を頂くための周知・理解促進の取り組み
2. 常願寺川の特徴を踏まえた大規模水害における避難行動のための取り組み
3. 洪水氾濫による被害軽減及び避難時間確保のための水防活動等の取り組み

## 5. 減災のための目標<神通川>

### ■ 5年間で達成すべき目標

低平地に富山市の中心市街地が形成されている地形・社会特性を踏まえ、神通川の大規模水害に対し、

**『川や市街地を流れる洪水の理解と  
それによる迅速かつ確実な避難』  
『社会経済被害の最小化』**を目標とする。

※大規模水害・・・想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害。

※川を流れる洪水・・・水位が急激に上昇する。越流以外に侵食や洗掘による決壊のおそれがある。

※市街地を流れる洪水・・・一旦堤防が決壊すると勢いのある水が短時間で市街地に広がる。

※迅速かつ確実な避難・・・水深が浅くても歩行できない状況となる前に安全な場所への避難。

※社会経済被害の最小化・・・大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態。

### ■ 目標達成に向けた取組の柱

河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取組を実施する。

1. 急流河川特有の洪水現象について理解を頂くための周知・理解促進の取り組み
2. 神通川の特性を踏まえた大規模水害における避難行動のための取り組み
3. 洪水氾濫による被害軽減及び避難時間確保のための水防活動等の取り組み
4. 一刻も早く社会経済活動を回復させるための排水活動の取り組み

## 5. 減災のための目標<庄川>

### ■ 5年間で達成すべき目標

氾濫流の流れが速く、砺波・高岡・射水市街地を含む広範囲に拡散する扇状地河川特有の地形特性を踏まえ、庄川の大規模水害に対し、

『川や市街地を流れる洪水の理解と

それによる迅速かつ確実な避難』

『社会経済被害の最小化』を目標とする。

※大規模水害・・・想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害。

※川を流れる洪水・・・水位が急激に上昇する。流れのエネルギーが大きく、予測困難な堤防の侵食が発生する。

※市街地を流れる洪水・・・一旦堤防が決壊すると勢いのある水が短時間で市街地に広がる。

※迅速かつ確実な避難・・・水深が浅くても歩行できない状況となる前に安全な場所への避難。

※社会経済被害の最小化・・・大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態。

### ■ 目標達成に向けた取組の柱

河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取組を実施する。

1. 急流河川特有の洪水現象について理解を頂くための周知・理解促進の取り組み
2. 庄川の特性を踏まえた大規模水害における避難行動のための取り組み
3. 洪水氾濫による被害軽減及び避難時間確保のための水防活動等の取り組み
4. 一刻も早く社会経済活動を回復させるための排水活動の取り組み

## 5. 減災のための目標〈小矢部川〉

### ■ 5年間で達成すべき目標

庄川扇状地扇端付近に沿って流下し、沿川に高岡・小矢部市街地が形成され大型商業施設および工業地帯等が立地している地形・社会特性を踏まえ、小矢部川の大規模水害に対し、

『川や市街地を流れる洪水の理解と  
それによる迅速かつ確実な避難』

『社会経済被害の最小化』を目標とする。

※大規模水害・・・想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害。

※川を流れる洪水・・・水位が急激に上昇する。越水以外にも浸透等による決壊のおそれがある。

※市街地を流れる洪水・・・一旦堤防が決壊すると勢いのある水が短時間で市街地に広がる。

※迅速かつ確実な避難・・・歩行できない状況となる前に安全な場所への避難。

※社会経済被害の最小化・・・大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態。

### ■ 目標達成に向けた取組の柱

河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取組を実施する。

1. 小矢部川特有の洪水現象について理解を頂くための周知・理解促進の取り組み
2. 小矢部川の特性を踏まえた大規模水害における避難行動のための取り組み
3. 洪水氾濫による被害軽減及び避難時間確保のための水防活動等の取り組み

## 6. 概ね5年で実施する取組

## 6. 概ね5年で実施する取組<常願寺川>

### 1) ハード対策の主な取組

- 洪水を河川内で安全に流す対策
- 危機管理型ハード対策(堤防天端の保護)
- 周知・理解促進、避難行動、水防活動に資する基盤等の整備

### 2) ソフト対策の主な取組

#### ① 急流河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組

##### ■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組

- ・常願寺川の水害の歴史・洪水特性の周知、理解促進のための副教材の作成・教育機関等への配布
- ・小中学校等における水災害教育を実施
- ・出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催
- ・効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布
- ・自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所 の共同点検の実施
- ・まるごとまちごとハザードマップを整備
- ・住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実

#### ② 迅速かつ確実な避難行動のための取組

##### ■ 情報伝達、避難計画等に関する取組

- ・リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実
- ・避難勧告等の発令に着目した防災行動計画(タイムライン)の整備及び検証と改善
- ・想定最大規模も含めた決壊地点別浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表(浸水ナビ等による公表)
- ・立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討
- ・参加市・町による広域避難計画の策定及び支援
- ・広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知
- ・水位予測の検討及び精度の向上
- ・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善

## 6. 概ね5年で実施する取組<常願寺川>

### 2) ソフト対策の主な取組

#### ③ 洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組

##### ■ 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組

- ・水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施
- ・自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所での合同巡視の実施
- ・毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施
- ・水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進
- ・国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施
- ・大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施
- ・大規模水害を想定した常願寺川排水計画(案)の検討を実施
- ・排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備
- ・関係機関が連携した排水実働訓練の実施

##### ■ 要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組

- ・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施
- ・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動

## 6. 概ね5年で実施する取組<神通川>

### 1) ハード対策の主な取組

- 洪水を河川内で安全に流す対策
- 危機管理型ハード対策(堤防天端の保護・裏法尻の補強)
- 周知・理解促進、避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

### 2) ソフト対策の主な取組

#### ① 急流河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組

##### ■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組

- ・小中学校等における水災害教育を実施
- ・出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催
- ・効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布
- ・自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施
- ・まるとまちごとハザードマップを整備
- ・住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実

#### ② 迅速かつ迅速な避難行動のための取組

##### ■ 情報伝達、避難計画等に関する取組

- ・リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実
- ・避難勧告等の発令に着目した防災行動計画(タイムライン)の整備及び検証と改善
- ・想定最大規模も含めた決壊地点別浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表(浸水ナビ等による公表)
- ・立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討
- ・参加市・町による広域避難計画の策定及び支援
- ・広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知
- ・水位予測の検討及び精度の向上
- ・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善

## 6. 概ね5年で実施する取組<神通川>

### 2) ソフト対策の主な取組

#### ③ 洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組

##### ■ 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組

- ・水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施
- ・自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施
- ・毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施
- ・水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進
- ・国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施
- ・大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施

##### ■ 要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組

- ・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施
- ・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動

#### ④ 社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化

##### ■ 救援・救助活動の効率化に関する取組

- ・大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施

##### ■ 排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施

- ・**氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)を作成**
- ・排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備
- ・関係機関が連携した排水実働訓練の実施

## 6. 概ね5年で実施する取組<庄川>

### 1) ハード対策の主な取組

- 洪水を河川内で安全に流す対策
- 危機管理型ハード対策(堤防天端の保護、裏法尻の補強)
- 周知・理解促進、避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

### 2) ソフト対策の主な取組

#### ① 急流河川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組

##### ■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組

- ・小中学校等における水災害教育を実施
- ・出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催
- ・効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布
- ・自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施
- ・まるごとまちごとハザードマップを整備
- ・住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実

#### ② 迅速かつ迅速な避難行動のための取組

##### ■ 情報伝達、避難計画等に関する取組

- ・リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実
- ・各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討会」における急流河川の特性を踏まえた大規模水害時のタイムライン(事前防災計画)の策定と検証及び改善
- ・想定最大規模も含めた決壊地点別浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表(浸水ナビ等による公表)
- ・立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討
- ・参加市・町による広域避難計画の策定及び支援
- ・広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知
- ・水位予測の検討及び精度の向上
- ・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善

## 6. 概ね5年で実施する取組<庄川>

### 2) ソフト対策の主な取組

#### ③ 洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組

##### ■ 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組

- ・水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施
- ・自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施
- ・毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施
- ・水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進
- ・国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施
- ・大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施

##### ■ 要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組

- ・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施
- ・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動

#### ④ 社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化

##### ■ 救援・救助活動の効率化に関する取組

- ・大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施

##### ■ 排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施

- ・大規模水害を想定した庄川排水計画(案)の検討を実施
- ・排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備
- ・関係機関が連携した排水実働訓練の実施

## 6. 概ね5年で実施する取組<小矢部川>

### 1) ハード対策の主な取組

- 洪水を河川内で安全に流す対策
- 危機管理型ハード対策(堤防天端の保護)
- 周知・理解促進、避難行動、水防活動に資する基盤等の整備

### 2) ソフト対策の主な取組

#### ① 小矢部川特有の洪水を理解するための周知・理解促進の取組

##### ■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組

- ・小中学校等における水災害教育を実施
- ・出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催
- ・効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布
- ・自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施
- ・まるごとまちごとハザードマップを整備
- ・住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実

#### ② 迅速かつ迅速な避難行動のための取組

##### ■ 情報伝達、避難計画等に関する取組

- ・リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実
- ・各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討会」における急流河川の特性を踏まえた大規模水害時のタイムライン(事前防災計画)の策定と検証及び改善
- ・想定最大規模も含めた決壊地点別浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表(浸水ナビ等による公表)
- ・立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討
- ・参加市・町による広域避難計画の策定及び支援
- ・広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知
- ・水位予測の検討及び精度の向上
- ・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善

## 6. 概ね5年で実施する取組<小矢部川>

### 2) ソフト対策の主な取組

#### ③ 洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組

##### ■ 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組

- ・水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施
- ・自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施
- ・毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施
- ・水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進
- ・国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施
- ・大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施
- ・大規模水害を想定した小矢部川排水計画(案)の検討を実施
- ・排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備
- ・関係機関が連携した排水実働訓練の実施

##### ■ 要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組

- ・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施
- ・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動

# ハード対策の主な取組<洪水を河川内で安全に流す対策>

○流下能力対策

○浸透対策

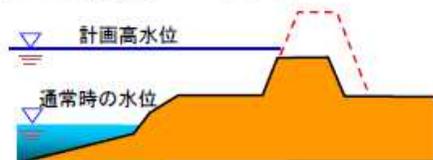
【引き続き実施:北陸地整、富山県】

○侵食・洗掘対策

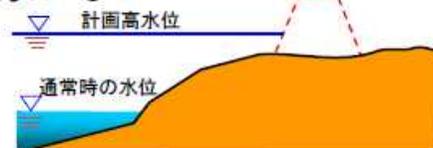
○パイピング対策

## 【未完成の堤防】

○堤防の断面が不足

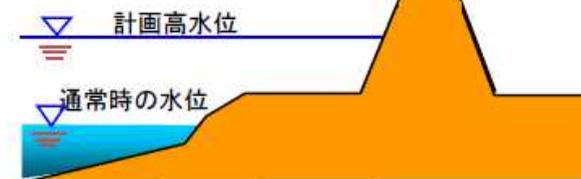


○堤防がない



## 【完成された堤防】

○堤防の高さ・幅ともに計画上の断面を確保

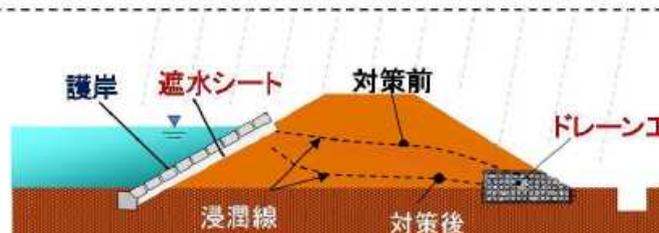


流下能力対策  
(堤防かさ上げの例)

## <浸透や侵食に対する対策工法>

➤ドレーン工、護岸や遮水シートの設置等、浸透や侵食に対する安全性を確保するための対策を実施

浸透対策  
パイピング対策  
侵食・洗掘対策



ドレーン工、護岸や遮水シートの設置例

# ハード対策の主な取組<危機管理型ハード対策>

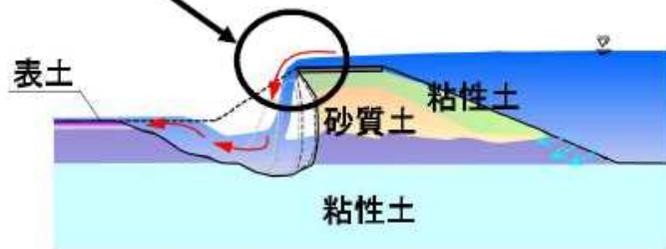
○堤防天端の保護

【引き続き実施:北陸地整、富山県】

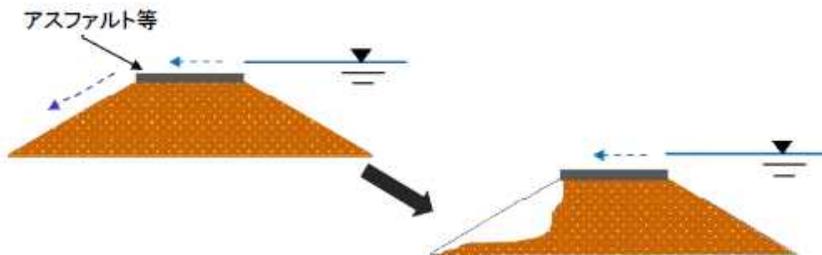
○裏法尻の補強

## 堤防天端の保護

○ 堤防天端をアスファルト等で保護し、法肩部の崩壊の進行を遅らせることにより、決壊までの時間を少しでも延ばす

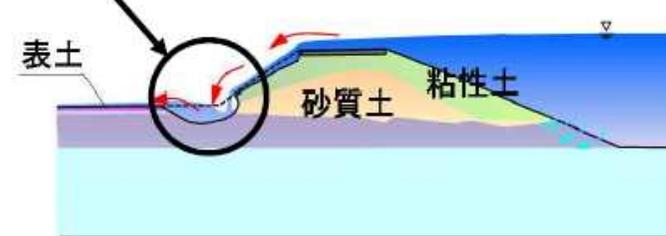


堤防天端をアスファルト等で保護した堤防では、ある程度の時間、アスファルト等が残っている。

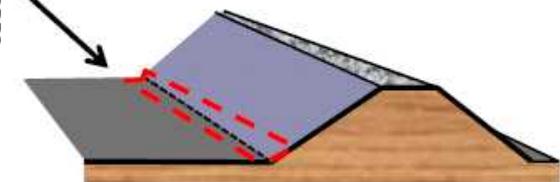
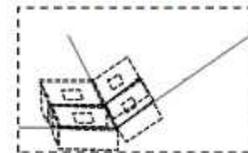


## 裏法尻の補強

○ 裏法尻をブロック等で補強し、深掘れの進行を遅らせることにより、決壊までの時間を少しでも延ばす



堤防裏法尻をブロック等で補強



※ 具体的な工法については検討中

## ハード対策の主な取組＜対策を実施する区間延長一覧＞

### ＜洪水を河川内で安全に流す対策＞

水系名	実施区間延長 (重複無し)	内訳			
		浸透 対策	パイピング 対策	流下能力 対策	侵食・洗掘 対策
常願寺川	1.2	0.5	0.5	-	1.0
神通川	6.9	3.1	5.0	0.2	0.4
庄川	3.1	2.0	2.6	0.3	0.5
小矢部川	3.6	3.6	0.1	-	-

### ＜危機管理型ハード対策＞

水系名	実施区間延長 (重複無し)	内訳	
		堤防天端の保護	裏法尻の補強
常願寺川	5.5	5.5	-
神通川	34.2	32.1	2.1
庄川	17.4	17.4	0.7
小矢部川	25.5	25.5	-

## 周知・理解促進、避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

### ○新技術を活用した水防資機材の検討及び配備

【平成28年度から検討：北陸地整、富山県、全市町村】

### ○周知・理解促進及び円滑な避難活動や水防活動を支援するため、CCTVカメラ、簡易水位計や量水標等の設置【平成28年度から順次整備：北陸地整、富山県】

新技術を活用した水防資機材



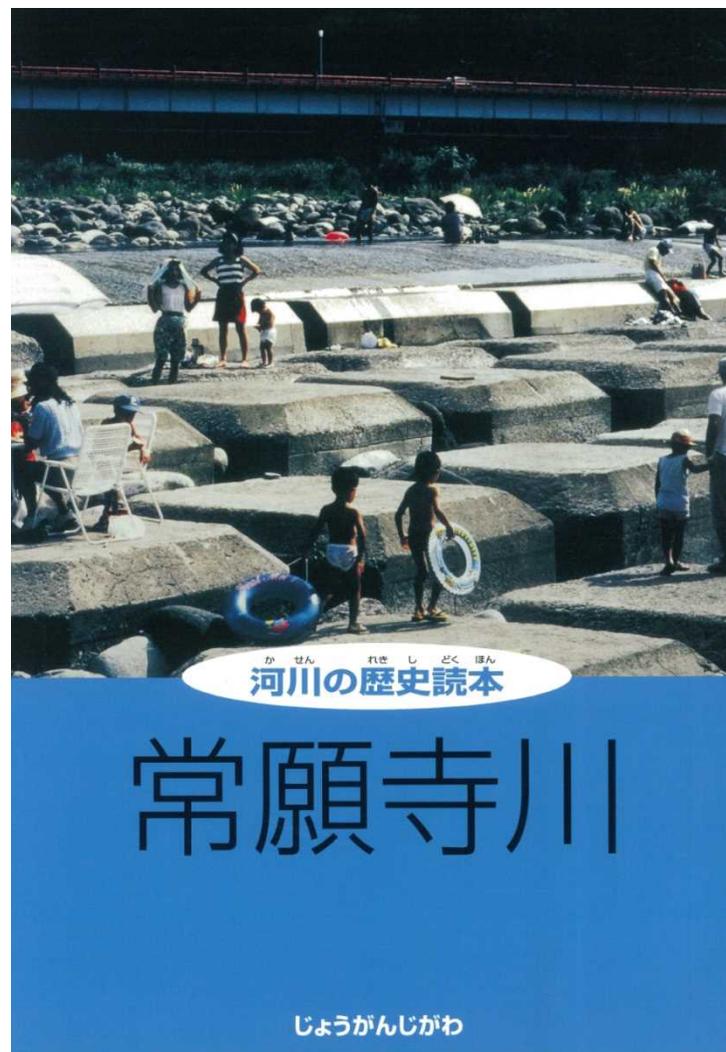
簡易水位計及び量水標の設置



富山市婦中町羽根地先

## 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組

○常願寺川の水害の歴史・洪水特性の周知、理解促進のための副教材の作成・教育機関への配布【順次実施：北陸地整、富山県、富山市、立山町、舟橋村】



【作成例】

## 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組

- 自治会や地域住民が参加した**水害リスクの高い箇所の共同点検**の実施【平成27年度から順次、毎年実施：北陸地整、富山県、全市町村】
- 小中学校等における**水災害教育**を実施【引き続き実施：北陸地整、気象台、富山県、全市町村】

### 共同点検の実施



【重要水防箇所の共同点検状況】

### 水災害教育の実施



【水防工法体験(常願寺川神通川連合水防演習)】

# 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組

○“まるごとまちごとハザードマップ”の整備【順次実施：北陸地整、富山県、全市町村】

保育所や公民館への設置事例



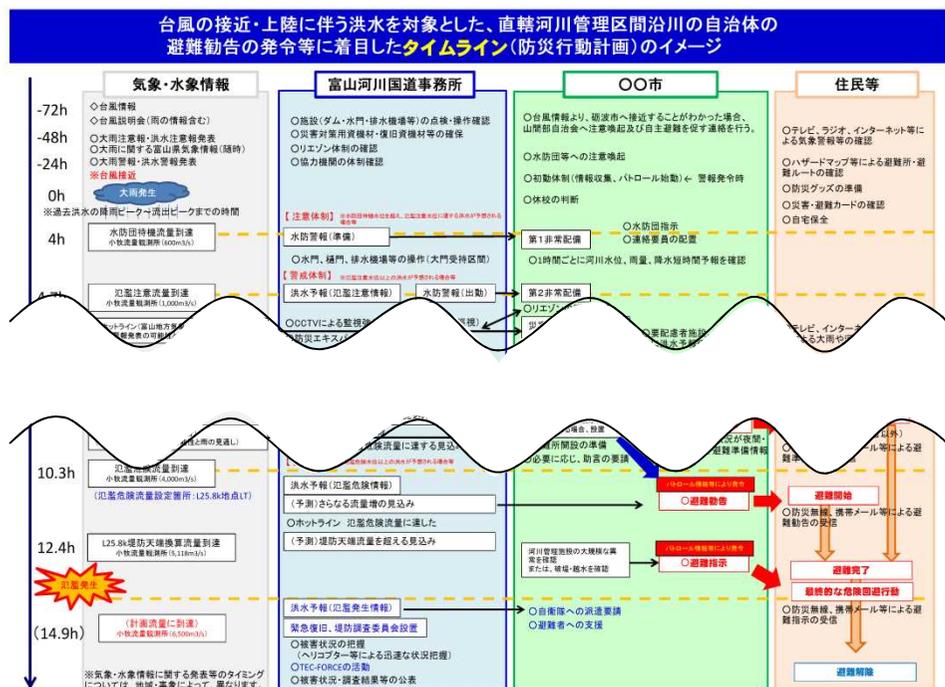
小学校への設置事例



# 情報伝達、避難計画等に関する取組

- 各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討会」における急流河川の特徴を踏まえた大規模水害時のタイムライン(事前防災計画)の策定と検証及び改善【順次実施:北陸地整、気象台、富山県、富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市】
- 想定最大規模も含めた決壊地点別浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表【平成28年度から順次実施:北陸地整、富山県】

## タイムラインの策定と検証及び改善



## 想定最大規模の浸水シミュレーション

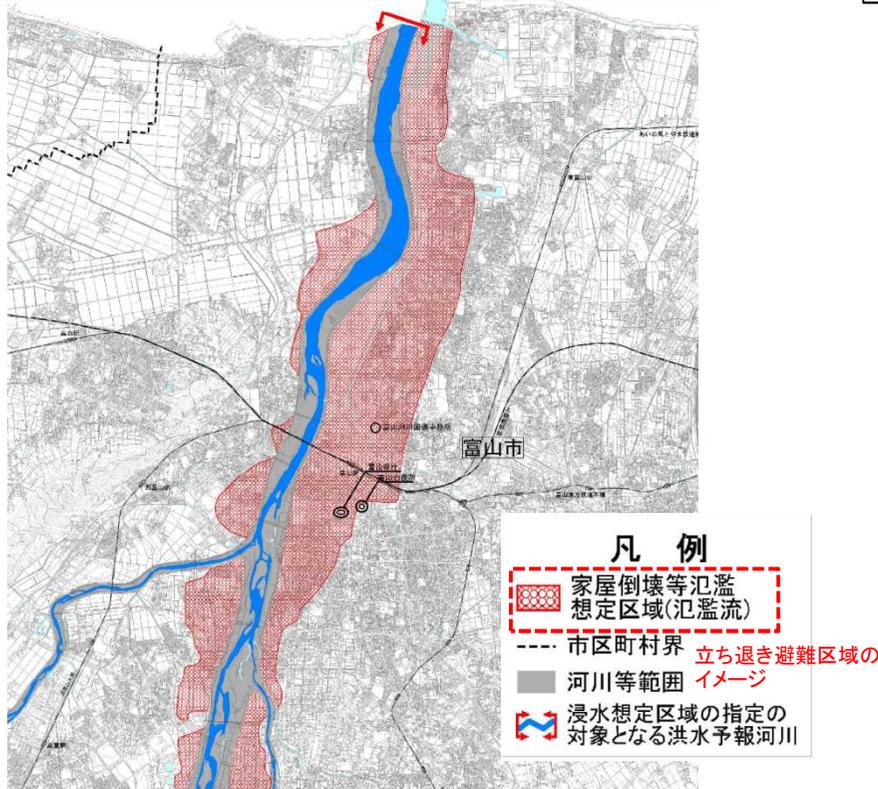


※上記はイメージ

# 情報伝達、避難計画等に関する取組

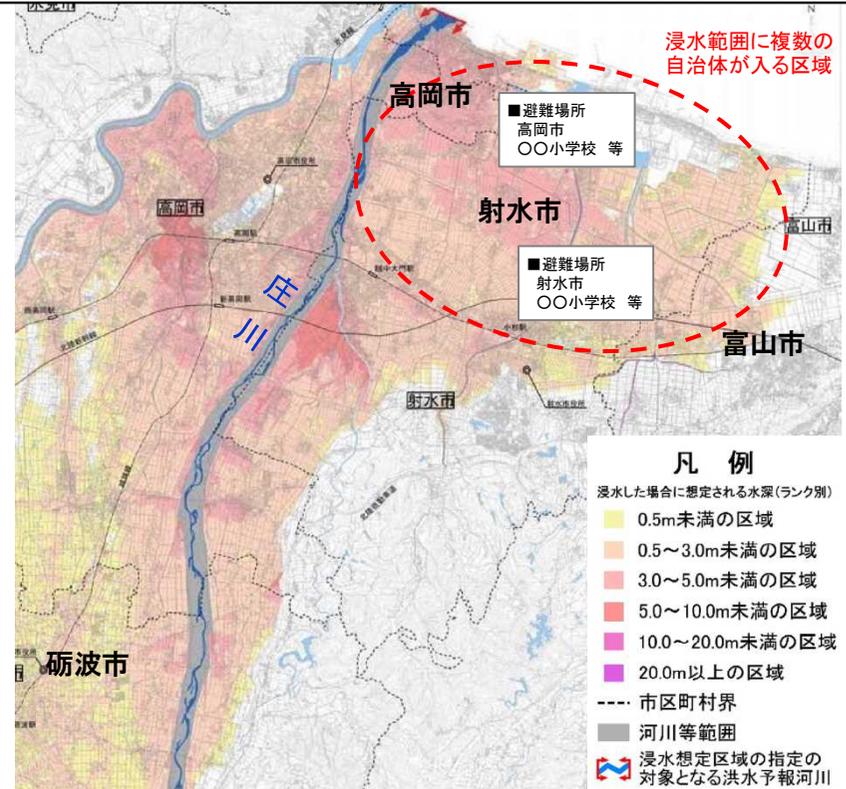
- **立ち退き避難が必要な区域及び避難方法**の検討【平成28年度から順次実施：北陸地整、富山県、全市町村】
- **広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップ**の策定・周知【平成28年度から順次実施：北陸地整、富山県、全市町村】※広域的な避難計画とは、隣接市町村への避難が有効な地区の避難計画をいう。
- 気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善【平成29年度から実施：気象台】

## 立ち退き避難が必要な区域のイメージ



【神通川想定最大規模降雨時家屋倒壊等氾濫想定区域図のイメージ】

## 垂直避難や水平避難など多様な避難のイメージ



【庄川洪水浸水想定区域図(想定最大規模降雨)】

## 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組

- 自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の**合同巡視の実施**【引き続き毎年実施：北陸地整、气象台、富山県、全市町村】
- 毎年、関係機関が連携した**水防実施訓練等**を実施【引き続き毎年実施：北陸地整、气象台、富山県、全市町村】

### 水防団、住民との合同巡視



砺波市下中条地先

※写真は、自治体や水防団との水防資機材の確認  
(庄川水害予防組合資材倉庫)

### 関係機関が連携した水防訓練の実施



富山市水橋入江地先

【水防工法研修会】

# 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組

○大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施【平成28年度から検討：北陸地整、富山県】

H28.6現在の配置状況

- ・・・防災センター(1箇所)
- ▲・・・側帯(14箇所)
- ・・・ブロックストックヤード(7箇所)

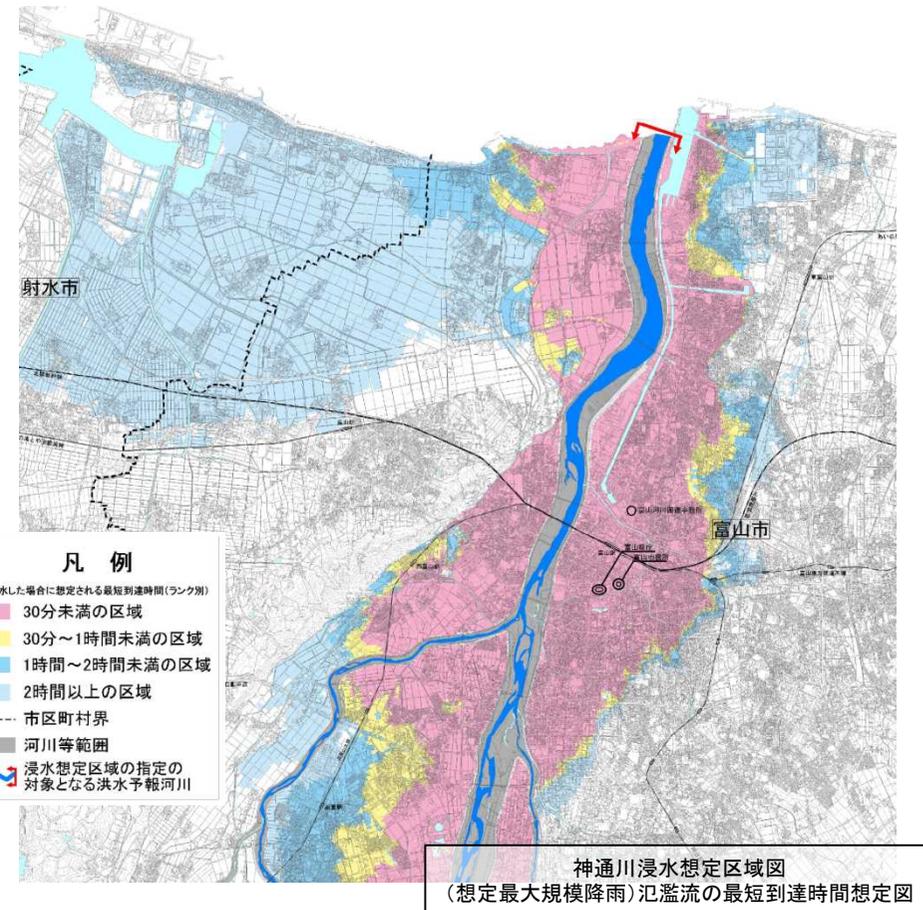
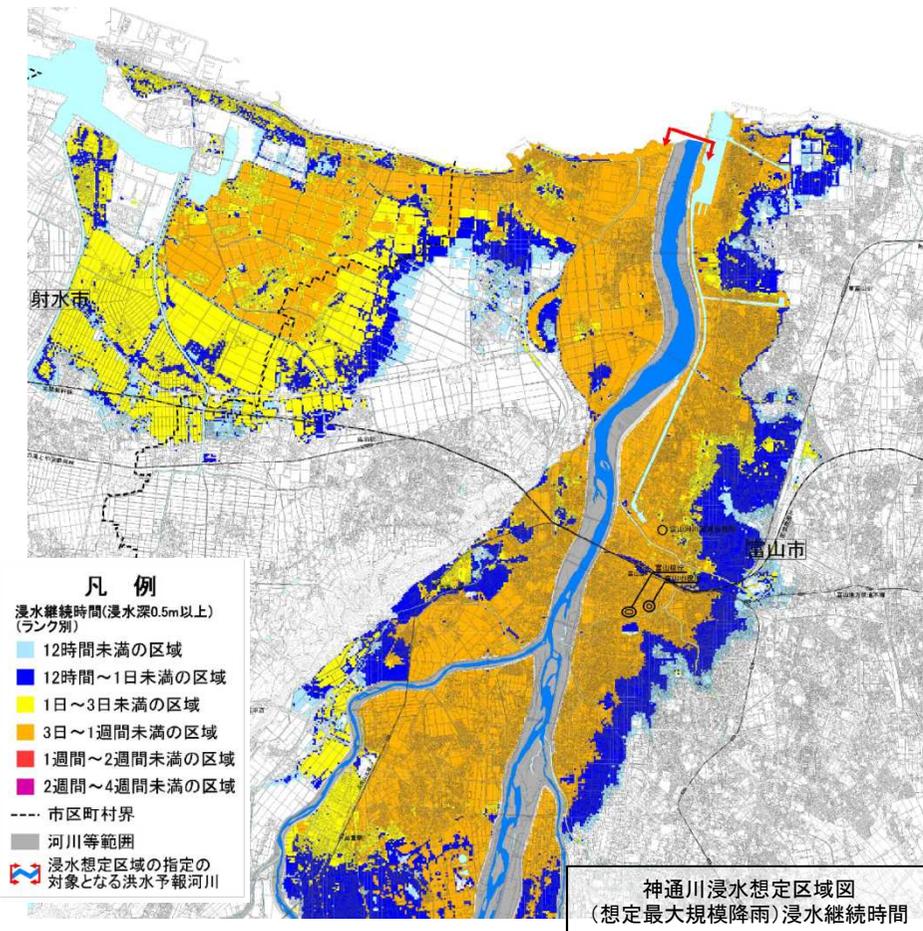




# 救援・救助活動の効率化に関する取組

○大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施【平成28年度から検討：北陸地整、富山県、富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市】

## 救援・救助活動等支援のための拠点配置計画の検討イメージ



拠点のイメージは、大規模水害時に、社会経済被害の最小化のため、命を“助ける・つなぐ”ための救援・救助の拠点や他の市町が被災した際の広域的な連携のための拠点も重要。高速道路、港湾、空港、鉄道などの交通や物流の拠点から運ばれる救援・救助物資の集積地や宿营地として公園や道の駅などの公有地の他、SA・PAといった民間スペース等の多面的な活用を検討。

## 排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施

- 氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、神通川大規模水害を想定した排水計画(案)を作成【平成28年度から検討：北陸地整、富山県、富山市、射水市】
- 関係機関が連携した排水実働訓練の実施【順次実施：北陸地整、富山県、全市町村】

### 排水ポンプ車の訓練



【高岡市との連携による排水訓練(四屋川樋門付近)】

### 排水ポンプ車の支援(井田川)



【平成25年9月洪水でのポンプ排水及び照明車配備】

## 7. フォローアップ

## フォローアップ

- 各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。
- 原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。
- なお、想定最大規模の外力による新たな浸水想定区域図を公表してまもない(小矢部川については検討中)ことから、新たな浸水想定区域図に基づく具体的なソフト対策の取り組みの内容及び目標時期などのロードマップについては、本協議会幹事会を通じ、沿川自治体との間で取り組みの具体化を図ることとする。また、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。